

第百二十三回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第三号

平成四年三月十日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 武藤 山治君

理事 逢沢 一郎君

理事 自見庄三郎君

理事 竹村 幸雄君

理事 森本 晃司君

理事 甘利 明君

理事 岩屋 毅君

理事 浦野 休興君

理事 奥田 幹生君

理事 佐藤 信二君

理事 齊藤斗志二君

理事 谷川 和穂君

理事 仲村 正治君

理事 増田 敏男君

理事 秋葉 忠利君

理事 岡田 利春君

理事 後藤 茂君

理事 安田 修三君

理事 吉田 和子君

理事 二見 伸明君

理事 小沢 和秋君

理事 江田 五月君

出席政府委員

通商産業大臣 渡部 恒三君

通商産業大臣 房長 内藤 正久君

通商産業大臣 房総務審議官 渡辺 修君

通商産業大臣 房審議官 中田 哲雄君

通商産業省立地 公署局長 鈴木 英夫君

委員外の出席者

外務大臣官房文

化交流部文化第

一課長

農林水産省農蚕

園芸局農系課長

労働省職業能力

開発局能力開発

課長

商工委員会調査

室長

山下 弘文君

赤阪 清隆君

新庄 忠夫君

松崎 朗君

南学 政明君

堀 富男君

桑原 茂樹君

堀 富男君

堀 富男君

堀 富男君

堀 富男君

堀 富男君

堀 富男君

堀 富男君

堀 富男君

堀 富男君

堀 富男君

堀 富男君

堀 富男君

堀 富男君

堀 富男君

堀 富男君

委員の異動

三月十日

辞任

齊藤斗志二君

岡田 利春君

同日

辞任

鳩山由紀夫君

秋葉 忠利君

同日

辞任

鳩山由紀夫君

秋葉 忠利君

同日

辞任

補欠選任

鳩山由紀夫君

秋葉 忠利君

同日

辞任

鳩山由紀夫君

秋葉 忠利君

同日

辞任

鳩山由紀夫君

秋葉 忠利君

同日

辞任

鳩山由紀夫君

秋葉 忠利君

る法律案(内閣提出第三二号)

○武藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案及び特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹村幸雄君。

○竹村委員 伝統工芸品産業は、昔から各地方の長い歴史と伝統、気候と風土の中で、民衆の力によつてはぐくまれて、受け継がれてきた産業であり、地方特有の文化であります。伝統産業は、日本固有の文化であり、日本人の心であり、日本民族の貴重な財産であります。この伝統産業を先祖から受け継ぎ、発展させ、子孫に引き継いでいくのは、現在に生きる私たちの使命であります。

今回、この伝統産業を単に守るということではなく、伝統的な技術、技法を生かしながら、産業として発展させていく立場で改正案が提案をされました。昭和四十九年、議員立法で成立した伝産法は、私が起案をいたしました。努力をし、苦勞して成立させた者として、渡部通産大臣の高い見識に深い敬意を払いながら、終始推進する立場で意見を申し上げ、質問をいたしたいと思います。

日本の主要産業は今でこそ自動車、電機、精密機械などということになっておりますけれども、これらが世界的な競争力を有するようになったのはごく最近のことです。そもそも我が国の製造業が世界一の水準になり得たのも、伝統的工芸品産業によって培われた、きめ細かな物づくりの心、使う人の立場になって物をつくる物づくりの心と、洗練された技術、そしてそれを支える職

人かたががであったからであります。

また、伝統的工芸品は寿命が長く、親子代々引き継がれるものも多いわけですが、近年、使い捨て文化の見直しと呼ばれ、地球環境問題が深刻化してきている中で、長もちする製品を供給し、物を大切にすることを広めていくといった観点からも、伝統的工芸品産業は大いに評価できるものであり、また、我々の日常生活に豊かさや潤いを与え、地球経済の発展に大いに寄与するものであります。欧米の脅威になるほど強大になった現代産業育成に力を注いできた通産省が、このたび、規模や経済効果が少なくても、伝統産業の新たな価値を見直し、十八年ぶりに伝統的工芸品産業振興法を改正し、伝統産業の振興に省を挙げて取り組まれることは、大変に意義あることでござい

ます。通産大臣は伝統的工芸品産業の振興の意義をどのように考えておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○渡部通産大臣 伝統的工芸品産業振興法が、今竹村先生御指摘のように、商工委員会における五党共同提案の議員立法によって、大変あのとき先生にお骨折りをおかけして、昭和四十九年に制定されてから既に十八年間経過いたしました。まさに、今竹村先生からお話がありましたように、伝統的産業は、二十一世紀に向けて、ゆとりと豊かさで満ちた国民生活実現に貢献する生活文化産業であります。また、二十一世紀に向けた新たな産業展開のシーズを提供する産業でもあります。また、特色ある地域づくりや地域活性化に貢献する産業であります。我が国産業の顔として、日本の産業文化を海外に対して印象づける産業として、その役割はますます大きくなってまいります。ただ、残念ながら、その一方で、伝統的工芸品産業は、従事者の減少や高齢化、また需要の停

滞、伝統的な商品のみには依存してきたこと等により、産業活力の低下などの事態に直面しており、このままでは、近い将来に多くの伝統的工芸品産業が衰退し、あるいは消滅することさえ心配されるのであります。

このような背景のもとで、伝統的工芸品産業審議会において、「新たな伝統的工芸品産業の振興の在り方について」御検討を賜り、昨年十二月、新たな観点からこの産業を魅力と活力にあふれた産業となすべく、伝統の活用、外部との積極的な交流、後継者の育成などについて取り組むべきであるとの答申をちょうだいいたしました。

この答申を受けて、伝統的工芸品産業に対する振興策を大幅に拡充すべく、伝統的工芸品産業の振興に関する法律を十八年ぶりに抜本的に改正することとしてこの法案を準備いたしました次第で、まさに先生と私の意見は全く一致して、かわっていただいてもいいくらいでありますので、御協力を賜ります。

○竹村委員 伝統的工芸品産業の振興のためには、いろいろな問題があるというふうに思いますが、けれども、一つには後継者難の問題であります。後継者をいかに確保していくか。もう一つは需要拡大の問題があります。さらには原材料の安定確保の問題。今タイムイの問題が問題になっておりますけれども、そうした問題も含めて、原材料の安定確保の問題が大きな問題であろうというふうに思います。

今通産大臣から御答弁をいただいたように、伝統的工芸品産業の重要性はますます高まっておりますけれども、その実態は、そのほとんどが家族で生産をし、伝統的な技術、技法を親から子へと伝承しております。これらはいずれも極めて零細で、資金力もなく、大変苦しい経営を迫られており、こうした実情を見て、本来その後継者となるべき子供も、家業である伝統的工芸品を捨て、他に職を求めざるを得ないのが現実であります。さらに今後は、最近の雇用環境の変化の中で、後継者不足に拍車がかかっているものと思われま

このような事態に何とか歯止めをかけるべく、後継者確保の問題に真剣に取り組んでいかなければならないと考えますが、通産省の御意見を伺いたいと思います。

また、このような状況の中で、伝統的工芸品産業に新たに従事する若手後継者に対する支援策をぜひとも検討をしていただきたいと思ひます。また、伝統的工芸品産業の振興には、先ほども申しましたように需要の拡大が極めて重要でありますけれども、そのために通産省はどのような施策を考えておられるのか、お伺いをいたします。

○堤政府委員 お答えを申し上げます。伝統的工芸品産業をめぐるといいますのは、今先生の方からお話ございましたように、需要減退、原材料確保あるいは後継者確保の問題という大変いろいろ問題が含まれているわけでございます。順番にお答えいたしますと、まず後継者の問題でございますが、御心配のとおり、最近アンケート調査をいたしました、伝統工芸士の七二％の方は後継者がいないのではないかとこの心配をしておるわけでございまして、これがこの伝統の灯をともし続けるための大変重要なポイントだと思っておりますし、今回法律改正のいわば根源的理由になった問題でございます。基本的にはこの後継者難といえますのは、企業体が非常に零細であること、あるいは職場環境に恵まれな

か、あるいは徒弟制度でなかなか若者のかたが、あるいは合った制度になっていないとか、いろいろ問題がございます。今回、この産業をまず若者に魅力あるものにし、というのが基本的な考え方でございます。産業全体としてまず若者が魅力を感じる産業になっていただきたいというのが新しい施策を講じた最大のポイントになっております。

具体的に後継者の確保の問題に入りますと、今回支援計画というのを私たちが新しく振興計画とは別に定めさせていただきまして、これは現在いろいろ問題のあります後継者に対して、単にときどきセミナーをやるという形から、常設的にかつ

若者の気風に合ったカリキュラムを組みまして、効果的な制度、育成の方法をやりたいということ、この支援計画というのを今回の改正案に盛り込ませていただきましたのは、この後継者問題の最大の問題にいかにかアプローチをするかという解決策だと思っております。

それからその次に、若手に対する支援策というのが特に重要でございます。これは実はまだ検討中でございますが、修業期間中の若手従業者に對しまして伝統的工芸技術を習得するために奨励金のようなものを出すことを考えておりまして、これは現在各地方公共団体との話も進めておりますが、まだ発表できる段階には至っておりませんが、ぜひ前向きに検討させていただきたいと思っております。

それからもう一つの問題でございます。需要の拡大、これは大変問題でございます。ただ、暗い話ばかりではございませんで、最近の状況を素直に見ますと、需要の中に民芸ブーム的なもの、あるいは本物志向的なもの、環境に配慮して長く使いたいというような新しい需要というのがある。それを取らざるを得ないというわけでございまして、一つには、今回製造業者と販売業者と一緒に販売促進をやってみたらいかでしようかということ、共同振興計画というのをつくらせていただく。これは販売業者を通じて売られていくわけでございまして、この販売業者、流通業者と一緒に巻き込んで新しく需要開拓のための計画をつくらせていただいたのは、一つはこの需要の拡大の問題でございます。

それからもう一つは、支援計画という中に消費者との交流ということを強調させていただいておりますが、これはやはり消費者が実際に伝統工芸品を見て、さわって、かつ、自分でつくってみるというふうなことをやるのが需要の喚起にも結局はつながるということを考えまして、そういう形でやらせていただいております。海外の需要も

ぜひ発掘をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○竹村委員 先ほども申し上げましたように、伝統産業の振興のためには原材料を安く安定的に確保することが非常に重要でありますけれども、西陣織や絹織物の伝統的工芸品には、特に原材料である生糸の価格の問題が大きな問題になっております。生糸につきましては、一元輸入制度によりまして国内相場が高目に推移をいたしておりますし、海外相場との価格差が約二倍以上になっており、現状であります。そのために製品が高価になり、国際競争力がほとんどないような状況になっておるのであります。

先日、ここに二十七日付の陳情書が参っておりますけれども、これは伝統産業を多く抱えておる、和装産地を抱えるところの全国の市町村で形成をいたしております全国和装産地市町村協議会からのものでありますけれども、この陳情書にも、生糸の一元輸入制度を廃止してほしいという陳情が参っておりますけれども、農水省おいでになっていただきますか、農水省の方からの意見を聞きたいと思ひます。

○新庄説明員 御説明申し上げます。先ほど先生言及なされました陳情書でございますが、私も私も賜っております。過去何回か同じような陳情を受けておりますけれども、私ども、その場でいろいろ意見の交換をさせていただいておりますけれども、現実には一元輸入制度というものがございまして、そのもとで養蚕業あるいは製糸業、これが経営を行っておられるということ、やはり現実をまず認識をして、それからどうするかということでございます。直ちに一元輸入制度というものを廃止するというのは問題が大きいんじゃないかというのを申し上げておるわけでございます。

御案内のように、一元輸入制度、これは昭和四十六年に国会の御発議によりまして立法化されたわけでございますが、当時海外からの生糸の無秩序な輸入というのがございまして、国内の生糸需

給に非常に悪影響を及ぼしている、こういうことで、私も所管をさせていただいております生糸の価格安定措置、これを補完するという目的で立法されたものでございます。当時に比べまして、現在国内の生糸の市場規模はかなり縮小はしておりますけれども、その状況は立法当時と基本的には変わっていないという認識をいたしております、したがって、私もこの認識をいたしましては、養蚕、製糸、それから絹織物業、これら双方の業界の意向も踏まえながら適切にこの制度を運用していきたいというふうに思っております。

○竹村委員 私、ちょうど十五年前の当委員会でも、また、昨年の委員会でも申し出ておりましたけれども、生糸一元輸入制度は絹織物業者にとんづぶして行くわけでありまして、このことによつて、また、養蚕農家にも重大な悪影響が及ぶというところを出張してまいりました。ここにその資料がございまして、養蚕農家の数を言いますけれども、昭和四十八年に三十万戸あったのが平成二年では五万戸に激減をしておるわけでありまして、このたび、通産省が新たに伝統産業振興を図つていこうという法案を提案をされました。この機会に一元化輸入をやめて、そして絹織物業者も養蚕の農家とともに共存共栄できる方策をひとつ農水省としても検討していただきたいわけでありまして、私は私なりの考え方を述べておきますけれども、ちょっと時間がございませんで、その点につきましてはまたの機会に申し上げたいというように思いますが、そうした立場で、何が何でも一元化輸入を継続していかねければいかぬ、そのことが養蚕農家を守ることになるといふふうな話でありますけれども、一元化輸入をやつた結果三十万戸の農家が今五万戸に減つておるわけでありまして、そうした意味ではひとつ御検討をさせていただきたい、これは要望いたしておきたいと思ひます。

さらに、この法律で伝統工芸士の制度が、伝統的工芸品産業の職人の地位の向上に資するところ

が非常に大きい、大変意義のあることだというふうに思ふわけでありまして、さらにその地位の向上のため、例えば今回新たに位置づけられた支援計画に基づいて整備されることのある地域伝統的工芸品産業人材育成・交流支援センター、いわゆる地域手作りカレッジの講師あるいは先生として活躍していただくことが誇りになるような施策をひとつ進めていただきたい。さらには何らかの優遇的な制度をつくっていただく、そしてまた後継者の確保になるような手だてもひとつ考えていただきたいと思いますところでありまして、さらに、小規模産地の問題について一考していただきたいというふうに思ふわけでありまして、

今、御承知のように全国には伝統産業の産地が約千カ所あるわけでありまして、そして現在までに百七十四指定していただきました。今では年々四カ所か五カ所指定の対象になるようでありましてけれども、技術、技法は非常にすぐれておりますけれども、産地形成として三軒とかあるいは五軒とか非常に小さなところがあるわけでありまして、五軒とか非常に小さなところがあるわけでありまして、こうした産地は規模が小さいというところで今までは指定が受けられなかったわけでありまして、今回のこの法案の趣旨が技術、技法を生かして今度は産業として伝統産業を発展させていこうということでありまして、その趣旨にかんがみて、このような小規模な産地であっても将来これが、この技術、技法が大きな産業として発展していく可能性のあるような産地については積極的に指定をして振興策を講じていただきたいと思いますというふうに思ふわけでありまして、その点についての考え方をひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○堤政府委員 二つ御質問いただいたと思つておりますが、まず伝統工芸士と、今度つくります人材育成・交流支援センターの関係でございます。現在、伝統工芸士約四千四百人認定をさせていただいておりますが、今回の法律改正で、今まで伝統的工芸品産業振興協会の単なる目的達成業務

だったものを法律上明確に位置づけをさせていただきまして法定の業務という形で、ある意味で地位の向上を図るということ強く打ち出した次第でございます。

今回の改正の中で、先ほど申し上げましたような人材育成に力を入れていく中で、このセンターの講師あるいは先生として伝統工芸士の方々には不可欠な存在でございます、我々としてもぜひこの方々に講師としてその腕を振るっていただく、そのための謝礼等につきましては、来年度予算にはある程度盛り込んでございしますが、今後ともこれは先生の御趣旨を踏まえましていろいろ検討させていただきたいと思つておる次第でございます。

それから小規模産地の指定の問題でございます。これは現在幾つかの要件がございしますが、指定の要件といたしましては、日常生活の用に供されるものであるとか、手工業的であるとか、あるいは伝統的な技術、技法によつてつくられるとか、あるいは原材料が伝統的なものである、先生のおっしゃったところは、一定の地域においで少なくない数の者が製造を行っている産地であるというところが要件としてあるわけでございますが、基本的には、産業としてとらえていくという考え方は四十九年議員立法されて以来、基本的な考え方として受け継いでおるわけでございますが、この基本的な考え方は今も踏襲をさせていただきたいと思つておる次第でございます。ただ、その運用上、原則として一定の規模以上というふうに書いてございしますので、今回の法律の趣旨、特に将来の小規模産地が大規模な産地を目指して動くという趣旨を十分勘案させていただきまして弾力的な運用はしてまいりたいというふうに思つておる次第でございます。

なお、小規模産地に対する施策は果敢でもかなりのことをやっておりますし、国といたしましても伝産協会の業務といたしまして功労者表彰というふうな場合には小規模産地も対象にするなど、そういう形でのテークオフをするということ

も一つの道と考へておる次第でございます。

○竹村委員 今回の改正案では新たに三つの計画が加わり、それぞれにきめの細かな支援措置が用意されていく伝統的工芸品産業の振興に大いに期待できる内容となっておりますけれども、伝産法は十八年前、全国の産地からの熱い期待と大きな支援の中で議員立法として成立いたしました。そのときには本当に全国の伝統産業関係の人が大変な熱意と法律に期待を持っておりまして、今回はそのときと比較して、こんな改正案ができるんやというところで産地に言ひまして、その時と比較して熱意が少なくなっている感じがするわけでありまして、

法律が制定されたときこそ従事者や生産額も増大いたしました。そして五十四年以降、今度は従事者が減つてまいりました。そして後継者難というところもありまして、もう高齢化が急速に進んでおるわけでありまして、そもそも伝統産業は中小零細企業が非常に多いこともあり、未来への展望を失ひ、伝統的工芸品の製造をもうやめようかというふうな人が再び情熱を持てるようにしていくことが大変重要であると思ひます。改正の内容はよいので、地元が再び情熱を持って伝統的工芸品の製造等に取り組めるよう地方自治体と一体となつてPRに努力をしていただきたいと思つております。また、せっかく法律を改正するのでありますから、法律が積極的に活用されるように努力していただきたいと思ひます。こうしてせっかく私をつくつてもらつたのでありますから、PRをしてこの法律に、実効あるものにしてもらうことによつて魂を入れてほしいというふうに思ふわけでありまして、通産省の考え方を簡単にひとつお伺いをいたしたいと思ひます。

○堤政府委員 今委員の方からのお話は全くそのとおりでございます、せっかく法律改正をし、通産をつくり、財政措置、予算措置をとりましても、実際の執行をする段階で業界の熱意あるいは特に地方公共団体の皆様方の御協力というのは

ひ必要でございます。この法律改正に当たりまして、昨年の十一月になりましたが、四十六都道府県の皆様にお集まりいただきまして、伝統的工芸品産業振興連絡協議会というのをつくらせていただきました。現在、京都府がその会長さんをしていただいておりますが、ここからの要望というものが我々の今回の施策には大変役に立ったわけでございます。今後もし法律改正が成就した際には、県段階のみならず市町村あるいは個別産地、そういう方々に今回の法律改正の趣旨あるいは新規政策の身を十分PRさせていただきまして、おっしゃるような意味での魂を入れさせていただければと思っております。

○竹村委員 最後になりますけれども、この伝統的工芸品産業振興法は十八年前、私が全国の伝統工芸品産業の方々と相談をして一から立案をさせていただきまして。当時は国会議員の中でも理解してくる人がほとんどなかったわけでありました。我々社会党の中でも、そんな伝統産業というような産業は何で振興せよいかんのや、製品は非常に高いではないか、そんな高い製品を労働者は使わない、そうした産業を振興する必要はないんや、こういう意見もございました。全体的に伝統的工芸品に対する認識は非常に低かったわけでありました。私は伝統工芸品の大切さを多くの人々に説いて回りました。しかしそうした中で、当時、本委員会の自民党の田中六助先生や浦野幸男先生や保岡興治先生、あるいは民社党の玉置一徳先生や我が党の中村重光先生、そして板川正吾先生、特に、本日委員長になっておられます武藤先生には大変お世話になりました。そうした諸先生方の力をかりることによってようやく制定にこぎつけたわけでありました。制定当時、法律の目的に「豊かさ」といふ用語が入っておりますけれども、この用語一つ入れるためにも一月月ぐらいろいろ議論をしたということを今思い出しているわけでありまして、今現在もこの用語が法律の用語として使われている法律は伝産法ただ一つであるというふうに聞いておりますけれども、

も、九〇年代の日本の最重要課題であるゆとりと豊かさのある国民生活の実現を図る上で大変意義のある法律であるというふうに思うわけであります。

通産省は戦後強力なリーダーシップを発揮し、次々に主力産業を育て、あの敗戦の中からわずか四十数年の間に我が国を世界一の経済大国にまで押し上げてまいりました。経済の成長なくして国民生活の向上も国家の繁栄もあり得ないものでありますから、そうした意味では、これまでの通産産業政策は非常に成果をおさめてきたものと評価ができる一方、結果として余りにも行き過ぎた企業中心社会が形成されてしまったこともまた事実であります。一向に労働時間の短縮が図られない、あるいは労働分配率は世界一悪いわけであり、あるいは経営者の給料が世界一いいわけであり、あるいは経営者の給料がアメリカなんかと比べて非常に悪いわけであり、それから資本家がもうけておるのか、資本家のために働いているのかといふ点と、株式配当もこれまで一番悪いわけでございます。そうした中で、世界各国と比べて一番多いのは設備投資の資金であります。言うならば、働く人も、経営している人も、そこに金を出した人も、全部犠牲を強いられながら、ひたすら企業のみを大きくしたことにほかならないのではないかとこのように思うわけであります。まさに企業主義の存続、発展がすべての優先事項である中心主義に基づくものであり、これからはこうした点をぜひとも改め、二十一世紀に向けて、真にゆとりと豊かさにつながる国民生活の実現に向け政策の発想を根本から変えていく必要があるというふうに思うわけであります。

ハイテク産業の主役は機械であります。金融業における主役は金であります。伝統産業は手工業であり、まさに人がその産業の主役であります。伝統産業の根本は人間の自信と誇りによって成り立っております。高齢になればなるほどますます自信と誇りを持って仕事に打ち込めますし、

今後は、第二の人生を始めようとする人に対しては門戸を開いていくべきだというふうに思います。身体障害者、ハンディキャップを持った人たちに適した職場を提供し、とかく対話がなかった現代の家庭に対して、物づくりを通して家族の触れ合い、人間の触れ合いというものを取り戻していくきっかけを与えていく可能性もあると思います。私は、そのことが今通産省が考えておられるいわゆる手づくりカリッジの持つ大きな意義の一つであろうというふうに思うわけであります。

企業中心から人間中心の社会へ転換が強く望まれている今日、伝統産業はハイテク産業と同等あるいはそれ以上の位置づけを我が国経済社会において有すると言っても決して過言ではないと思っております。今日、通産省がゆとりと豊かさのある国民生活の実現を大きな目標に掲げ、十八年ぶりにこの伝統産業振興法の改正、また別のところでは、伝統芸能の振興のために今、新法の制定を提案されたようでありましても、これまた日本の古来からある地域地域の祭り、多くの人々のそうした伝統的な催し、芸能に対しても通産省が音頭をとってそうしたものをやっていたというふうなアクションを起こしていただいたわけでありまします。地域独自の歴史、風土、文化に恵まれた伝統産業、また伝統芸能に正面からスポットライトを当てるものであり、地方の時代、文化の時代、個性の時代と言われる九〇年代にあって画期的な第一歩を通産省が踏み出したものと高く評価をしたいのであります。

伝産法改正を大きな一歩として、これからの通産省において、我が党が長い間主張してまいりました、物と金だけでなく人間を大切に産業政策、人間を大切に産業政策の展開を大いに図っていただきたいと思っております。伝産法改正に当たり、ゆとりと豊かさのある国民生活の実現に向けた産業政策の転換について、通産大臣の決意を伺って終わりたいと思います。

○渡部国務大臣 大変すばらしい御意見を賜りました。先生おっしゃるとおり、戦後廃墟の中か

ら、貧しさの中から立ち上がった日本、合理化を求め、効率化を求め、便利さを求めた走りによってきたわけでありましても、今大きな転換期に立って静かに将来を展望すると、やはりこれからは、先生おっしゃるよう人間が主役となつての産業、また、その地域それぞれに長い歴史と伝統にはぐくまれた立派な工芸や芸術や文化があるのですから、これをもう一遍しっかりと見定めて、それをまた未来に向かって発展させていくという時期に到来しているのかと思っております。私は、自治大臣のとき、ふるさと創生事業をやりましたが、今度通産省で仕事をさせていただきますことになって、経済政策、産業政策のふるさと創生版をひとつやってみよう、その一つが今回のこのお願いでもあります。

先生のところも伝統産業が多いのであります。私のふるさとの会津にも漆器産業というものがある、先生のところには及ばないと思っておりますけれども、先生もかつては大量生産、機械生産によるベークライト漆器というものが一時流行いたしました。最近ではやはり手づくりの本塗りの、生地の、やはり本物志向でないと生きていけない、こういう時期に到来しておりますので、まさにこの時期にこそこの法律を通していただいて、我々は先輩のつくってきたとわなる美しきとくもを守り保ちながら、さらに未来に向かつて、とわなる美しきとくもを創造していく、これが私どものこの政策に取り組んでおる基本姿勢でございます。

○竹村委員 どうもありがとうございます。

○武藤委員長 大臣は、予算委員会にちょっと出演してまいります。

山本拓君。

○山本拓委員 それでは、大臣がいなくなりまして、そこで質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、伝統的工芸品産業について二、三御質問をいたします。

まず初めに、伝統的工芸品産業の振興を図る上

での通産省としての今後の基本的な方向性についてお尋ねをいたします。

○堤政府委員 伝統工芸品産業の持つ意義は、大変大きいものがあると私は思っております。一つは、やはりゆとりと豊かさを支える生活文化産業であること、それから二十一世紀に向けて人間中心の社会をつくる中での産業展開のシーズになること、あるいは特色ある地域づくりの、地域の顔になり得ること、ひいては日本を、あるいは日本の産業を象徴するような、海外で日本の顔になり得ることというようなことを考えますと、その意義は大変重要なわけでございます。

ただ、この産業をめぐる状況といえますのは、光と影の部分がございまして。影という部分は、大変産業活力が低下をしております。後継者難あるいは原材料難、需要減退というようなことがあ

るわけでございます。ただ他方、じっくり周りを見ますと、一つは民芸ブームに象徴されますような、大変本物志向の消費が出てきておるといふようなこともございまして、若者の中にはクラフトブームというように、ことも看取されるわけでございます。そういうところを活用いたしまして、産業活力の低下をしたこの伝統工芸品の産業に對しまして、若者に、あるいは消費者に魅力のある産業、魅力と活力のある産業にするということが今回の改正の基本的な考え方でございます。それに沿ったいろいろな施策を講じておる次第でございます。

○山本(拓)委員 どこでしたか、昔一村一品運動というのが大分県の知事さんですか、提唱されて、私も以前県会議員をやっておりましたから大分県へ見学に行つて、我が県でもやろうというところで、知恵を絞つてあちこちでみんなつくつたのです。成功した例は大分あるか知らぬですけれども、その陰で泣いた例も大変多うございまして、つくつたはいけれども売れないということ、何もしなかつたら損はしなかつたんですけれども、つくらせて売れなかつたら大きな損害で、よそは知りませんが、私の知っている範囲

では、国がいろいろ、今後つくる問題、そして新商品のデザインの企画力の問題について、今までもやってきましてけれども、これから応援をしていく場合に、やはり一般の経営者と申しますか、産業界ではいわゆる企画力、新商品と製造といわゆる販路、マーケティングというのは三セットなわけであります。今回伝統的工芸品産業に關していろいろ振興策を考へておられるようでありまして、その販路と申しますか、特に地場産業業者というのは、品物はいいのですけれども販路の面で非常に大手にも負けまして、そしてコスト的にもやはり、手間仕事で地場産業です。当然値段的には機械化よりは少し割高になるわけですから、売るといふ点では非常に大手と従来の普通の商品よりはマイナスの点がある。そこを含まずと、やはり今回の、特に伝

産品なんかはデザインとか、いわゆる製造、後継者育成もいのですが、大体後継者育成なんというの、もうかる仕事には後継者が来るのです。もうからない仕事には来ないわけでありまして、もうかるために、売れるための販路についての特別なお考えを持っておられるのかどうか、従来のいろいろなことをやっておられるのは知っていますけれども、それに加えてどのような点に注意をされておられるのか、お尋ねをいたします。

○堤政府委員 お答え申し上げます。従来の法律、現在やっております法律の中心になつておりますのは、製造業者に注目しまして、その製造業者を中心にした施策を講じていたわけでございます。ただ、その結果が委員のおっしゃるような意味で、物をつくるけれども売れないという状況が減少することになるわけでございます。今回は、この純粋製造者対策から、いろいろむしろ製造業者と、例えば消費者あるいは現代産業、そういう人たちの交流を深めていくということが今回の改正のねらいになっておるわけでございます。

特にその中でこの販売促進に關係をするというのは共同振興計画でございますが、これは製造業者

者にだけ注目をした施策から、販売業者も含めまして、販売業者の持つております人材、アイデア、ノウハウあるいは資金力、そういうものを活用して、メーカーと販売業者が一緒になって販路の開拓に入る共同の計画をしようというところを取り入れた結果でございます。

そのほか、支援センターの中で消費者との交流ということも強調させていただいております。もう、やはり伝統工芸品のよさというものは、見て、触れて、そして自分でもつくってみるというように、結局はそのよさが理解されることにもなります。これは長い目で見ますとやはり非常に潜在的な需要の開拓になっていくのではないかとこのように思っております。

○山本(拓)委員 非常にいいことだと思つております。ただ一つだけ追加してお願ひしておきたいことは、例えばうちの地元なんかで塗り物、あります。塗っている人というのは、これは問屋さんから注文が来るわけですね。これは笑い話ではないのですが、以前私の知つていたところの塗り屋さんに私遊びに行つたら、一生懸命徹夜仕事でひし形のマークを入れているんですね。これ、どこかで見たとあるのと、私も見たことあるのです。と塗っているのです。後で聞いたら何たら組の何かに出すものだったという話がありましたけれどもね。そんなもので、どこで売れるのかわからない、どこから注文が来たかというのをやる。

だから、要するにこれはそういう観点ですから、今の考え方だと問屋さんも、やはり問屋さんというのは利益を追求しますから、コストダウン、コストダウン。コストダウンということになると、だんだんこれは手間仕事は省けつていこうと、へ行き着いてしまふですね。早い話が、手間で塗るよりもスクリーン印刷をかけた方が安い。だから塗り師は要らないというふうなことになる。だから、やはりそういうふうにと考えると、産地のつくつてくる者が直接

売る、産地直売のシステムに應援してあげる必要もあるのではないかとこのように考えるわけですね。

だから、国が今指定しておりますのは大体百七十四品目というふうに限られていくわけですから、やはり品目を指定した以上は、その品目についてその生産業者が直接アピールできる、これはつくることが伝統的ですからね。だから、そこに問屋を育てたつて、私は余り意味がないとは言わなければ、それとあわせてその人たちが直接国民に、消費者に売れる。これから国際化の時代で、そういったものが外へ出るときには、輸出補助金まで出せとは言いませんけれども、やはりそのくらいの個別の対応もしていく必要があるのではないかなというふうにと考えているところでございます。今、共同振興計画のこの案に盛り込まれて、それとあわせて、やはり直接製造業者が産地直売で全国大会で競つて、全国の消費者にアピールさせるとか、そういった企画もあわせて考えていただけないかなというふうにお思ひですが、その点、いかがなものでしょうか。

○堤政府委員 お答え申し上げます。実際に、お話のございますように、販売業者と製造業者というのは、あるところで利害が相反しているところもございまして。もちろん共同でやる場合にはそういう利害の反したところをなるべくまとめ、国が計画を認定する段階でそういう利害關係がなるべく調整されることを願つてやっております。

ただ、基本的には、おっしゃる通りに現物を見て、産地直送ではございませんけれどもメーカーが自分でつくつたものを自分で売るといふところも大変重要な販路だと思つております。現在、例えば東京の百貨店等で通産大臣賞などを出しながら販売の展示会をやつてつて即売もするといふような形、あるいは青山にございまして伝産会館で実際に展示し、かつそれを見て買つていただくといふような、そういう意味での直接的な販売促進につ

いても意を用いていきたいと思ひます。

また、海外につきましても、現在伝産協会の事業の中で海外での展示あるいはこれからはジェトロ等を通じて事業、海外の販売につきましてもの促進についても配慮してまいりたいと思ひております。

○山本(拓)委員 ぜひとも、問屋さんも大事ですが、やはり基本的にはこの伝統工芸産業を振興させていくためには、産地直売と申しますか生産する人が直接PRできるような援助を、どうせするのならばしていただきたいと思ひますし、今後通産大臣を始め通産省が物を買う場合、贈る場合にはそういう伝産マークと申しますか、指定品目をひとつ大いに推奨していただきたいと思ひております。

次に、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法についてお尋ねをいたします。

具体的に一つずつお尋ねをいたしますが、本法における新たな観点であります中小企業集積の有する機能というものは具体的にどのようなものを目指されるのか、お尋ねをいたします。

○南学政府委員 中小企業集積には、製品、技術、生産工程、販路等において地域や伝統にはぐくまれた技術、人材等を活用しながら有機的に連携した事業活動を行っている中小企業者が多数存在しておりまして、中小企業集積はそれ自体として特有の機能を持っているわけでありまして、具体的に、私ども三つの機能があると考えております。

第一は、中小企業の効率的な事業活動の母体という機能であります。共同受注、共同仕入れ、分業、地域ブランドの確立等であります。

第二の機能は、中小企業者の新分野開拓等を促進する機能でありまして、情報の入手、関連事業者との技術、販売面等における連携の容易化等であります。

第三の機能は、地域中小企業の発展の核、すなわち雇用機会の提供、地域コミュニティーの担い手等の機能でありまして、これら三つの機能を有

していると考えております。

このように、中小企業集積は中小企業の発展基盤として極めて重要でありまして、今後ともその機能を存分に発揮させていくことが肝要かと存じております。

○山本(拓)委員 それでは、中小企業集積が発展するために、その発展方向たる特定分野の設定が極めて重要であるわけですが、地域中小企業が適切な特定分野の設定を行うというのは非常に難しい点もあるかと思ひます。国としてもその点を十分に指導していかないと、うまくいくものもうまくいかない。この点について国の御見解をお尋ねをしたいと思います。

○南学政府委員 特定分野というのは特定中小企業集積の発展の方向となる事業の分野のことでありまして、適切な特定分野の選定を行うことは、当該特定中小企業集積の活性化のためには極めて重要なことであると思ひます。

したがって、中小企業庁といたしましては、第一に特定分野の設定に関する基本的な事項について、活性化指針において明らかにしていくことといたしております。第二に、都道府県の地域の経営資源の利用の可能性等に関する調査に対する助成を行っていきたくと思ひております。また第三に、都道府県や中小企業事業団等を通じて、中小企業者あるいは組合等に対して各種の情報の提供、指導を行ってまいりたいと思ひます。このような各般の施策を講ずることによりまして、適切な特定分野が選定できるよう努めてまいると考えております。

○山本(拓)委員 それじゃ、本法案に関連する予算措置等の支援措置はどのようなものがあるのか、あわせてお尋ねをいたしておきます。

○桑原政府委員 本法案を作成するに際しまして、必要な予算上の支援措置それから法律上の支援措置、税制上の支援措置あるいは金融上の支援措置というものを総合的に我々は準備をいたしております。予算措置に関しては、都道府県に

対する補助あるいは支援センター等に対する補助

合わせまして十億六千万の新規予算を用意いたしております。

○山本(拓)委員 この中小企業集積の話もさっきの伝産の話も同じなんですが、中小企業というのは大手との格差というのは資本力とか情報力とかいろいろありますが、そういう中で、先ほども言いましたようにあくまでもデザインと新製品の企画と製造と販売、いわゆるマーケティング、これは三点セットでありますから、そういう観点から本法案で中小企業者のマーケティングにどのような支援を特に考えておられるのか、そしてまたその裏づけとなる今の予算措置等の中で、十億ですか、その部分の中で大体どの程度、何%ぐらい予算措置の裏づけが見出せるのか、その点ちょっとお尋ねをいたします。

○桑原政府委員 今回の中小企業集積の活性化を真に有効に図るために、先生の御指摘のとおり製造面だけではないことが有効にできるわけではございませんで、試験研究の面であるとかマーケティング、いわゆるソフトな経営資源の面が非常に重要であるというところでございまして、我々もこの点はいろいろ考えまして、本法におきましてその点に対する配慮というものはいろいろしてございまして。

第一に、本法の中に支援事業というものが不可欠な要素として入れてございまして、これは特定中小企業集積を活性化するために、地場センターであるとか公設の試験研究機関であるとかそういうところが中心になりまして、そのソフトな経営資源の面を含めましていろいろな面で総合的に中小企業集積の活性化を支援していくというところでございまして。

それから二つ目には、やはり法律に書いてございまして、商工組合等が新商品あるいは新技術の研究開発あるいは需要の開拓、研修、情報の提供といったような事業を円滑化事業としてやることになってございまして、これもソフトな経営資源にしまして中小企業者に対していろいろな面で支援をするということでございまして、我々

はこうした支援事業あるいは円滑化事業につきましてもそれぞれ予算、税制等の助成措置を講ずることにはいたしておるわけでございまして。

いずれにいたしましても、こうした手段などを通じましてソフトな経営資源の面から中小企業集積の活性化を最大限に支援していきたいと考えております。

○山本(拓)委員 今後中小企業を活性化させる意味で一番大事なものは、今ほどお話が出ましたようにソフト面ですね。設備とかそういったものは担保があれば借りれるし、担保がなければ貸してくれないし、いわゆるそういう流れの中でハード的なところは今までの延長線上で解決していくと思うのですが、一番大事なものがハードなんです。しかもこれからハードというのは人が解決する話です。特に中小企業というのは、ただでさえ人手不足でありながら中小企業はもっと人手不足。もっと深刻なのは、今我々の年代でいきますと、おとつあの社長が入れかわって息子がみんな社長になっているのですね。息子が社長になりますと、おやじが社長のとときには息子としては優秀な専務であつたけれども、自分が社長になったときに自分にかわる優秀な専務がいなくてというところが一般的で、我々が聞く限りにおいては悩みがそこにある。ところがなかなかそういう人が育たない。いわゆる最近の若い人の労働者というのはお金にドライですから高いところへは行くけれども、そういう入れかわりが激しいですからね。

そこで、やはり当面の助成策としては、今外国人労働者というのが盛んに各県庁で受け入れを準備いたしておりますが、この外国人労働者といつても二つに分けて考えなければいけませんので、単純な、スコップを持つ労働者と、そして向こうの大学のある程度専門分野を出た知的な労働者と、その二種類の受け入れを考える必要があると思ひます。今の基本的には単純労働者というのは余り今必要としないわけで、向こうのそれなりの大学の専門分野を出た、そういう人達をこちらに招

く

いてそして自分のスタッフにしていこうという受け入れも、個々の企業では今準備を進めて、また、やっているところもあるのですね。そういう観点からいたしまして、やはり本法案の中で人材育成についていろいろ手段を講じるというふうに着いてありますけれども、この人材育成の中には将来にわたって、もちろん法整備も後の話になりますけれども、その人材育成というのは外国人のいわゆる優秀な人を含めたものを対象にする余地も十分あるということですね。

○桑原政府委員 御指摘のとおりでございます。中小企業でどんな問題があるかということについて我々いろいろな面で聞いておりますし、アンケート調査などもいたしておるわけでございますけれども、ここ数年人手不足というのが中小企業の最大の問題点となっております。また、御指摘のとおり技能で中小企業を支えるような人がいないとかそういう声も上がっておりますし、事業承継等についてもそういうものが大きな問題になってきておるようでございます。

我々昨年、中小企業の労働力の確保の法律を制定していただきましたもので、現在の法律に基づきましていろいろな施策を講じておられます。中小企業が労働者にとって魅力的な職場になって、その結果として中小企業に人が集まるというようなことについていろいろ努力をいたしておるわけでございます。

一方、外国人労働者でございますけれども、中小企業の方からは、もう人手不足の世の中なんので、何とか外国人労働者をもっと受け入れる余地がないかという要望も聞いておりますけれども、最近はやや経済状況もございまして、人手不足が若干緩和されているところも見られるようでございます。

いずれにいたしましても、この外国人労働者の問題は、単に必要だから単純労働者を受け入れるんだということではなくて、もう少し広い視点から考えるべき問題であらうかと思ひますし、現在の研修制度というものを大いに活用をいた

しまして、いろいろな面からこの外国人労働者の問題を考えていくということが必要であらうと思っております。

また、人材育成に関しましては、この中小企業集積の活性化にしましてはやはり人材というものが中小企業集積の活性化のために非常に必要であるというところは御指摘のとおりでございます。我々もこの総合的な施策の中で技術に関する研修等々に関しまして必要な施策を講じていきたいというふうな考えております。

○山本(拓)委員 ぜひとも、今後はやはり人材育成、特に人材育成でも、企業自体が、中小企業自体もグローバルな経営活動をもうやっているとありますので、そういう中で、外国人労働者というよりも外国人のスタッフを巻き込むような形の余地と申しますか、今後これは現実的には県がその点指導していくのですが、県に通過というか指導する場合にそういうことも十分に踏まえて柔軟に運営するようにぜひとも指導していただきたい、要請していただきたいと思うところでございます。

ところで、ついでに、まだ五分ほどありますので、先般十二月でしたか、切れたはずの法律で、前の円高のときに特定地域中小企業対策臨時措置法というのがありましたね。それと今回の法案とはどう違うのです。その違いだけちょっと教えていただきたい。

○南学政府委員 御指摘のように、急速な円高の進展に対応するため、昭和六十一年、特定地域中小企業対策臨時措置法というものが制定されました。これは緊急経済対策としての性格を有するものであります。一方、今回御審議をいただいております本法案は、中小企業集積の活性化を通じて、中小企業者の自律的発展の基盤の強化を目指す、より前向きな法律であります。我が国地域中小企業の中長期的発展に大きく資するものと今回の法案は認識をいたしております。

また、施策の対象となる集積事業の分野の選定も都道府県にゆだねるなど地域における自主性を

最大限に尊重する体系に本法案はなっております。先ほど申しました特定地域中小企業対策臨時措置法、これは国が地域を指定しておいたわけであります。このような相違がありまして、従来と考慮しております。

○山本(拓)委員 じゃ、あと一点、大臣が来たらお尋ねしようと思ったのですが、だれか代表で答えておいてください。

中小企業の役割についての問題ですが、いわゆる日本経済を支えているのは、最近テレビでよく経済団体のお偉方みたいな人が、さも自分たちが日本の経済を支えているように錯覚をしている。なかなか経営者を時折見かけるわけですが、決してそうではないんで、基本的にはやはり中小企業がきちっと末端の下請を含めて機能しているから日本の経済がうまく機能しているのだ、そういう点から通産省として、我が国の経済における中小企業の役割について認識をお尋ねをしておきたいと思ひます。

○南学政府委員 我が国中小企業は、量的には全事業所数の九十九%を占め、また従業員数の八十一%を占めております。質的には我が国経済の活力の源泉として我が国経済社会の発展のために大変大きな役割を果たしてきていると思ひます。

我が国経済が戦後の荒廃から立ち直りまして今日の繁栄を築き上げられましたのも、まさに中小企業が企業とともによりよく発展してきたからであると思ひます。そして、我が国経済の今後の発展のためには引き続き中小企業には活力の源泉としての役割を担ってほしいと思ひます。さらに、消費者ニーズの多様化、高度化などの経済的な環境変化を考えますと、中小企業には機動性、弾力性があるわけでありまして、ゆとりと豊かに満ちた国民生活の実現への貢献あるいは地域社会の活性化への貢献、さらには勤労者への働きがいのある職場の提供など多面的な役割を期待していきたいと考えております。したがって、今後とも中小企業の活力

ある活動が我が国経済にとって極めて重要な役割を果たしていくものと考えております。

○山本(拓)委員 以上、終わります。ありがとうございます。

○武藤委員長 大蔵章宏君。

○大蔵委員 日本社会党の大島章宏でございます。私は、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案について御質問をさせていただきたいと思ひます。

今、山本委員の方からいろいろお話があったわけですが、その山本委員の、中小企業をどういうふうな受けとめているかという質問に対して、この我が国の経済の基盤を支えている、まさに全事業所の九十九%、そして全労働者の八十一%の従業員の方で構成されているという話がございましたけれども、まさにこの日本の今日の経済を支える、言ってみれば大変大きな力だ、そういう分野だと私も思ひます。しかしながら、最近の日本人の生活様式の変化ですとかあるいは世界的な経済の変化、そして大きな経済の波等で中小企業が大変困っている、そういう実態もございまして、そういう中で、今回政府の方からこの特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案というものが提出されたわけですが、この法案がそのような中小企業を活性化させる、そういう意味で実効あるものに、寄与するように私も願っている一人でありますけれども、そういう観点から幾つかこの法案に関して御質問をさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、この法案の提案された基本的な考え方というものを伺いたいと思ひます。

〔委員長退席、和田(員)委員長代理着席〕

○南学政府委員 本法案を提出いたしました基本的な考え方についてお答えをいたします。

日本の中にある産地、企業城下町等の中小企業集積は、先ほどもお答えをさせていただきましたが、中小企業者の効率的な事業展開あるいは新たな事業分野への進出の母体として、さらには地域中小企業の核として極めて重要な役割を果たしてい

るわけでありませう。しかしながら、中小企業集積の多くは、近年消費者のニーズの多様化、高度化、個性化、技術革新の進展などの厳しい経済社会環境の変化の中でその機能を低下させているものが多くありませう。各地域における中小企業集積の活性化を図るためには、中小企業集積の発展の方向性を明確にしながら、その方向性に沿って個々の中小企業者が新しい分野を開拓したり、あるいは高付加価値化を積極的に図っていくということが極めて重要なことと考えておられるわけでありませう。

このような考え方に立ちまして、本法案は、各地域の主体的な取り組みのもとに行われる中小企業集積の活性化を図るとも積極的に支援することによりまして、地域中小企業の自律的発展基盤の強化を図り、ひいては地域経済社会の発展に寄与したい、このように考えまして本法案を御審議いただいているわけでありませう。

○大島委員 大変すばらしい基本的な考えでございまして、その考えがすなわちこの法案でもって花開くように私も期待しているところでありませう。

幾つか、この法案についての基本的な考えだけを整理するために法案の中身についてお伺いしたいと思うのですが、この法案の第二条の中に「特定中小企業集積」というものが、二項にあるわけでありませうけれども、すなわち「自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、工業に属する特定の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該中小企業者の集積をいう。」という定義がございませうけれども、もうちょっと具体的にこの件についてわかりやすく答弁いただきたいと思ふのです。

○南学政府委員 「特定中小企業集積」の定義であります。本法案の対象となる集積というのは、産地、企業城下町等のように、一定の地域におきまして相当数の中小企業者が有機的な連携を保ちつつ事業活動を行っている中小企業の集積で

あって、活性化が特に必要なものということでありまして、具体的に申しますと、単一または複数の市町村におきまして、おおむね五十社以上の製造業を中心とする中小企業者が分業とか共同受注などを行うことにより有機的に連携している場合、そして当該集積に係る工業出荷額の伸び率等から判断して、活性化が特に必要と認められるというふうなそういう集積をこの法案では言っているわけでありませう。

○大島委員 具体的に、私の住んでいる茨城県の方にもいろいろな町がございまして、例えば笠間焼をやっている笠間市、それから採石ですとか、石関係ですね、石を生産している、これも笠間の方にもありますし、また真壁の方の石細工ですとかあるいは岩瀬の方でも石を中心とした産業がありますし、全国的に有名な結城つむぎというつむぎをやっている結城市とかあるいは桐けた等を生産しているところもありますし、桐だんす、洋傘、いろいろなところがあるのですけれども、こういう町に対して、今の要件がそろえばそういうところが当然ながら対象になってくるということではないですか。

○桑原政府委員 この法案を作成するに際しまして、各都道府県からの意見などもよく聞いてやっておりましたところ、先生の茨城県の方からも、例えばこんなものはどうだろうかというふうなものも幾つか来ております。もちろん今の段階で、これは取り上げるとか取り上げないとかいうことを言える段階にはございませうけれども、今御指摘のありました幾つかの品物につきましても、私の記憶でも茨城県の方から言ってきたとおもっております。

我々は、これから各県と相談して、具体的にどこに中小企業集積の活性化を図り、どこを活性化計画の対象にするかというふうなことを決めていくわけにございませうけれども、御指摘のような地場産業につきましても、当然のことではございませうけれども、本法案の要件を満たす限りにおきましては対象になり得るというふうな考えております。

○大島委員 地方の若者もそういう働くところ、そして言ってみれば発展性がある、私も自分の人生をこの産業でやってみようかというふうなものがあれば、一般的に東京に流れる傾向がありませうけれども、やはり若者にとって緑あふれるというのがいいかどうかかわかりませうけれども、長期的に見て、そういう人間が住む環境のもので、いわゆる働くところ、住むところ、そして楽しむところ、三つがそろえばみんな地方で生活したいというところを願っているのも一つだと私は思うのです。そういう意味から、先ほども言いましたように、日本人の生活様式ですとかこの日本経済の動き、そういうものの中で大波に洗われている、言ってみれば先ほど言いましたような伝統的な産業地帯ですね、石の町ですとかあるいは鉄鋼を中心とした町、そういうところをぜひこの法案で元気を付けていただいて、そして若者がその地域社会で生きていくというふうな希望の持てるような町おこしにつなげるようにぜひお願いしたいと思います。

それからもう一つ、この法案の中に、第四条の方にあるわけですが、第四条の中に特定分野というのがあります。「特定中小企業集積の活性化に寄与する事業の分野（以下「特定分野」という。）の設定に関する事項」というのがあります。この特定分野というもののについて、より具体的に、内容についてお示しをいただきたいと思ふます。

○桑原政府委員 法案四条の特定分野でございませう。これは、その中小企業集積の発展の方向となる事業分野のことではございませうので、この法案において基幹となることであると思われませう。すなわち、この特定分野というものは、中小企業集積ごとにその地方の特徴も踏まえまして、実現可能でなおかつ非常に夢がある、そういうふうなものを特定分野として掲げまして、そういう目標に向かって中小企業集積がみんな努力をする、それによって中小企業集積の活性化が図られる、そういうふうなものを特定分野と我々は呼んでおるわけにございませう。

例えば陶磁器産地というものがあつたしますと、フラインセラムックスの分野にぜひ展開をしたいというような要望が地方から出てくることが多々ございまして、そういうふうなものも特定分野の一つの候補になるのではないかとこのように考えておられますし、また繊維の産地でございませうと、いろいろな知恵があるというふうな私どもは思っておりますけれども、例えばファッション性の高い繊維なり衣料、そういうものの関連でこういうことをやりたいというふうなことが出てまいりますと、それも一つの特定分野にならうかと思ひます。

いずれにしても、これは当該中小企業集積の創意と工夫といひますか、主体性を持ったイニシアチブといひますか、それぞれの努力というものが結果して特定分野として挙がってくるものというふうな考えております。

○大島委員 そうすると、現在各地域でいわゆる中小企業集積というものがあつて、そのこれまで培ってきた技術やあるいはその地域社会の環境等を十分とらえて、じゃあどの特定分野に進出するか、これを決めるのが大変大きなポイントだと私は思うのです。この法案の、そうすると、この特定分野というものを、さああなた方、地域の中、小企業の集積、仲間だけでさあ考えなさい、考えたら援助してやるわということだとかなかなか、言ってみれば、これまでと同じことになりませうので、今回のこの法案の中ではいろいろそこら辺が工夫されていると思ふのです。

そういうことで、ちょっと先に進ませていただきます。この法案の目的を達成するために通産大臣が活性化計画というものを最初に出す、これは基本方針みたいなものだと思うのですが、指針を出して、特定中小企業集積にかかわる、特定分野にかかわる事業目的、支援計画を明記した活性化計画を各都道府県が作成しなければならぬとなつていませう。そうなつてきまして、今お話がありました特定分野というものを考

えながら、考えながらというよりも、既存の各地域の中小企業の集積の実態を踏まえながら、どういふ特定分野に進出させるか、それをまとめていくところというのは県になるような感じがこの法案の中ではないです。すなわち、今回のこの法案を中心として地域の中小企業の活性化につなげるかぎというものは、県とそれからその集積地といいますが、中小企業の集積地、そしてその集積地にある商工会議所、商工会ですかね、その三者が一生懸命知恵を集めてどれだけ特定分野というものを特定できるか、そこにかかっているような感じがいたします。

そういう観点からいいますと、そういう作業を今回の法案の中ではどういふ形で支援しようとしているのか、それをお伺いしたいと思います。

(和田(貞)委員長代理退席、委員長着席)

○南学政府委員 御指摘のとおり、活性化計画は、中小企業の集積を特定したりあるいは新しい発展分野である特定分野の選定などを行うわけでありまして、極めて重要な要素となっているわけでありまして、特に、この特定分野の選定につきましては、地域の中小企業、組合等のコンセンサスができることが必要でありまして、それを踏まえて実現可能なものであることが要求されるわけでありまして、したがって、政府としても、この点を活性化指針の中に明らかにするとともに、いろいろな関係者に対して情報を提供したり指導をしたりして、適切な特定分野の選定が行われるよう努力していきたいと考えております。

また、予算的には、中小企業庁としては、活性化計画の作成のための調査研究あるいは活性化計画の策定に対する所要の経費に対しては補助を行うというようにも考えておりまして、これらの措置によりまして適切な活性化計画が作成されるものと期待をいたしております。

○大島委員 その各県の作業に対しても国の方でそういうふうな形で支援していきたいということですが、例えば今の予算でいえば、各県当たりどのくらいの予算がつくのですか。

○桑原政府委員 本法案に関する予算面について御質問でございますけれども、先ほどもちょっと御答弁申し上げましたけれども、予算面では新規に十億六千万円の予算というものを用意させていただいております。今予算案の審議をいただいておりますのでございます。

この中で、各都道府県がいろいろな調査をしたり活性化計画を策定するという事業に対しては補助金を用意しておりますし、さらに、いろいろな集積地に支援機関が支援事業をする、これに対しては補助金を用意しております。いろいろな用意があるわけでございますが、例えば都道府県による調査事業につきましては一つ当たり四百八十八万円、それから、活性化計画を策定するといふものにつきましては二百五十万円、それから、支援機関が支援をするといふものについては九百五十万円というふうなものを一件当たり用意をいたしております。

○大島委員 予算額としてこれでいいかどうかというのはいまだいろいろありますけれども、いずれにしても、こういう予算が各県の方において、その県が真剣にそれぞれの県の中小企業の集積の状況を踏まえて知恵を絞られると思うのですが、この問題、大蔵省との折衝でこういう形の予算案になったと思うのですが、なかなかこれだけのお金で、先ほど前段での基本的なお考えを述べられましたが、先ほど私に危うい感じがするのですが、ぜひまた中小企業庁としても、この予算のより効率的な運用、運営、その活用というのについて検討していただきたいと思います。

次に、県の活性化計画に従って特定分野への進出を希望する中小企業または組合が進出計画を作成して知事の認可を受けるということでありまして、けれども、この具体的計画策定に当たっての具体的な指導をだれがどのように行うのか。言ってみれば、先ほどのお話でありますと県が中心となって各地域の中小企業の集積地域の企業と、そしてまたその地域の商工会とよく連絡を密にしてこの

計画を練っていくと思うのですけれども、この計画に当たってはやはり県が主体となって進めるといふふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○桑原政府委員 この法律の趣旨は、地方の中小企業集積が主体的に取り組む活性化計画を総合的に支援するということでもございますので、県が中心となるいろいろなことをやってもよろしいというのがこの根幹になっております。その点は御指摘のとおりでございます。県のやるべきことが非常に大きいということでございます。

それで、県が活性化計画というものを考えるわけでございますが、そのつくる際には地方の中小企業の方であるとか、いろいろなリーダーの方であるとか、利害関係者いろいろな相談をしてこの活性化計画というものをつくってこられるというふうな思っておりますけれども、そうした活性化計画に基づきまして、今度は個々の中小企業者あるいは組合が進出計画なり円滑化計画というものをつくってこられるわけでございます。この個別の進出計画をつくるに際しまして、それぞれの中小企業者の創意工夫というものはもちろんあるわけでございますけれども、なかなか自分だけの知恵ではうまくいかないという場合もあるかと思っております。そうした場合に備えて、もちろん都道府県、それから公設の試験研究機関がいろいろございます。それから地場産業振興センターというふうないろいろな機関もございまして、またさらには、中小企業の団体の中央会、それから中小企業事業団というものもございまして、こうした機関がそれぞれ持っている力を発揮いたしまして、個々の中小企業者に対していろいろな形で指導あるいは適切な助言ができるというふうな形にしたいと思っております。

また、この進出計画を承認された段階になりますと、これは当然のことながら税制とか金融とかいろいろな点でその進出計画が実現するように御支援を申し上げるという体制を用意をいたしております。

○大島委員 過去に、この法案ができる前に産業の技術をベースとして転換を図って非常にうまくいっている、そういう地域がありますね。例えば、三糸市ですとかそういうところがありますけれども、今お話がありましたけれども各県でそういう努力をするあるいは知恵を絞る、そういうものについて指導していきたいということですが、各県ができることと国ができることとあると思うのです。国ができることは何かというと、先ほども助成とそれから情報の提供をしたいと思います。山本委員に対する答弁がありましたけれども、まさに私は広範な情報の提供というのが大変重要なポイントじゃないかと思うのです。三人寄れば文殊の知恵といいますが、なぜ三人寄るかという情報はそれだけ三倍集まるからでありまして、そういう意味では、国が、中小企業の活性化という意味では全国の津々浦々の地域でどういふ産業構造の転換を図り、うまくいっているかというような情報を持っていきますので、それをどうこれから各都道府県がこの法案をベースに活性化計画をしていくかという意味では、情報提供をタ

イムリーに、そして求めるのに従って提供するという、そういう国の方の情報提供の準備というものをしなければならぬと思っております。その点は現在どのような状況でしょうか。

○桑原政府委員 私、先ほどこの法案で都道府県がやる役割が非常に大きいというふうに申し上げましたけれども、今先生からは、それもそうだけれども国としても情報提供等々で大変重要な役割があり、またいろいろなことをしなければならぬのではないかと、いふように御指摘をいただいたわけでございます。我々もそれはもう全くそのとおりでございます。こうした法案を準備し御審議いただいております以上、国としても特定中小企業集積の活性化のために最大限の努力をするのはもちろんでございます。我々自身も都道府県のいろいろな御相談なりそういうものに積極的に応じますし、我々の持っている情報は提供しますし、これからいろいろな形でこの法律案に基づ

きますところのいろいろなことについて都道府県と密接な連携を保っていきたく思っておりますが、中小企業事業団というのも別途ございまして、ここがいろいろな形でこの法案の有効な活用というのに対して努力をすべきものである、また努力をしてくれるというふうにも考えております。

要すれば、この法案が有効に活用されますためには、国それから都道府県それから中小企業集積にありますところの個別の中小企業者、それから商工組合等関係者が一体となって、同じ目標に向かって協議しつつ努力をするということが大変重要な点ではあるまいかというふうに思っております。

○大島委員 お話はわかるのですが、その情報のやりとりというのはどういう形でやるか。全国の各都道府県の担当者の人は一堂に集まってほしいということで集まって、そして中小企業庁で集めている情報をファイルか何かにして渡すような形でやるのか、あるいはコンピュータの時代ですから中小企業庁の方でそういう情報は全部インプットしてある、したがって必要なときに夜の十二時というの今は短時間の時代ですからそういうことはいいと思いますが、必要な時間にはその情報を取り出せる、電話連絡とかファクスとか何かでなくてそういうものを取り出せる、そういう国としてのサービスの体制というのは整えておられますか。

○桑原政府委員 この法案を準備するに際しまして、各都道府県と密接な相談をしてまいりました。中小企業庁は、従来から各都道府県との意見交換を行うために一定の場がございまして、都道府県の方も集まっていたりいたしましていろいろな形で御相談申し上げております。この集積法だけのために特別の場というものは今のところあるわけでもございせんけれども、本件については、中小企業政策というのとはともな中小企業庁だけで行えるというものではございせん、従来から都道府県と二人で一つという形でやってきておる

わけでございます。この法案の施行に際しましてでもそういういろいろな形で密接な相談をこれからもしていきたいと思っております。

また、情報提供等につきましては、オンラインという御指摘もございましたけれども、そういうことも含ましてこれからいろいろな形で努力をしていきたいと思っております。

○大島委員 やはりそうやって定期的に集まっていろいろな意見交換をする、これも私は重要だと思っております。コンピュータの画面だけを見て情報を吸収したりなんかすればそれで済むということでは決してないと思うのですが、そういう共通の場に集まって意見交換をすると同時に、各都道府県の方でも、今情報化の時代ですから、そういう情報はファクスだとかなんかではなくて、端末で意見交換といえますか情報のやりとりができる、そういうこともぜひ今後の中小企業庁の一つの検討課題として考えていただきたいと思っております。

そういう形で、いろいろな進出計画とかなんかをや、特定分野を設定してそれに対する進出計画を作成して知事の認可を受けるということでありますが、その次に、地元の企業もさることながら、その地域で構成している商工組合というの、その構成員の特定分野への円滑な進出を図るため新商品または新技術の開発などの円滑化事業を実施しようとするときは円滑化計画を作成して知事の認可を受けるということでありますが、これも言ってみれば、先ほどの話ではございせんけれども、県と中小企業集積とこの商工会の三者の意見交換といえますか知恵を出し合った計画に基づいてこの円滑化計画をすると思うのですが、この円滑化計画を策定するに当たっての支援はどういうものがあるでしょうか。

○桑原政府委員 商工組合等の行う円滑化計画というものがこの法案の一つの柱になってございまして、中小企業者の特定分野への進出を支援するという観点から非常に重要なものであるというふうに考えております。

この商工組合等の円滑化計画をするに際しまして、我々も一定の補助を用意いたしております。例えば組合による新商品の開発事業、一事業について約九百万円の補助というものを予算案の中で準備しておるわけでございます。

また、組合等が円滑化計画をつくるに際しましては、やはり都道府県であるとか支援センターであるとか、そういうところの指導助言というものも積極的にを行うことにいたしております。

○大島委員 商工組合に対する支援、それから中小企業集積に対する支援、特に各都道府県に対する適切な指導というものを念頭に置いてこの法案を運用していただきたいということをぜひお願いしたいと思っております。

いずれにしても、この法案を中心として、地域の中小企業の活性化を図るための何か統一した窓口というものをつくらなければならぬと思うのでありますけれども、先ほど予算的な措置の御説明がちょっとありましたけれども、この窓口を設置するに当たっての県に対する助成といえますか、予算的な措置というものは当然考えておられると思ひますが、どうでしょうか。

○桑原政府委員 先生の御指摘は、個々の中小企業が進出計画をつくり、あるいは組合が円滑化計画をつくる際にどこが相談の窓口になるのかという御質問であらうかと思ひますけれども、これはやはり都道府県が中心となってやるというのが基本的な考えでございます。もちろん都道府県だけに任せるというわけではございせん、先ほどから申し上げておるとおり、いろいろな形でみんなで努力をするということでございます。

都道府県が指導等を行うに際しまして補助を用意しているかどうかというようにございまして、すけれども、我々、都道府県が中小企業者等が作成する進出計画なりそういうものを承認するための補助、あるいは指導に関する経費に充てるために総額で約四千五百万円程度の補助金を予算案の

中に計上をいたしております。

○大島委員 わかりました。

それから先ほどの話にちょっと戻りますが、この特定分野というものを開拓するためには、県と中小企業の集積地域、そして商工会だけが頭を集めれば何とかできるというものもあると思うのですけれども、それに新しい技術、新しい考え方をプラスすることによって新しい製品分野が開発されるということも考えられると思うのですが、そういう技術的バックアップというものはどういうふうにされようとしているのか、お伺いしたいと思ひます。

○桑原政府委員 そうした技術面的バックアップにつきましては、この法案において支援事業という形で位置づけられているわけでございます。支援事業と申しますのは、都道府県の公設の試験研究機関であるとか地場産業振興センターあるいは支援センターという公的機関が支援機関でございます。こうした機関が、個々の中小企業あるいは中小企業集積全体として行うような研究開発とか情報提供、そういうものについて大いに支援をするということでございます。

いろいろ費用がかかろうかと思っております。補助金の用意をいたしております。具体的に、そうした支援機関が支援をするというのに対しての経費に対する補助として総額で約四億五千万程度の予算を予算案の中に計上してございまして。

○大島委員 この特定分野を今のようなお話で技術的なバックアップを受けながらやるのですが、全国で各都道府県とも同じような特定分野に偏ってしまった、そうなりますと、市場原理からいいたとしても、せっかくよかれと思って自主性を持ったところが、結果的にまづかなくなったということも考えられると思うのですが、そういう全国的な調整、調整というものはおかしいのですが、特定分野というものの配置やバランスというものをどういう形で考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○南学政府委員 まず、特定分野の選定に当たりましていろいろなところが同じような特定分野を選定したら共倒れになるんじゃないかという御懸念かと思ひますが、集積の有する技術等のポテンシャルを活用できる分野でありまして、それは、それぞれの集積によって技術的ポテンシャルというのは異なっていると思ひます。また、需要動向、他の集積の動向を踏まえてこの特定分野を選定することになるわけでありまして、先ほどからお話し申し上げておりますように、国もその情報提供などを行っていくわけでありまして、共倒れになるような特定分野の選定が行われるとは私どもは考えておりません。

それからまた、全国的なバランスの問題であります。どういふバランスになるかは、まさにこれから本法案が制定された後で都道府県が英知を絞って各地の集積の企業と相談をしながら、我々、通産大臣のところに申請してきた後の話になるわけでありまして、したがって、今ここでどんなふうになるかというのをお話しするのは非常に難しいのであります。現在までに全国多数の都道府県から適当な時期に活性化計画を策定したいという希望が寄せられております。また、活性化を必要とする中小企業集積も全国的に散らばっておりますので、活性化計画は概して全国的にバランスのとれたものになるのではないかと私どもは考えております。

○大農委員 最後の質問になりますけれども、今のような話ですと、いわゆる特定のところを固めることではないということであれば、この法をベースとして各都道府県別に何カ所ぐらいを考えているのか。ある県はゼロですとか、ある県は五個ですとか、そういう形になるのかどうか。私は、各県最低でも一カ所を考えてされねばいかぬと思ひますし、また十年間でどのくらいの活性化を目標としているのか、それを最後に伺つて終わりたいと思ひます。

○南学政府委員 活性化計画は、都道府県が活性化の必要が特に認められると思う中小企業の集積

の中から、地域のコンセンサスの形成状況を踏まえながら作成していくものでありまして、通産大臣は、活性化指針に適合している等の要件を満たすものについてこれから順次承認をしていくということに相なるわけでありまして、承認件数につきましては、中小企業の集積の経済状況あるいは都道府県の活性化計画の作成状況等を踏まえる必要があるために、一概に想定することは難しいわけでありまして、平成四年度の政府予算案におきましては、四十七の地域において活性化計画がつくられるであろうという前提のもとに、予算案を計上いたしているところであります。

○大農委員 ありがとうございます。

○鈴木久君 鈴木久君。私は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律に絞って質問をいたしたいと思ひます。

昭和四十九年に、先ほどトップバッターで質問いたしました竹村議員などが中心に、議員立法としてこの法律は制定をいたしたのであります。その背景は、我が国の重要な文化とも言える伝統工芸品産業が、大量の消費時代、使い捨て文化、こういう中で需要も大変伸び悩み、後継者も不足し、あるいはまた外国製品に押されるなどの厳しい環境があったからと思ひます。

そこで、組織的、体系的に振興策としてこの法律が制定をされて、今日十八年くらい経過をしておりますのでございまして、この間、この制定以降十八年有余というものは、それなりの成果をおさめて今日を迎えていると思ひますけれども、伝統産業の宿命的とも言える問題点を抱えて、現実的にはなお厳しいものがある。そこで今回の法改正になってきたのだ、いわゆるつながつてきたのだと思ひます。

その一番大きな原因は、いわゆるこの事業者といひましようか企業といひましようか、これが極めて中小零細である、そして家内工業的である、あげくの果てに長時間労働。職場の環境も、まあ言葉は余り適切ではないかもしれせんけれども

も、余りいい状態ではない。そしてなおかつ、その伝統産業の技術を身につけるのに大変長い期間を要する。こういうことから、現在の若者などには余り、そういう職場環境あるいは伝統産業の持つ特殊な状況がやはり雇用という面につながつてきていない、こういうものがあるのだと思ひます。

しかし一方では、ブランド品の志向などの問題、あるいは外国からもこの伝統産業に対する需要の問題などがあつて、需要の面からいへば必ずしも将来の見通しは全くないんだ、こういうことではなくて、ずっと計数的に見ても何とか横ばい状態では生産は推移をしている、こういうふうには思つております。

そういう意味で、今回の法改正は、これをさらに振興させよう、こういうことが法改正のセールスポイントになつてゐるんだと思ひます。その一つがいわゆる人材育成、確保というための支援計画であり、若い人々を中心に、新しい商品もつくろう、そして売り出しをしていく、こういう問題、あるいは、販売宣伝などについてももう少し組織的に共同してやっていく、こういうふうなところ、この法改正の重点があると私は思つておる次第でございまして。

そこで、質問の第一点は、その人材育成ないしは確保、こういう問題についてたゞしてまいりたいと思ひます。

従業員の高齢化という問題については、もう本当に数字を見る限りまことに厳しい状態。この法が制定された時代は三十歳以下の年齢が従業員の中で三割を占めておつたのでありますけれども、現在は六割に満たないでしよう。この産業が将来とも継続を進展していくとすれば、どうしても若い人たちがこの伝統産業に従事をする、こういうことが必要になつてくると思ひますので、この風前のともしびのような人材確保という問題にどう手当てをするか、こういうことが大きなポイントだらうと思ひます。

そこで、この今回の法改正で、新しく人材確保

のために、一年に一カ所くらい、手づくりのカラーズといひましようか、こういうものをつくつて後継者の育成というものをやっていく、こういうふうになつておられますけれども、これだけで果たして、今申し上げましたような労働環境の問題等々を総合的に見て、若者がこの産業にどんどん入ってくるんだらうか、有能な人材が確保できるんだらうかというところはどうも疑問でありまして、もう少し総合的な検討をしなければならぬんじゃないのかというふうにおもひますけれども、まず、政策として皆さんが提起をした手作りカラーズを中心に、将来大丈夫だ、こういう確信をお持ちでございまして。

○堤政府委員 大変重要な問題を御質問いただきまして、ありがとうございます。

確かに、伝統工芸品産業の持っている宿命というものがあつて思ひます。大変後継者難でございまして、最近の百七十四産地の統計でございまして、毎年約三千人から四千人ずつ減つてゐるというふうな状況にあるわけでございますが、ただ、じつとこの数字を見ておきますと、三千人がやめてゐるだけではないでございまして、実際には六千人がやめて三千人新しい人が入つてきてゐることも事実でございまして。まあネットとして減つてゐるというのは大変残念でございまして、今回の法改正になつたわけでございます。

その法改正の基本的な考え方は、委員のおっしゃるような意味の大変宿命的な陰の暗い部分もあるわけでございますが、一方で需要が、民芸ブームに代表されますように明るい部分もあるというところに着目いたしまして、若者の中にも、北海道の小樽市では、ガラス細工に大変若者が興味を持つてゐるというふうなクラフトブームというのもあるわけでございます。そういうものをいろいろ活用していく、そのための施策は何だろうかというところを考えた結果でございまして、一言で申し上げますと、産業全体として活性化をした産業にするということがポイントでございまして、したがらしまして、地域手づくりカラーズある

あるのかないのか、その辺のところをお答えいた
だきたいと思ひます。

○提政府委員 お答え申し上げます。

伝統工芸品の指定に当たりましては、伝統性とい
うのは一応百年をものとて、当時、御提案者
であられる板川先生がお答えになりましたのも江
戸末期ぐらいでしょうかというようにございま
すが、それから十八年たちましたので、百年
たちますともう少し、明治初期も入るのかなとい
う感じもいたしますが、この百年という問題、そ
れから産地の規模といたしましては、産業として
最低限という意味では十人ぐらい、十企業ぐら
い、または三十人ぐらいいないと産業としてはな
かなかうまくできないのではないかとというよう
なお話がございまして、実はそれを踏襲してござ
いまして、現在、現在の基準だけで見ましても、一
千産地のうち形式上の基準に合うだけでもまだ四百ぐら
いございまして、潜在的な需要はかなりの多いの
だらうと思ひます。ただ、通達的なところにはす
べて原則としてという考え方が書いてございま
して、この考え方を今から大きく変更しなくとも
なり施策はできるといふふうに思ひます。

ただ、今回の改正を機に、この考え方を踏襲し
つつも、運用といたしましては、できる限り業
種、業態、産地の状況に応じて弾力的に対処し
たいという気持ちには十分持つております。
今後はむしろ具体的なお話を承って検討させて
いただきたいと思います。

○鈴木（久）委員 潜在的にはあとかなり多くの産
地があるという今の答弁でございまして、大
臣のおいでですら、私も大臣と同じ県でござ
いまして、そういう意味では私どもの県でも会津
漆器やあるいは相馬大堀焼という陶器が産地指定
を受けておるわけでございまして、規模の小さい
ものでいへば、割と観光地にもなっているよう
な、三春に昔からの和紙の産地があるのですけ
れども、これもまたまやっている人が少ないとい

うことで申請もしてないのだからと思ひます。
す。あるいはまた、それこそ大臣の選挙区である
本郷焼、これは今陶器と磁器の両方の部門でい
ゆる組合をつくって申請しようというふうな動き
があるようでは、今新たに法改正する時点で、
見込みというものは、今新たに法改正する時点で、
これからどんどんふえるというふうな見込みがあ
るのかどうかということと同時に、今私どもの県
で申請をしている会津の本郷などは、具体的に指
定に向けてどのぐらい作業が進められているのか
をお答えいただきたい。もし大臣あれでしたら政府
委員の方からお答えいただきたい。

○渡部国務大臣 大変御心配をちょうだいいたし
ておりますが、私が福島県出身ということはい
くつかあります。関係なしに通産省で今よく検討をしておりますが、
けれども、あの本郷焼、今百年とか百二十年の話が
ありましたが、先生御存じのとおりもつとあるか
に長い歴史を持ち、また非常に美しい、とうとい
価値ある、また将来の新しいニーズに向かっての
努力等も行われておるので極めて有望であると思
ひます。

○提政府委員 具体的な基準につきましてはこれ
から考えてまいらねばならぬわけでございまして、
従来の十人、十企業、三十人という考え方、その
前に原則としてという言葉もついておるわけで、
しばらくはこれでやらせていただきたいと思います。
第でございまして。

○鈴木（久）委員 伝統産業が産業でなくなつて、
どちらかというと文化財に近いように、やる人
がいなくなつて本場の少数になつてしまつてい
はちよつと悲しいと思ひます。ですから、産
業としてずっと継続できるように、少くとも、
小さいからというだけで考えないで、そ
ういう柔軟な対応というものはむしろ必要なん
じゃないだろうか。みんな文化財にしてしまつた
のではせつかうか。そういうものが生かされてこ
ないという意味ではやはり心配をいたしますので、
どうかその点は今後柔軟に対応してほしいとい
うことを要望しておきたいと思ひます。

次に、生産販売の問題でちょっと確認の意味を
含めてお尋ねをしたいと思いますけれども、生産実績
というのはずっと全体全体横ばいのようにすね。
しかし先ほどお話がありましたように、じや有望
でないのかという、いろいろな要求があるとい
うことも事実だろうと思ひます。そこで、数字
的に整理されているのかどうかかわりませんけれ
ども、国内の需要と国外の需要というふうに分け
て問題の統計がされているかどうかということが
一つ。同時に、一村一品なんかもどんどんどん
ん見本市をやったり展示会をやったり、そうい
うことをやって販売を促進しているわけですね。
も、自治体等、あるいはそういう産業界なども含
めてでございまして、物産の展示や見本市
など、そういうものに対するバックアップ体制と
いうのは一体この法律でどのくらいできるのかと
いうこと。同時に、これは国際的な意味で、国
としても県レベルでもやっているかもしれないけ
れども、例えば国際的な見本市なんかそういう
日本の伝統工芸品を展示をする、そういう企画
などについても、販路拡大あるいは産業として
と振興させるという意味から、考えられておるの
かどうかお尋ねをしておきたいと思ひます。

○提政府委員 それでは現状からお話しいたしま
すが、伝統工芸品の販売先というのは、やはりど
うしても国内需要中心でございまして、輸出自体
は大変限られた数字ではないかと思ひます。輸出
す。正確な数字はございせんけれども、産地の
百七十四産地の中で実際に回答したのは百四十九
でございまして、約二割ぐらゐの産地が輸出した
ことがある、残りの八〇％は輸出したことがない
というふうな答えております。輸出したことのあ
る産地の中でどのくらいの輸出比率かということ
でございまして、一番高いところが二一％ぐら
いございまして、ほとんども一％弱というふうな
ことでございまして、総じて考えますと一％に
全体としては満たないのではないかと、いうふう
に予想されるわけでございまして。そういうわけ
でございまして、この販路の開拓というのは大変重要

だと思ひますが、まず国内的な販路開拓と
いたしましては、いろいろ政府の助成金等も含め
まして、伝統産業振興協会を通じて国内の展
示会あるいはみずからやりになる展示会への助
成金という形で国内販売にはいろいろ力を用いて
いるわけでございまして。さらに海外という点、大
変これからの、今度の改正の中でも伝統工芸品の
持つ、日本の顔となるべきであるという考え方
をいいますと、どうしてもこれは海外への販路と
いうのをぜひ有望な一つの開拓分野ということ
で力を入れていきたいと思ひます。来年度予
算では、実はこの海外向けの補助金のところを二
千万円から二千七百万円、数字はそれほど大き
くございせんけれども、この厳しい予算の中で三
五％もアップをさせていただいたのは、そういう
趣旨を十分踏まえてのことでございます。

さらに、海外の見本市等をする場合に、日本貿
易振興会、ジェトロのいろいろな事業がございま
すが、そういうものもぜひ活用させていただきたい
と思ひます。次でございまして。

○鈴木（久）委員 それから、地域手作りビレッジ
といひます。共同の工房をつくつたり、展
示販売施設をつくつたり体験コーナーを設ける、
こういう新しい施設も準備をされておるようで
ございまして、もちろんこれは伝統産業工芸
品等に指定された地域でのこういうものに対する
助成策だと思ひます。ですから、今は割と、
伝統産業と言わなくても、例えば陶磁器や何かの
場合は新しい若い人たちがそういう産地でなくて
もこういう形でどんどん手づくりコーナーとかあ
るいは参加をさせるといふやり方を、何とい
いましょうか消費拡大をする、そういうのは各地
に出ております。

どうなんでしょうか、今度の法律の範囲内で考
えますと、指定されている産地の産地だけに限
っての支援ということになるのかもしれないけれ
ども、指定されなくても同様の小規模のもの等
あったり、あるいは将来そういう可能性があるか

もしらぬというあたりには、こういうものについての支援策のバックアップはできないものなんでしょうか。

○堤政府委員 お答え申し上げます。

手作りビレッジと申しますのは初めて出てきた言葉でございますが、これから伝統工芸品をさらに販売を促進し、消費者との交流を深めるためには複合的な施設が要るのではないかと、あるいは観光と組み合わせたような施設が要るのではないかと、ということで、現在日本開発銀行等の融資を受けてそういう手作りビレッジ的なもの、手作りビレッジをつくらうという人たちに融資していこうという考え方でございますが、この基本的なポイントといえますのは複合性、総合性というところに実は非常に重要な点がございます。

例えば、単に物を販売する場所をつくるだけではなくて、そのそばで実際につくっているところを見る、さらにそこに来た人たちがみずからつくることを体験できるような施設をつくるというような総合性、複合性に大変魅力があるわけでございます。

したがって、その中で中心になりますのはどうしても伝産品に指定されたものが中心になりますが、実際にはその場所には現代商品あるいは指定されない伝統的工芸品、そういうものをいろいろ含めて、簡単にいいますと若者、消費者、観光客をぜひ引きつける場所になりたいと思っておりますので、指定品を外してつくれと言われましても大変つらうございますけれども、それを含めた複合的なもので全体をカバーしていくということは十分可能だと思っております。

○鈴木(久)委員 時間がありませんから、最後に活用計画とも関連しながら、特に流通の問題で少し質問をしたいと思っております。

今までも伝統産業品というのは産地でつくっている人々、本場に御苦労されてつくっている。その産地の価格と消費者が手に入れる価格というのはもうべらぼうに差がある。繊維製品など言えれば、例えば京都の産地ですばらしい織物をつくっ

ている。その産地価格とデパートやそういうところで売っている価格というのは、どうも私どもの見る限りべらぼうな差があるんだというふうに見ております。今回、共同出資会社方式あるいは組合方式にしても、いずれにしても共同販売等々、いろいろ企画をされるようでございますが、これ果たして流通コストが今までよりもずっと少なくなつて産地にも利益が上がる、消費者も安く買えるという形になるのかどうか。そこら辺が私は産地育成にしてもあるいは需要拡大両面から見て大事なポイントなんじゃないかと思うのです。物によっては、今一村一品などは完全に例えばその産地から直売をするといういろいろな販売の仕方も出ております。とにかく今流通業界はそういう意味でかなり激しく合理化をし、コストを下げるということをやっているんだけれども、どうも見る限り、伝統産業品に限って言えばそうじゃない。つくる方はつくる方、問屋さんがあつてずっといつて消費者は大変高いもの、こういうスタイルのまま残っているんじゃないか、こんな感じがしてなりません。

そこで、そういう産地直売、直販、流通コストをずっと下げる、こういうふうな問題について、今度のこのいわゆる需要拡大の新たな方策の中でそれが実現をしていくのかどうか、その辺の見通しをお聞かせいただきたいと思っております。

○堤政府委員 お答え申し上げます。

委員おっしゃるように、伝統工芸品は確かに通常の大量生産の工業品に比べますとやや流通経費が割高になっているというところは、どうもそういう場合が多いような感じがしております。

したがって、今回のいろいろな計画を、従来の振興計画に加えて支援計画ですとか共同振興計画ですとかあるいは先ほどのお話にあった手作りビレッジのようなものをつくる、いろいろ施策を講じたのは、一言で言いますと、従来伝統工芸品の製造業者がつくることに専念して、どうも自分の商品が東京のデパートで幾らで売られているかということを必ずしも注目していないと

いうこともございました。それは簡単に言いますと、いろいろな人との交流をもう少したくさんやってみるとういう方法がいかに、みずから直接販売する方法がいかにあるいは販売会社を共同でつくつてやる方がいいのか、従来ある販売ルートの組合と一緒に、組合と組合が共同してつくるのがいいのか、あるいは消費者と直接触れる過程でその需要を自分で知るような意味での今度つくり出す支援計画の中のセンターでの交流、そういう中でそういう考え方をいろいろ学んで自分の最もいい方法を選び出して考えていただく、そういうことを非常に願っております。

それから、複数の計画を認定する過程では、今委員の御発言にありましたような流通経費、あるいは流通企業とメーカーの力関係等のバランスをとるという考え方もぜひその計画の審査の中では意を用いてまいりたいと考えております。

○鈴木(久)委員 もう時間がありませんから終わりますけれども、特に共同出資会社方式でいろいろ販売やらそういうものを手がけていくことになりそうです。そうするとどうしても、私はそれを反対だという意味で言っているのじゃないのですけれども、大企業なんかも、大きな商社が入ってきて流通の問題で協力をするということは大事だと思

う。しかし、産地が泣くような形でみんなどうして資本力の強い者に抑え込まれてしまふ。かつてこれで産地が苦しむんじや、これは伝統産業法をつくった意味がない、私はこういうふうには思いますので、どうかその辺は、この法案が産地が振興するとういう意味で生きるように、その意味では皆さん方の行政サイドの指導も強く要望し、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○武藤委員長 吉田和子君。

○吉田(和)委員 伝統的工芸品産業の振興に関する法律改正案についてお伺いをさせていただきます。伝統的工芸品産業の置かれている現状と、それ

からこれからの見通しについてどうお考えになっているかというところをお伺いをしたいわけでございますが、その中で、この法案の中でもいろいろ広い分野にわたって支援強化がうたわれているわけでございますが、とりわけ、産業を振興するのには後継者の問題が大変重要であると考えております。特にそうした伝統的工芸品産業の置かれている労働実態なども踏まえまして、人材の育成についての通産大臣の基本的なお考え方、そしてこれからの見通しについてまずお伺いをさせていただきます。

○渡部国務大臣 吉田先生御指摘のとおり、伝統的工芸品産業の振興に当たっては、まさに伝統的な技術、技法を有する人材の育成、確保が極めて重要であります。いわば人間が主役である産業というところにこの伝統産業の価値があるわけでありますから。ところが、残念ながら、これも御指摘のとおり、伝統的工芸品産業は、中小零細性が強く職場環境が必ずしも恵まれておりませんし、また徒弟制度の存在等の問題等がございます。若い従業者が減少し高齢化が進んでおります。

従来から法律に基づく振興計画によって従業者の研修事業等を行ってきたところでございますが、今回の改正においては、こうした点を踏まえて、若者の気風に合った合理的な人材育成事業を支援することとしており、まさに先生御指摘の、若者たちが未来に魅力を持ってこの伝統産業で頑張ろう、そういう意欲を持っていたいただくことがこの法律の大きな目的でございます。

○吉田(和)委員 後継者の確保、育成についてこれまでどのような対策がなされてきたのか、そしてこの法案の改正でどういうふうにならねば強化をされるのか、具体的なところをお伺いをさせていただきます。

○堤政府委員 お答え申し上げます。

従来、後継者の確保、育成につきましては、現在法律の振興計画というのがございまして、その中に後継者確保、育成という事項がございまして、それに基づいた事業を産地の事業組合がやる

五

計画を今回新たに取り入れた理由でございます。
○吉田(和)委員 おおむねがダブっているような計画になって、その販売の部分、特に新たにつけ加わった部分が共同振興計画というふうに入るというところであると理解をさせていただいてよろしいでしょうか。

○堤政府委員 現在百七十四の産地がございますが、これはいずれにしても製造業者を中心とした組合でできておるわけでございます。その中で、必ずしも全部の産地に販売協同組合的なものがあるわけではございません。また、その販売協同組合があるところがすべて今回の計画に乗ってくるかどうかは、これからの申請があるかどうかの問題にかかっているわけでございますが、おおむねダブっているということではなくて、新しく百七十四産地の人たちの中でさらに販売協同組合のある地区の人たちの話し合いがいったところから上がってくるというふうに考えております。

○吉田(和)委員 次に、活用計画の基本的な考え方と概要を伺いたいと思います。具体的に教えていただきたいと思います。事例を挙げてお知らせいただければと思います。

○堤政府委員 今回の活用計画といえますのは、本法の改正案の一つの目玉でございます。従来、伝統工芸品産地が伝統工芸品をつくることだけが振興の対象であったわけでございますが、最近、その百七十四産地の中で大変うまくいっているところの幾つかの例を見ますと、青年部等が自分のところの伝統的工芸品あるいはそれをつくるための技術あるいは技法を使いまして、現代商品との組み合わせによる新しい商品を生み出すという動きがございまして、これがその産地に対して大変活性化をするという意味のインパクトを与えておるわけでございます。

具体的に申し上げますと、陶磁器の産地で陶磁器でスピカーをつくり出すとか、あるいは塗りの漆器の産地で、今までのようなおわんとかお盆とかだけではなくて自動車のダッシュボードのところに漆を塗るとか、そういうようないろいろ

な意味の活用方法があるわけでございます。これ自身が非常に伝統的技法の保存にも役に立つと同時に、その産地の活性化にも役立つ、同時に後継者、若い人を引きつけるという効果が大変大きいわけでございまして、そういうものを活用計画という形でまとめて振興をさせていただくというのが今回の活用計画のねらいになるわけでございます。

(委員長退席、竹村委員長代理着席)

○吉田(和)委員 きめの細かい、多様に分かれている産業、それが伝統的工芸品なわけでございまして、本当に広く、きめ細かく、この法案の施行によって力になっていけばなというふうにも私も考えているわけでございますが、私の地域でも伝統的工芸品に指定をされない、当てはまらない、工芸品の産業について地域で努力をされてそれなりにそこそこ力を入れて頑張っているところがある。それがやはり工芸品の指定要件に当てはまらないためにこういうふうなバックアップが受けにくい。何というのですか、ちょうど歴史的にも産業としてもはざまというのですか、そういうふうな産業についてどうにか振興ができないかな、そういうことをこの法案を検討していただければ、地域の産業を見ながら考えたわけでございますが、その点にしましてはいかがでしょうか。

○堤政府委員 お答えを申し上げます。現在、指定要件といたしましては、確かに「伝統的」というのを約百年ぐらいの期間ということを考えておりますし、「一定の地域において少なくとも一定数」というのは、十企業または三十人以上を原則とするという考え方がなっております。この基本的な枠組みは前回議員立法のときに考えられたものでございまして、基本的には踏襲をしたいと思います。ただ、先生のおっしゃるような意味でははざまという部分は、いずれもこれは原則としてという考え方でございまして、今後の運用は当然弾力的に考えたいと思っております。さらに、そのはざまに入っている人たちは、国のこの計画にのらないという場

合にでも、県レベルでの施策もございまして、これと有機的な関連を持ってできているという体系にもなっていると思えます。また、国といたしましても、小規模産地と言われる方々の中でも、大変貢献した人には、それを表彰し若干の奨励金をお出しする、褒賞金をお出しするというような施策も講じておまして、全国国がそれに対して目を向けていないというわけでもございません。そういう対策と両方相まちまして全体としての実を上げていきたいと思っております。

○吉田(和)委員 ぜひ、その産地につきましても、これからのきめの細かい施策を検討していただければいい、私も引き続きそれらのところの勉強をしていきたいというふうに考えているわけでございます。

労働省の方に来ていただいていると思えます。先ほどからお話が出ております職人と言われる徒弟制度、労働環境、さまざまなところで、伝統産業にこれまでも労働省が何らかかわってきただけでございます。伝統産業、伝統的工芸品産業のこれからの見直し、特に労働省側から見るとの見直しなども聞かせていただきたいと思います。

○松崎説明員 お答え申し上げます。

労働省におきましては、労働者の職業の安定と地位の向上、そういったものを図るという観点から労働者の職業能力開発というものを進めてきておりまして、直接伝統産業にターゲットを当てたという見方は、そういった観点とは若干違つかと思えます。

しかしながら、具体的には、公共職業訓練施設におきまして、地場産業等その地域の産業、それから、地域に住んでおられる労働者の方のそれぞれのニーズに応じた職業訓練というものを実施しておりますが、その地場産業の中には、当然御指摘のような伝統産業というものも含まれております。例えて言いますと、木材工業でありますとか陶磁器でありますとか、そういったような訓練科目というものも含まれておりまして、こういう

た職業訓練を従来から実施しておるところでございます。

それからまた、具体的な職業訓練ではございせんが、表彰制度を持っておりまして、これも伝統産業に限定したものでございまして全職種を対象にしておるわけでございまして、一言で申し上げますと、ほかの技能者の模範となるようなすぐれた技能者を表彰するというところで、毎年百名ぐらいいをめぐり労働大臣が表彰いたします卓越した技能者の表彰、こういった制度も持っております。この中にも、先生御指摘のようないわゆる伝統産業、例えて言いますと、西陣織でありますとか会津塗でありますとか、そういったようないわゆる伝統産業に従事されておる優秀な技能者という方も含まれております。

こういうことでございまして、特に今後とも、この伝統産業ということに限定するわけではございませんが、やはり職業訓練といえますものは、地域地域の労働者の職業の安定と地位の向上、さらにはその地域におきます産業、社会の発展ということを目指すわけでございまして、この地域におきますニーズというものを的確に把握しながら、きめ細かい職業訓練というものを進めていきたいというふうに考えております。

○吉田(和)委員 能力開発事業というふうな事業をなさっているわけでございますが、現行法の中にこういうふうな産業としての、伝統的工芸品産業としての能力開発は取り入れられているのかどうか、また、これから取り入れていく考えはありますか、ということでしょうか。

○松崎説明員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、労働者の能力開発ということを主眼としてやっております。当然、御指摘のようなこの伝統産業に従事される労働者の能力開発というものも、私どもの行っております職業能力開発事業の一つの中身として位置づけて従来から進めておりますし、今後ともそういった職業訓練は充実していくということでございまして、さらには、先ほど表彰制度でちょっと

申し上げましたが、やはり技能を尊重する社会の形成ということをおもひの仕事の大きな一つの基盤として据えていきたいと思っております。そういったことで、この技能者の表彰なり、それから技能を尊重するといったような国民的なコンセンサスの形成といったものを含めまして、また、技能労働者がやはり社会の中で高い評価を受けていくようにという施策の中で位置づけしていきたいというふうな考えをしております。

○吉田(和)委員 まだまだお伺いしたいわけですが、伝統的工芸品産業の振興に関する法律改正案を巡りまして、特定中小企業集積の活性化に関する法案についてお伺いをしたいと思います。まず、予算措置についてのお伺いをいたします。

先ほどからも御質問の中で出されておりました、本年十二月で期限切れとなる特定地域中小企業対策臨時措置法、これは中小企業近代化審議会の答申の中でも、延長は行わないことが打ち出されているわけですが、延長は行わないことが打ち出されたこれらの法案、またほかのものもあるかと思ひます。今回の法案はその法案にかわる措置と見ていいのでしょうか。

○南学政府委員 先生御指摘のとおり、急速な円高の進展に対処しまして、昭和六十一年に、特定地域中小企業対策臨時措置法、これが制定されたわけでありまして、この法律は円高に伴う緊急経済対策としての意味を持つものでありまして、一方、今御審議をいただいております本法案は、中小企業集積の活性化を通じて中小企業者の自律的発展の基盤の強化を目指すより前向きな法律でありまして、我が国地域中小企業の中長期的発展に資するものと私は考えております。

また、いろいろな法律の内容を見ましても、特定地域中小企業対策臨時措置法では、国が地域を指定し、地域のすべての中小企業者が対象になっているわけですが、本法案は、施策の対象となる集積なり事業の分野の選定を都道府県にゆ

だねるなど、地域における自主性を最大限尊重する体系となっておりまして、先生御指摘の特定地域中小企業対策臨時措置法とは、基本的な考え方において大きく異なるものであります。

○吉田(和)委員 この特定地域中小企業対策臨時措置法にかかわって計上されました予算額はどのくらいでしたでしょうか、そして、今回新たに追加された予算額というのはどれくらいでしょうか。

○桑原政府委員 特定地域法に基づく予算措置、今年度の平成三年度の予算でございますけれども、総額二億七千万円が計上されております。

今度の新法案にかかわる予算措置でございますが、現在御審議いただいております平成四年度の予算案の中におきまして、総額十億六千万円計上されております。

○吉田(和)委員 その新規の今回の十億六千万円は、一集積当たり初年度どのくらいの額を大体予想をされているのでしょうか。

〔竹村委員長代理退席、委員長着席〕

○桑原政府委員 この予算案の内容を見ますと、必ずしも厳密な意味で一集積当たり幾らというところは計算しにくい面もございますけれども、あえて申し上げますと、大体一集積当たりで一千九百万円程度の補助金になるのではないかとというふうな感じになっております。

もう少し中身を申し上げますと、都道府県が活性化計画をつくるに当たりましていろいろ調査をいたすわけでございますが、その調査事業について約四百八十万円程度の補助、それから活性化計画を具体的ににつくるに当たりまして二百五十万円程度の補助、それから支援機関というものがございまして、中小企業集積にいろいろ支援をするわけでございますが、その支援事業について九百五十万円程度の補助、その他若干ございまして、先ほど申し上げましたような約一千九百万円程度の補助金が一集積当たり計上されておるといふことになるわけでございます。

○吉田(和)委員 一千九百万円という金額の大きさはこれで十分なのかと考えているわけでございます。どうなのでしょう、十分とお考えでないでしょうか。

○桑原政府委員 御質問が予算の中身でございますので私予算を説明いたしましたけれども、金額的に申し上げますと、予算もさることながら、ほかの金融制度あるいは税制上の措置、その他総合的な措置が講じられておるわけでございます。

それで、若干かみ砕いて御説明をいたしますと、まず予算面でございますけれども、先ほどの金額以外にも、例えば組合等が行いますところの新商品の開発事業等にさらに一カ所当たり九百万円程度の補助がございまして、それから金融措置といたしましては、中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫による低利融資制度が設けられることとなっております。それから中小企業事業団の高

度化融資の活用というものも用意をいたしております。税制面におきましては、中小企業基盤強化税制の適用がされることになってございまして、三〇％の特償なり七％の税額控除が行われることになっておるわけでございます。

そういうようなことで、総合的に考えまして、本法案の支援といえますが、金融、財政、予算上の措置を全体として見ますと、かなりの措置が講じられておるのではないかとというふうに我々は考えているわけでございます。

○吉田(和)委員 思い切った増額とか配分というものが必要なのではないかということを言いたいわけでございます。そのお返事にとどめさせていただきます。

次に、不況時代から人手不足時代の転換の大きな節目に当たって一つ一つの法律を切りかえていく時期で、一つ一つの切りかえていくのではなく、補助金を幾つかにまとめて効果的に運用すべきではないかというふうなお尋ねをしたいわけでございます。総務庁でさえも行政監察の中で施策の見直しを指摘している。これに對しまして通産省としてもしっかりとした取り組み姿勢を出して

いかなければならないのではないかと考えるわけでございますが、その点に關しましていかがでございますでしょうか。

○桑原政府委員 恐らく先生の御質問の背景をいたしまして、昨年八月に総務庁が行政監察の指摘をされまして、我々中小企業行政についていろいろ御指摘をいただいたことがあるのではないかと御思っております。当時、その総務庁の行政監察の結果に基づき指摘の中には、特定地域中小企業対策のあり方であるとかあるいは事業転換対策のあり方であるとか、こういうものの全体の見直し、あるいはこういうものの具体的な実施状況についていろいろ改善という幅広い御指摘がございました。中小企業庁としては、その指摘に基づきましていろいろ改善措置も既に講じておるわけでございます。

この法律案との関係におきましては、この行政監察の御指摘も受けまして、新しい中小企業をめぐる諸情勢というものを踏まえましてどうするかというところでいろいろ検討いたしました結果、新しい法律として今回の法律案というものを用意させていただいたわけでございます。

なお、そのほか、いろいろな細かい点あるいは重要な点について行政監察の御指摘もあるものでございますから、この法案が成立いたしました折には、我々としてそうした行政監察の御指摘の趣旨を十分生かして運用していきたいというふうに考えているわけでございます。

○吉田(和)委員 次に、中小企業者及び組合が創造的なものをつくり出していく事業活動を行っていく際に支援をしていく、そのことがやはり大事ではないか。例えば、創造的な事業活動を行っていく際に必要となる技術や情報、そして人材等のソフト面での支援施策が重要ではないか、企画力とかマーケティングの力の向上、そういったものに支援をしていくべきではないか、内外の産業の動向とか、それら情報収集や提供等を行う整備充実が大切なのではないかとというふうに考え

るわけでございますが、それら魅力ある職場の提供等、それらに資する事業に対する支援を大臣の指針の中にきっちり盛り込むべきではないか、そういうふうな考え方を持っているわけでございますが、その点についていかがでございましょうか。

○桑原政府委員 中小企業の集積が活性化していくために、先生御指摘のとおり、ハード面だけではなくて、先生御指摘のソフト面の経営資源というものが重要であるというのはいくおっしゃるのとおりでございます。我々本法案を作成するに際しまして、支援事業であるとか組合の円滑化計画であるとか、その他のいろいろな施策を通じて、中小企業に對しましてソフト面での支援というものを差し上げる準備をしているわけでございます。

魅力ある職場の提供という観点につきましまして、この法律に基づきまして中小企業の集積が活性化いたしますと、結果として魅力ある職場が提供できることになるのではないかと、いふうに我々は大いに期待をしておるわけでございます。活性化指針の中にこの魅力ある職場の提供というものを書くかどうかという点につきましては、今先生の御指摘も踏まえましてこれから十分検討をしていきたいというふうに思っております。

○吉田(和)委員 特にその部分が重要であるという意味で、大臣の指針の中に盛り込むお考えはないかというふうに再度伺いをさせていただきます。

○桑原政府委員 本活性化指針の中にこの魅力ある職場の提供ということを書くかどうかという御質問であらうかと思ひますけれども、私も、私どもは、書く書かないにかかわらず、実はこの魅力ある職場の提供というものが当然伴われる対策が今回の対策であると考えておりますけれども、その指針を策定するに当たりましては御指摘のような点を踏まえまして適切な指針をつくってまいりたいというふうに考えております。

○吉田(和)委員 時間が参りましたので、終わらせていただきます。

○武藤委員長 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後一時三十分開議

○武藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。和田貞夫君。

○和田(貞)委員 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案についてまず質問いたします。

この法案は政府の定める基本指針に基づきまして都道府県が行おうとする計画に基づいて中小企業者の特定分野への進出について助成措置を行うという法律でございますが、それぞれ地域における産地というものはそれぞれの地域の特色のある中小企業の集積であらうと思ひわけでございますが、このことによつて産地全体が、企業城下町全体が新しく衣がえをするような産地形成ということになるのかどうかということについてひとつお尋ねしたいと思ひます。

○南学政府委員 先生御指摘のとおり、この法案は活性化計画において定められました特定分野への地域中小企業者の進出を通じて地域中小企業集積の活性化を促進することを旨とするものであります。

この法案が所期の政策効果を上げるためには地域中小企業の相当数が特定分野への進出に取り組むことが不可欠であると考えております。あくまで、発展の方向に関する地域のコンセンサスに基づく中小企業者による自主的取り組みが基本になるものと考えております。そして、特定分野の選定に当たりましては、地域中小企業の相当数が取り組めるよう、地域における技術、人材、資源等の現状を十分踏まえたものとすると考えております。この結果、その地域における多くの中

小企業者が新分野への進出に取り組むものと私どもは期待をいたしております。この結果、地域全体が活性化していくことになることを期待したいと思ひます。

○和田(貞)委員 御案内のとおり、都市圏の産地と地方の産地、それぞれ条件が異なるわけなのですが、地方に行けば行くほど都市圏のそれと比べますと情報機能の不足さというのがございますし、あるいはもう東京を初め都市圏の場合はそれぞれ研究開発機能というものは充実しておるわけなのですが、これも十分である、情報が入手困難である。そういう条件の中で、法律によるところの特別措置だけではなくて、国なりあるいは府県がどのようにそのような恵まれておらない部分を支援活動をやつてもらえるのかどうか、ひとつお答えいただきたいと思います。

○桑原政府委員 先生御指摘のとおり、地方における中小企業が、情報収集であるとかあるいは研究開発であるとかそういう面におきまして、都市圏における中小企業に比べ相対的にハンディキャップがあるのではないかと、いふ点については、我々もそういうところがあるのではないかと、いふふうに同じような認識を持っております。

このような認識に立ちまして、従来から我々は、地域にありましますところの中小企業者に対してこういうようなハンディキャップをなるべくなくすような施策を講じてきております。例えば、全国に三十九ほどありますところの地場産業振興センターを設立した。あるいは中小企業の支援センターも今十一あります。これに加えまして、公設の試験研究機関というものが全国で百七十二ばかりございます。こうしたいろいろな組織を通じて、地方における中小企業者も、研究開発機能であるとか情報収集機能におきましてなるべくそういうようなハンディキャップがないように補完をしてきたつもりでございます。

この法案におきましては、都道府県が活性化計画をつくるわけでございますけれども、これに、ただいま申し上げましたような支援するところの

機関が積極的に参加をするという形になってございまして、予算面等でもこうした支援センターの活動等に補助をすることになっております。総じて見れば、先生おっしゃいましたようないろいろなハンディキャップを乗り越えて地方の中小企業集積も活性化することができるようにならうと思ひます。

〔委員長退席、竹村委員長代理着席〕

○和田(貞)委員 そこでさらに、それこそ、その不十分な面をカバーするために、都市圏の方からそういう恵まれておらない産地の方にその機能を移転する、あるいは産地にその機能をつくっていくというか、そういうようなことは考えられないのですか。

○桑原政府委員 これは、中小企業政策だけの問題ではございませんで、大都市におけるいろいろな機能を地方に分散させて、地方における、ふるさとその他のいろいろな形でその地方の活性化を図るということはいろいろやっております。でございますけれども、この法案におきましては、むしろ地方の中小企業の自主的な努力というものを基盤といたしまして、そうした自主的な努力に對して我々ができる限りの支援をする。先ほど先生申されましたような研究開発機能であるとか情報収集機能につきましてもできる限りの御支援を申し上げる。それによりまして、地方にそうした活性化が図られるというような手段を通じて、我々は、先生御指摘されたような目的のために大変な貢献ができるのではないかと、いふふうに考えておるわけでございまして、この法案自体によつて直接どこまでできるかというのはいろいろなところもあるかと思ひますけれども、結果としては同じようなことになるのではないかと、大いに期待をしております。

○和田(貞)委員 私は、なぜそのことをやかましく言うかと申しますと、伝統工芸産業の産地もやはり同じことが言えるのではないかと、いふ思ひますが、これらの産地あるいは企業城下町というのは、共通して言えるのはその約七〇％あるいは

多いところでは約八〇%が、例えば中小企業近代化促進法あるいは先ほども議論されておりましたが特定地域中小企業対策臨時措置法、そういう法律ができて、その法律の適用を受けて活性化できる企業、恩恵を受ける企業というのが極めて限られておるわけでありまして。融資の点も私は同じことだと思ふのです。例えば三千万円の貸し付けあるいは五千万円の貸し付けがなされても、その三千万円の貸し付け、五千万円の貸し付けさえも借りることができないようなそういう零細企業というのが、どの産地におきましても、どの企業域下町に行きましても、やはり七〇%、多いところでは八〇%を占めておるといふ現実を考えたならば、この法律というのは中小企業基本法の二

うな点についてひとつお答えいただきたいと思ひます。

○桑原政府委員 お答えをいたします。

先生よく御存じのとおり、中小企業の中におきましても小規模企業につきましては、中小企業基本法にも定義がございまして、さらに特別の配慮をしたような施策を講ずるといふことをやっておるわけでございます。具体的には、経営指導員によるところの経営改善普及事業というようものを各地の商工会とか商工会議所を通じてやっておりますし、また金融面におきましても、国民金融公庫のいわゆるマル経の適用等、特別の施策を積極的に講じておるわけでございます。

の適用を受けるものは資本金が幾ら、あるいは従業員が幾ら、卸ではどう、小売ではどうというようにそのまま移されておるのですが、中小企業基本法自体がもう制定されて約三十年になるわけですから、この機会に、時代も変わり世の中も変わって経済情勢も変化していつておるわけでありまして、この状況の中で中小企業基本法というのを根本的に洗い直す必要さもあるのじゃないかと私は思ふわけです。それがために、申し上げましたような、法律ができてその法律の恩恵をこうむることができないようなそれぞれの産地、それぞれの企業域下町における零細企業の皆さん方にはそういう別の措置、別の支援策、別の対応というのがひとつ講じられて私にはかるべきじゃないかと思うわけでございますが、そのような零細企業も含めて一緒にこの法律の適用ということになりますと、せっかくできた法律によって自助努力といえども限界があるわけでございますから、その法律の適用を受けて恩恵をこうむらない零細企業というのはこれまた残されていつてしまふ。だから冒頭にお尋ねいたしましたように、この法律ができて産地全体が、企業域下町全体が活性化されるようになるのかどうかということをお聞かせいただいたわけでありまして。そういうよ

それでは、今度のこの法案においてこういう小規模な企業はどういうふうに取り扱われるかというところになりますけれども、そのところにつきましましてはこの法案では特に区別はしておらないわけでございます。我々の期待をいたしましたのは、そういう小規模企業がかなり中に含まれておりまして、その中の中小企業集積というものが全体として活性化をするということになりますと、その中に含まれる小規模な企業もいろいろな面で大いに裨益するわけでございますし、さらに、小規模な企業でございましても積極的にやる気のある企業が相当あるだろうと大いに期待をいたしておりました。そういう方たちがこの法律案に基づきまして大いにやってみようというふうになる場合には、この法律に備わっておりますところのいろいろな支援策、すなわち支援事業であるとかその他を通じて大いに御支援を申し上げる。小規模企業にはこの法律案は余り裨益しないのではないかとこの御指摘ではなくて、我々はそういう小規模企業も含めまして大いに活性化をしてみたいものだといふふうな考えをしておりますし、また、具体的な運用に当たりましてはそういうふうな努力をしたいといふふうな考えをしております。

○和田(員)委員 私はちょうど一月ほど前に福井の方に同僚の皆さんと一緒に行ってまいりました。そこでございますが、その際に産地の方から、私が今言っておる言葉がやはり出てくるわけなんです。ね。中小企業対策をやってくれるのは結構だ、産地対策をやってくれるのは結構だ、しかし私たちの組合員の中で七五%まではこの法律の適用を受けても、例えば、私が今例を挙げましたように、お金を貸してやると言ってもお金を借りることができないのだ、彼らはやはり返済をしなければならぬのだから、利息も払わなければならぬのだからということ、そういう小規模企業、零細企業についてはやはり中堅企業とは別枠の、例えば利息を安くするとかというふうな念の届いたそういう支援措置対策というものを講じてほしいのだということを言われておるわけです。どの産地に行っても同じことが出てくるのじゃないかろうかと私は思ふわけでありまして。したがって、この法律は私は結構なことであると思ひますが、この法律以外に、当面産地が困っておる問題あるいは企業域下町の皆さんが困っておる問題、それも、産地の支援策あるいは城下町の支援策として、ぜひとも中小企業庁なり通産省がやはり考えていただきたいなというふうな気持ちであります。

例えば、この法案に関係がないわけでございますが、その際、福井に参りましたときに訴えられました。もう既に繊維産業も技術が極めて高度化しておるわけですね。特に今繊維産業が全体として冷え込んでおりますが、その中でも福井はまだ何とか輸出が行われておるというふうな状況であるわけです。それなりの自助努力というものをやっておられるのです。だからそういう中で、例えば一枚の反物が一カ所だめだという不良の部分が出てくれば、その部分だけではなくて、かなりの大きな反物一反が損害をこうむるといふようなことでございますので、なかなか技術も向上する中でもなお十分に心得て生産なさっておるわけです。したがって、例えばそういう輸出繊維製品については、私はそういう中で現物も見、現状もつづきに見せていただきます中では、今なお旧態依然としてやられておる例えば輸出検査制度、これ

は大変、もう不必要な時代になっていると思ふのです。そんなもの受けなくても産地の方は十分やっているんです。ただ形式的に検査をやっているということにすぎないという実情を私は知らされてまいったわけです。

そこで少なくとも一メートル当たり一円もつづような検査料を払うのであれば、そういう検査料を負担させないような政策を産地の方にしてやるというふうな生きた支援策をやってほしいという一つの例を私は挙げておるわけでありまして。たしかお聞きいたしますと、検査制度が五十三品目あったのが今二十八品目に、だんだんと縮小していつておる。あと何年たてば全部解消するんではないかということでありまして、大臣、ひとつ聞いてほしいのですが、これは去年から五カ年計画で検査制度を廃止するという方針なんです。そうすると、去年廃止されたところ、ことし廃止されたところ、あと四年たたなければ廃止されないところ、これは地域によって、業種によって、品目によって異なると思ひますが、何のためにそういう五カ年計画でなくしていくのか、私は理由がわからぬ、理由が。ただ、私の推測するところでは、全国に散らばっておるこの検査員というのは約千四百名から千五百名おる、その千四百人、千五百人が今直ちに検査をやめてしまふということになるとその人たちの持つて行き場がない、そういう理由なんです。そんなようなことで産地の零細業者や産地の中小企業におんぶにだっこというようなことは好ましくないやり方じゃないかと私は思ふわけでございます。この機会に、ひとつ全面的に輸出にかかわる繊維製品の検査制度というのをやめて、そしてその検査員の持つて行きどころは別に考えたいわけですね。別に考えないで、そのようなものをその産地に犠牲を強いるというふうなことは好ましくない、私はこういうふうな思ふわけでございますが、大臣わかっていただいたと思ひます。このことをひとつ、温情味のある大臣の答弁をこの機会にお聞かせいただきたいと思います。

は、大臣、もう不必要な時代になっていると思ふのです。そんなもの受けなくても産地の方は十分やっているんです。ただ形式的に検査をやっているということにすぎないという実情を私は知らされてまいったわけです。

そこで少なくとも一メートル当たり一円もつづような検査料を払うのであれば、そういう検査料を負担させないような政策を産地の方にしてやるというふうな生きた支援策をやってほしいという一つの例を私は挙げておるわけでありまして。たしかお聞きいたしますと、検査制度が五十三品目あったのが今二十八品目に、だんだんと縮小していつておる。あと何年たてば全部解消するんではないかということでありまして、大臣、ひとつ聞いてほしいのですが、これは去年から五カ年計画で検査制度を廃止するという方針なんです。そうすると、去年廃止されたところ、ことし廃止されたところ、あと四年たたなければ廃止されないところ、これは地域によって、業種によって、品目によって異なると思ひますが、何のためにそういう五カ年計画でなくしていくのか、私は理由がわからぬ、理由が。ただ、私の推測するところでは、全国に散らばっておるこの検査員というのは約千四百名から千五百名おる、その千四百人、千五百人が今直ちに検査をやめてしまふということになるとその人たちの持つて行き場がない、そういう理由なんです。そんなようなことで産地の零細業者や産地の中小企業におんぶにだっこというようなことは好ましくないやり方じゃないかと私は思ふわけでございます。この機会に、ひとつ全面的に輸出にかかわる繊維製品の検査制度というのをやめて、そしてその検査員の持つて行きどころは別に考えたいわけですね。別に考えないで、そのようなものをその産地に犠牲を強いるというふうなことは好ましくない、私はこういうふうな思ふわけでございますが、大臣わかっていただいたと思ひます。このことをひとつ、温情味のある大臣の答弁をこの機会にお聞かせいただきたいと思います。

○渡部国務大臣 今先生から福井県を、直接繊維産業地帯をあらにたつた実情、お聞きをいたしました。

確かに、今初めて聞いておった話であります。が、実は私も三十年ぐらい前のことを思い出しますが、私の郷里は木炭の産地で、木炭の検査員というのが、一番余計地域におったわけですが、その後エネルギー革命であつたわけですが、そのなかで灯油とかになって、木炭がなくなつてもなかつたというふうな過去に、今先生のお話をお聞きしながら思い出して、今先生のお話を、けれども、政治も行政も国民のためにあるべきものであり、産業界の小規模企業の皆さん方にそういうことでもしも御負担をおかけするようなことがあれば、これは申しわけないことであつて、実情をよく調査した上で先生の御心配のないような方向で検討してまいりたいと思ひます。

○和田(貞)委員 ぜひともしとつ大臣、これは産地の声でございまして、今具体的に私はお話ししたいというふうに、だから検査員はどうなつてもいいということでは私は言っておるのじゃない。検査の必要性がなくなつておるんだから、検査というその制度をやめる。検査員にかかわる問題は、これは別の角度からそれの方々の生活、家族を含めた生活面の面倒を見るということをやつたらいいわけなんです。そういうことで、今大臣の御決意をお聞かせいただきましたので理解いたしますが、ぜひともしとつこの機会に不必要なこの制度というものを、産地の声を十分取り入れて、せつかくこの法律を出されたわけでありまして、この法律だけじゃなくて、今申し上げましたような産地に向けた温かい、温情味のある通産行政をやつてほしいということを強く要請をしていきたいと思つておられます。

次に、私は伝統工芸品産業の産地の問題についてお尋ねしたいと思つておられます。

数多くの国が指定する伝統工芸品、あるいは法律によっていくというか、政令が省令ということ

を決められないような、わかつたようなわからないような、この法律の中に「少なくとも数」という言葉があるのですが、その「少なくとも数」に満たない産地は国が指定した伝統工芸品になつておらない。県の工芸品として県が認定し、指導しておるといふことであります。先ほどお話がございましたように、せつかくこの伝統工芸品産業の振興法という法律ができて、そして今日さらにそれを充実して、この法律案が出ておるわけでございます。それから、この産地について、法律にうたわ

れておる「少なくとも数」、これを解消するための一つの策として、部分的にその地域ということになります。と「少なくとも数」に満たない地域であると思ひますが、これを府県全体なら府県全体というところの視野に立つたならば、府県全体の産地であるいはその隣の県に隣接した部分を含めた地域というふうな見方をすれば、この産地という問題も解決できて小さな産地もそこに宮々として築かれてまいりました伝統工芸品が国の伝統工芸品として指定される。そしてこの法律に基づくいろいろと保護措置が受けられるということになるわけでございます。そのような方法も含めて小さな産地の対策について、ひとつこの機会にぜひともしとつ意見を聞かせたいと思ひます。

○堤政府委員 お答え申し上げます。

現在法律に書いております要件、確かに「少なくとも数」といふのは運用上十企業または三十人以上を原則とするという形で運用させていただいておられます。その結果、現在百七十四の産地が指定され、それに適合するものが合致して四百ぐらゐるという状況にありますが、繰返し申し上げます。これは基本的には弾力的にやらせていただきたいと思つております。

先生御指摘の県単位あるいは県をまたがつてというふうな拾ひ方も実は現在工夫してやつておるところでございますが、今回の法律改正を機に

たしまして、これは数字をいじるところまではいきませんけれども、原則としてというところを十分踏まえまして弾力的に運用させていただきたいと思つております。

○和田(貞)委員 ぜひともしこの機会に小さな産地の伝統工芸品の育成についてもそういう視野に立っていただまして、弾力的な運用をひとつお願いしていただきたいと思つておられます。

その一例として、実はべつこう細工の問題があるわけでございます。べつこう細工も今そういう弾力的な運用がなされておつたならば、長崎におけるべつこう細工あるいは大阪におけるべつこう細工、東京におけるべつこう細工、これも国の指定する伝統工芸品になつておつたのじやなかつたかと思つておられますが、いまだに国の指定する伝統工芸品にはなつておりません。

ところが、そのやさきに、いわゆるワシントン条約によりましていよいよことし限りで輸入禁止ということになつて、通産省の方もオーケーされたわけですね。もうオーケーされた以上はもう一度何とかというふうなそういうお考え、それぞれ産地が期待をするようなことはないのであるか、ひとつこの機会にお聞かせいただきたいと思つておられます。

○堤政府委員 べつこう産地につきましては、三百年も続いた伝統工芸でございまして、これは最近の世界的な環境問題に対する意識の高まり、たまたま京都でワシントン条約の会議をやつておりますが、こういう中でも、いまだにことし七・五トンを超えたことすら、あるいはさらに撤回を一年半延ばしたことから大変反対があるわけでございます。

そういう厳しい中で大変苦しい決断をしたわけでございますが、今後このべつこう産地に対する対策といたしましては、我々は活路開拓という言葉を使つておりますが、二つの大きな方向がございまして、一つは事業転換をしていくという方向だつたと思つております。

もう一つは、ぜひとこのワシントン条約の枠組みの中で、現在タイマイ、ウミガメの数が大変足ら

ないとおられますが、これを科学的に調査をし直しまして、これを非常に最近の動きの中で、絶滅に瀕してはいないという証明ができる可能性もある、さらにこれを今数を調べただけではだめだとすれば、ふ化放流というふうな形でそれを人工的にふやすということも考えてみてはどうだろうかというふうな意味での将来の展望を開いていくというふうな考え方、さらにその代替品を見つけてはどうだろうかというふうな技術開発、そういうものをやるという考え方でありまして、昨年度は金融措置をいたしました。今年度以降は正予算で九・五億円、来年度の予算といたしまして三億一千万円を計上させていただいて、次第でございまして、そういう資金を十分活用しながら、冒頭申し上げました活路開拓ができるかどうか、ぜひとこれから一生懸命やりたいと思つておる次第であります。

○和田(貞)委員 これはあなた方自身が十分御理解いただけるように、きょうも実は朝のNHKのテレビを見ておりましたらそれが放映されておつたわけでございますが、このべつこう細工に従事しておられる方々というのは高齢者の皆さん、それに足の不自由な、いわゆる身体障害者の皆さんでございます。そういう朝のテレビ放送の一コマを見させていただきまして、せつかく私に合うと思つてこの道に進んだ途端にもうだめだということになつて、これからどうしように生活していかうかというふうに思つておるんだ、そういう悩みの身体障害者の言葉が放映されているわけなんです。

そういうふうなことでございまして、今二つの方法が挙げられたわけでございますが、ぜひとこのべつこう細工についてののみならず、せつかく宮々として続いてまいりました伝統工芸が何かの事情で、何かの原因で閉ざされるというふうなことは、我々日本人にとつて、日本の風土の中で生活をしてまいりました私たちにあってあるいは特にその地域の伝統を継承してまいりました方々にとつて、こんなに悔しい情けないことはないと思ひます。

うわけであります。しかも申し上げましたように、伝統工芸によつては、今のべつこう細工のように、身体障害者の皆さんの職に充てておられるというそういうことも考えるならば、特別なひとつ産地対策、特別な伝統工芸品対策というものをこの機会にぜひとも早急に見つけ出していただきまして、万端漏れないような措置を講じてもらいたい、こういうふうに思うわけでございますが、もう一度お答えいただきたいと思ひます。

〔竹村委員長代理退席、委員長着席〕

○農政府委員 先生おっしゃるとおり、べつこう産業に従事する人は千五百人ぐらいいるわけでございまして、その中に身障者もかなりの数入っているというふう聞いております。今後の、先ほど申し上げました補正予算の九億五千万、今後予算で三億一千万いただくというようなその施策を具体的に講じます場合には、身障者の一人一人に具体的な転換の施策あるいは活路を開拓するための施策というのをおわかりいただけるように、きめ細かい指導なり御相談に乗るような体制をつくってまいりたいと思ひます。具体的には、本年二月に社団法人日本べつ甲協会というのが設立されました、ここが集中的にこういう作業を果と協力しながらやるという体制をつくったところでござい

す。

○和田(農)委員 伝統工芸品の産地を含めまして、産地の中小企業者というのは、都市圏の方々に比べますと、地方に行けば行くほど、先ほど申し上げましたように情報を受け入れる機能等が不十分であると同時に、その反面、その地域におけるところの地域経済の受け持ち部分というのは、都市部の中小企業の皆さんよりもっとウエートが高いわけでありまして、それからまた、その地域におけるところの雇用面についての役割も、都市圏の方々と比べますと、あるいは都市圏の産地の皆さんと比べますと、非常に大きなウエートを

持つておられるわけですね。それだけに、地域の地場産業、地域産業、中小企業集積というのは非常に地域にとつては大事な問題であるわけでござい

ますので、せっかくのこの二つの法律が改正され、できるわけでございますので、この機会にひとつ積極的にそういうようなことを考慮に入れないから中小企業対策にぜひとも今まで以上に力こぶしを入れていただきたいという決意をひとつ大臣の方から述べていただきたいと思ひます。私はこれで終わらせていただきます。

○渡部国務大臣 先生御指摘のように、我が国の中小企業は今日の日本の経済発展の原動力でもあります。これは今世界が大きく注目しているところでもございまして、その中小企業が衰退していったのでは日本の経済の繁栄は期せられないわけでありまして、今御審議をいただいております二つの法律を有効に生かして、先ほど先生が小規模企業者、零細商工業者の皆さんにまで温かい御配慮をしていただいておりますが、これらを総合して、また一極集中を排して地方に分散し、それぞれの地域社会を豊かにしていくというのも国の大きな方向でありますけれども、この二つの法律を有効に活用し、弾力的に対処し、御趣旨に沿ってまいりたいと思ひます。

○和田(農)委員 終わります。

○武蔵委員 森本君。

○森本委員 けさほどから伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案でいろいろと議論をされておるところでございまして、きょう、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案、この二つを私の方からあわせて質問をさせていただきます。また、伝統的工芸品産業の点から質問をさせていただきます。

朝からいろいろと議論されているわけでございまして、こうした日本の伝統的工芸品産業が後継者の問題あるいは材料の問題、あるいは産業として生きていく、そういった点について非常に厳しいという状況が議論されているわけであります。今、日本を代表する産業といえは自動車や電機産業等が挙げられますが、しかし、いずれもその歴史は浅く、今日のように世界的な競争力を有する

ようになったのはわずか二十年であります。これらに対して、我が国が地味な存在ながら江戸時代やあるいはそれ以前から脈々と受け継がれている世界に誇れる伝統産業もまた少なくありません。欧米の脅威になるほど強大な存在になった現在の我が国の産業の育成に力を注いだ通産省であります。一方でこうした伝統的産業の価値を再発見し振興策に取り組み、また、今回十八年ぶりにさらに充実させるために同法の一部改正案が提出された、このことは私は、ここにいらっしゃる京都の竹村先生等々いろいろ関係者で十八年前にこの法案を議員立法としてつくられたこと、大変敬意を表しますとともに、今この改正に取り組みることになったということはすばらしいことであると思ひますけれども、取り組まざるを得なくなったと言つても過言ではないのではないかと思ふところがあります。つくろふ人の心がもつた伝統的産業の工芸品がさらに育成されることについて、また地域振興の発展、日本文化の伝承という観点から大いに評価をしたいと思ふところであります。

ゆとりと豊かさに満ちた国民生活実現に貢献する伝統的産業の再生と発展をいかに図るかというの大きなテーマであります。多くの人々の声から、あるいはまた朝の議論の中から伝統産業の灯を消すなという声が上がっております。消さないために通産省は伝統的産業の将来的なビジョンをどのように考えておられるのか、大臣にお伺いしたいと思ひます。

○渡部国務大臣 今回、十八年前に先生方に御努力をいただいでできたところの伝産法の改正をお願いしておるわけであります。古きをたずねて新しきをつくるということもございまして、けれども、今、日本はハイテク産業で世界に大きく羽ばたいておるわけでありまして。

一方、本物志向あるいは手づくり志向といったような国民のニーズも強まってきております。長い間それぞれの地域社会で育ってきた伝統産業、これが残念ながら今日、経済の推移の中で後継者がだんだん少なくなつていく、若者たちが跡を継

いでいかない、いろいろ厳しい問題等にも当面をしております。こういう時代的背景の中で、やはり、とわなる美しきとうとき価値あるものは、我々はこれを引き継いで子供たちに残していかなければならないし、また同時に、新しい時代のニーズにこの古きとうとき価値あるものをどう整合させていくかということも我々に与えられた大きな課題でございまして。

今回の改正案は、そういった長い歴史に培われた伝統産業を、地域社会の繁栄のために、さらに、立派な後継者をつくらせて若者たちに魅力のある産業として未来につないでいきたいということをお願いをいたしております。

○森本委員 今大臣から、若者たちにさらに魅力のある産業に発展させていきたいという答弁がございまして、伝統的産業の再生と発展のために地方文化の特色を生かした振興に努めるには幾つかの大きな問題があるのではないかと。

そこで一番大きな問題は、やはり後継者不足の問題であります。これは朝からのいろいろな数字を挙げての説明がありましたけれども、今回の対策では、こうした後継者不足に対して人材を育成するために伝統的技術を学ぶためのカレッジを全国的に展開するようになっていくという点でございまして、まず、このカレッジについてお尋ねしたいわけでございまして。

現実的な伝統的産業の生産者の専門家を育成するカレッジはもちろん必要であります。いわゆるアマチュアの人たちが学べる機会を広め、ふやしてもらいたいと思ふわけであります。さらに同時に、今だんだん生涯教育ということが言われておりますが、生涯教育の場としてもこのカレッジを利用できるようにしていく必要があるのではないかと、そこで今回カレッジの構想が発表されましたが、どういった構想になつていくのか、それから、このカレッジについてどういった地域からの要望があり、今後そういうことに対してどううたえていくかというのか、また推進していくのか、答弁願ひます。

○堤政府委員 手作りカレッジについての御質問、我々といしまして大変重要な問題と受けとめておりまして、現在、こういう人材を育成するための特に伝統工芸品につきましては幾つかの事例がございます。例えば有田焼ですとか輪島ですとか九谷焼なんかでは、それぞれ専門の後継者を育てるような常設機関を持っております。そういうところが後継者の育成に大変成功しているという事も事実でございますので、これをぜひ今回の我々の法律改正の中に導入をさせていただくということがこの手作りカレッジを思いにつきまして最初の原因でございました。ところが、先生が今おっしゃったとおりでございますまして、この今までもあります前例はいずれも専門家だけを育てるところになっておるのですが、今回の手作りカレッジの、大変名前が長いのでございますが、「人材育成」それから「交流支援」という書きま

センターの実現まで努力をしたいと思っておる次第でございます。

のさらに古い元祖たるべき明日香村というのがありますが、この明日香村は毎年多くの人が訪ねます。私の友人がこの明日香村で喫茶店を経営しております。この喫茶店の奥に陶芸教室を開いているわけでございます。コーヒーを飲んだりしながら、来た人にそこで一生懸命陶芸を、信楽焼を教えているわけですね。そして当然材料費は取りますけれども、そのできた品物を、後で焼きに時間がかかりますから、仕上げて郵送料もいただいでそこへ記念に送るという形をしているわけですね。通産省の決めたカレッジということも非常に大事なんです。そういうことで頑張っている人たちが、実はこれは信楽焼の手法を自分で明日香村でやっているわけですが、私の部屋へ来ていただいたらコップがいろいろありますが、あれは私の手づくりのコップでございます。そういう方々、これは組合員にもなっていない。当然伝統工芸品の産地でもありません。これは滋賀県が産地です。したがって、明日香村でやる組合員でも何でもなし、指定も受けていない。ちょっとこれは突然の質問なんですけれども、そういった人たちに何か支援できる方法はないのでしょうか。

思っておりますが、恐らく、難いものを申し上げれば、今度つくりましますセンターですとかカレッジですとかというのは非常にオープンエンドの、どなたでも入っていただけるという形になっておりますので、そういう形の中で御活躍いただくというの、一つの方法ではないかと思っております。基本的には大変いいものではないかと思っております。宿題にいただきました。ありがとうございます。

したの、この交流という中には消費者、今おっしゃいましたそのアマチュアに対する教育、生涯教育的なそういう、この分野について興味のある方々もあわせてそこで、常設的に教えるということにはならないかもしれませんけれども、こういうところでセミナーなどもあったり、みずから手を染めてそこで実地で自分でつくってみるというようなことをやる、あるいはそこで販売もやるというようなことをやることによって、むしろ何を教えたらいいか、どういうものをつくったらいいかという情報を交換ができるというの、このセンターという名前をつけたゆえんでございまして、そういうような趣旨でぜひこれを広めていきたいと思っております。

○森本委員 そのカレッジでもう少しお伺いしたいわけですが、有田や伊万里、私も昨年回ってきたわけですが、そこにいろいろな展示がされておる、あるいはカレッジと同様にビレッジ的なものもあるわけでございます。非常に興味深く私もそこで随分時間を費やしたわけでございます。旅する人たちは、殊に最近若い人たちがそういった陶芸の町等々を旅する機会が非常に多くなつてまいります。このカレッジの中でその旅してきた人たちの参画できるような場所を考えていってほしいのか。例えば沖繩へ行くとか紅型の作業をやっている。そこでちょっと自分が何かつくってみようというものができればその自分の記念にもなりますし、そういった、少しでもさわるということではございますが、旅の訪問者も入れるのでしょうか、それは。

○堤政府委員 基本的に最近の若者ないしは観光者の興味が、単にすばらしいところを見るというだけではないで、先生の御指摘のように、いいものにさわってみる、あるいはみずからそれをつくってみるということに大変興味が出てきておるようでございます。最近の修学旅行等も大変そういう物を実際につくってみるというようになっています。そういう意味では実際に、体験施設と我々申し上げておりますが、そういうものをぜひつくりたいと思っております。これはカレッジのようなどころでつくるのではなくて、実は手作りビレッジというところではそういうことを最大のねらいとしておるようでございます。むしろ観光あるいはそういう施設と一緒に、総合的に人集めができるというようない例が全国かなりございます。そういうところのいい例を、ぜひこの手作りビレッジという形で実現をしたいというふうにお考えの次第でございます。

○森本委員 突然そういったことを申し上げてあれでございますが、窯を買ったり、あるいは現在あるのを買いかえたりしていくわけでございます。今後もしやそういった人たちにも何らかの支援策があればますます広がっていくのではないかなと思っております。ぜひ御検討をよろしくお願い申し上げます。

ことしは予算上一産地ということで大変寂しいございまして、今後予算の拡充あるいはそういうものをぜひ広めていまして、現在私たちがところを知っている限りでも十産地くらいが興味があるということで手を挙げていただいております。非常に進捗状況のいいところ悪いところいろいろございますが、そういうところをぜひ掘り起こしまして、あるいは一緒に考えて実際の

○森本委員 私は奈良県でございますけれども、日本の一番歴史の古いところでございますが、そ

○堤政府委員 大変いいポイントだと思っておりますが、正直言いますと、現在我々が考えております施策そのものを直接ここで申し上げにくいところがございます。現在の法律が組合とか組合員というものを非常に中心にやっておりますし、それから、どちらかというと技術を伝承するということに力があるものですから、確かに先生のようなお話はある意味で盲点のような気がしております。基本的にはむしろ宿題としていただかさせていただきます。まじめに検討させていただきます。

そこで、きょうは文部省の方に来ていただいておりますので、通産省としてこういった点を大いに文部省に働きかけていくこと、そのことがすす野を広げますし、子供たちの情緒ある教育に

○森本委員 私はいま奈良県でございますけれども、日本の一番歴史の古いところでございますが、そ

○堤政府委員 大変いいポイントだと思っておりますが、正直言いますと、現在我々が考えております施策そのものを直接ここで申し上げにくいところがございます。現在の法律が組合とか組合員というものを非常に中心にやっておりますし、それから、どちらかというと技術を伝承するということに力があるものですから、確かに先生のようなお話はある意味で盲点のような気がしております。基本的にはむしろ宿題としていただかさせていただきます。まじめに検討させていただきます。

○森本委員 突然そういったことを申し上げてあれでございますが、窯を買ったり、あるいは現在あるのを買いかえたりしていくわけでございます。今後もしやそういった人たちにも何らかの支援策があればますます広がっていくのではないかなと思っております。ぜひ御検討をよろしくお願い申し上げます。

そこで、きょうは文部省の方に来ていただいておりますので、通産省としてこういった点を大いに文部省に働きかけていくこと、そのことがすす野を広げますし、子供たちの情緒ある教育に

○赤阪説明員 ただいま先生御指摘のとおり
れまでの日本と外国との接触におきましては、日
本の顔が見えないという批判がございます。外務
省としましては種々の文化交流を通じて、日
本の顔が見えるような交流を進めていきたいと思
えておりますが、その一環として日本の伝統工芸
品の展示にも力を入れております。

現在、各在外公館におきましては、在外公館の文化事業の一環として、日本の版画、陶芸、茶道具、郷土玩具、日本人形、書道、折り紙作品といった伝統工芸品の展示事業を行っております。このほか、在外公館や広報文化センターに備えておきまして、随時日本文化の紹介に資するため、各公館に対して陶磁器、漆工芸品等を初めとする伝統工芸品等を航送しております。

また、先生今御質問の寄贈の件ですが、これも志の温かい人からの寄贈も受けておりまして、この手続としては、在外公館に対して文化啓発用に伝統工芸品等の寄贈を希望する場合は、まず外務本省ないしは在外公館に寄贈願を提出していただくよう願っております。それを受けて、外務省としてこういう寄贈を受けまことが関係通達上問題がない旨の外務省内の決裁を了す必要がございます。その後で、寄贈を受けるということになりました場合は、寄贈者に対して外務大臣あるいは外務省官房長等の者より礼状ないし感謝状を出しております。

○森本委員 それでは次に、先日カナダ大使館に行く機会がございまして、赤坂の青山通りにありますが、あの最先端の近代的な建物の中に参りますと、たしか四階だっと思いましたが、その建物の中に、後ろの方に垣根がありまして、足元には砂利が敷き詰められて飛び石が置かれていた。さながら石庭という雰囲気がある建物の中にあるわけでございます。大使館の人は非常に心が和むとおっしゃっておいりましたし、日本には工夫された多くのすばらしいそういった生活用具、様式があるんだ、日本の伝統的工芸品を見ることがとても好きなんだということをおっしゃっておいられました。日本文化をさらによく知っていただくために、先ほどは外国にある日本大使館のことをお伺いいたしましたが、日本にある海外の大使館、総領事館に伝統工芸品を寄贈しようという場合にはどんな手続が考えられるのでしょうか。

○赤坂説明員 お答えいたします。
在京の大使館につきましては、今先生の方から

カナダ大使館の例の御指摘がございましたが、各大使館により事情が違ふようでございます。といいますのも、大使館におきましては、その国の伝統工芸品等を中心に展示するという方針をとっている場合もございます。そういう場合は日本の特定の伝統工芸品だけを在京の大使館で展示するということについては内部規定上問題があるというケースも承知しております。たまたま在京のアメリ力大使館にこの間の事情を質問いたしましたところ、例えばアメリカの場合は、寄贈を受ける場合は原則として限度額が二百五十米ドル、ですから日本円に直しまして約三万円を超えてはならないというガイドラインがございまして、しかも、寄贈を受けてもそれを個々の在京大使館の展示場であるとして展示する。ですから、在京大使館につきましては各国によって事情が違ふかと思っております。その手続につきましては在京大使館の方に直接お聞きいただくのが適切ではないかと思っております。

○森本委員 在京大使館へそういうものを贈るといふのは、各国の事情があつて非常に厳しいようでございます。したがって、どうぞ日本の海外の大使館にそういったことができるという場合には事例を挙げて、そういう志があつた人のことを、通達省からは報ずることはできませんが、協会の方から何かの機会にそういったことを報じていく、こういう寄贈の方法がありますよと。何か一般の方々から、外国の日本の大使館に物を贈るといふのはどうすればいいんだらうかということもありませんし、取っつきにくいという部分もありまして、何らかの機会にそういった方々を顕彰されていくのも、一つの世界へ我が国の文化、伝統を知らしめていくよき機会の推進になるのではないかと。これは検査協会等々でそういう広報はできないでしょうか。

○堤政府委員 ぜひそういう機会をとらえまして御趣旨をお伝えしたいと思っております。

○森本委員 次に、今回の新しい目玉というべきものが、やはり活用計画で新商品の開発であるのではないだろうかというふうに通じているところがございます。この新商品開発、私も通産省の方、お見えたいただきまして、そして九谷焼のスタンドを見せいただきました。あるいは灰皿のガラスの中に日本の織物を入れたりいろいろとされているようでもあります。ここが今度の大きなポイントにはなっているのではないだろうか。それを推進することによって伝統産業が活性化していくのではないかと。私もこの辺に多大の期待を寄せているところがございます。

そこでお尋ねしたいのですが、従来の伝産品の指定を受けたものはこういったマークがありませんが、今度の新商品が開発になった場合、こういったマークはつけられるのでしょうか。二次製品の場合にはこの下地が銀のマークになっておりますから、今度新商品で銅というわけにもいかないわけでございますけれども、何かそういった、新商品開発ですから、私はむしろこの丸のところを金にするぐらいの、まあ下が金で金になると何も見えなくなってしまうんですが、何かの工夫をして、これは伝産品を使った新商品開発ですよということとがわかり、推進できるようにしていけば非常にいいのではないかなと思つていますが、こういったことに対して、マークについてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○堤政府委員 今回の法律改正の一つの大きなポイント、確かに伝統工芸品を活用した新しい製品の開発というのは大変重要なことだと思つております。ただ、それが具体的にどのような製品になるのかというのが非常に予測がたいという状況もございます。現在の伝統工芸品の金色のマークというものが、これ自身が定着をしつつある中でまだPRが足りないというふうにも言われております。そういう中で、たくさんの方の表示をつくることについての問題点、それから、産地の声を聞きまして、表示をすることがなじむものなじまないもの、賛否両論がございまして、今後これは一つの宿題として検討させていただくということにならうかと思っております。

○森本委員 ぜひ日用品は日用品としてのマークで、いろいろな人に知らしめていく必要があるのではないかと思つております。

同時に、今回新たに設けられるものを含めて、伝統的工芸品産業振興法に基づくさまざまな支援措置を受けるためにはまず伝統的工芸品の指定を受けることが必要である。伝統的工芸品の指定は現在どのような基準になっているのか。従事する人が非常に少なく指定を受けていないようなケースもあると思うのですが、この指定を業種の実態に応じて弾力的に運用していく考え方はないのか、お伺いしたいと思います。

○堤政府委員 指定に關しましては五つの条件がございまして、一つは、日常生活の用に供されるもの。第二点は、その主要部分が手づくりであること。第三点は、伝統的な技術または技法を活用しているものであること、これは伝統的という概念は約百年ぐらいというふうな運用がされております。それから四番目の要件といたしましては、伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料になつていくこと。それから五番目の要件といたしまして、一定の地域において少なくない数が製造を行つていて、または製造に従事しているという五つの要件がございまして、

この五番目の要件につきましては、原則として十企業以上または三十人以上の従業者がいることというところで運用させていただいております。これは、今回の法律の施策の体系が、産業としてとらえ、一つの事業協同組合をベースとしてとらえていくという考え方の中から伝統的にとられたものでございまして、この数字自身を今回改正に伴いまして変更することにはまいらないわけでございますが、原則としてという範囲につきまして十分弾力的な運用をしまつてまいりたいと考えております。

〔和田(員)委員長代理退席、委員長着席〕

○森本委員 例えば同じ和紙でも、土佐には集積したある程度の地域がある。和紙の手法、極めて伝統的でありまされども、しかし例えば奈良県には吉野の和紙がある。そこは集積をしない。ごくわずかな人でやっている。片側の集まっているところは伝産の指定を受けることができるが、そうでないところは受けられない。この辺にやはり問題点があるのではないだろうか。同様のことがいろいろな伝産品の中で言えるのではないかと思います。伝産品が一千種類ほどある中で今百七十四ですか、というのはそういった、組合をつくらない、あるいは集積がないというところが百七十四の中に入り得ない状況にあるのではないかなというところも考えられます。どうぞその辺は弾力的に運用していただきたいと思っています。

それからもう一つ、伝統的工芸品、伝統的産業、伝統的手法にこだわる余りに、すべてが手づくりでなければならぬ、その途中の工程に少し機械を使ったりすると、これはもう指定商品にならないという部分があるものの中に出てくるんではないだろうかというふうに思います。しかし、イメージとして伝統的工芸品は高価なものだというイメージを受けておりますからなかなか飛びつきにくいわけでございますけれども、そういった形ではなしに、基本的に純粋な伝産品とそれからもう一つ準伝産品というふうなものをつくりまして、二段階でこういった伝統的産業を育てていくという考え方があっていいのではないかと思います。いろいろな施策が、支援策がそういった準伝産品にも該当するようにしていただければどうか、産業奨励という形から考えてみると、その点があってもいいのではないかと思います、どうですか。

○堤政府委員 先ほどの要件の中に、製造工程の主要部分が手工業的であるということをお願いしていましたが、この主要部分がどこかということまでございまして、これを弾力的にという考え方も当然あるわけでございますが、一方で、ここを余り弾力的に運用いたしますと、その伝統的工芸品の持つ持っている持ち味を壊すのではないかと心配もございまして。産地でのいろいろ聞き込み調査等も含めまして、ここについてはそれを、先生のいらっしゃる準伝統的工芸品という位置づけを与えらるべきだという考え方と、むしろそういうものが伝統工芸品の足を引っ張ってしまうんだという意味の心配とが交錯しておるのが現実でございまして。

前回の四十九年のときにもこの辺は大変いろいろ議論のあったところと伺っておりますが、この部分は、産地の状況も踏まえまして慎重に検討させていただきたいと思っております次第であります。

○森本委員 それから、振興協会の各種の業務は一層強化されることが期待されているわけでございますが、同協会が行ってきた伝統工芸士の認定は、今回の改正で法定業務とされて、伝統工芸士の社会的評価を高めることになりました。伝統的工芸品産業の将来の発展のためには伝統工芸士の認定を積極的に活用することが期待されますが、その一環として、経験年数、現在は二十年以上の経験者に付与している。この基準は、業種によってより短い期間で技術、技法を習得できるものと考えられるものもありますので、優秀な若者に対して付与することができるよう、これもまた弾力的に運用する必要があるのではないだろうかと思っておりますが、どうでしょう。

○堤政府委員 今回、改正の中で、伝統産業振興協会の業務として、法定業務といたしまして伝統工芸士等の認定ができることになるわけでございますが、これを機会に、従来の運用に關しまして我々としても見直しを考えておる次第でございます。

ただ、その二十年以上ということでございますが、この点につきまして、現実には伝統工芸士になつておられますのは三十年以上の経験がある方がかなり多いという実態もございまして。ただ、今後若手を育てていくという観点からいたしますと、必ずしもこの二十年というところだけにこだわる

必要もないのじゃないか。ただ、どうしてもこのあたりは技術レベルでございまして、この技術レベルを引き下げてまでというわけにはまいらぬと思っております。やはりそれを、伝統工芸士という従来の定着してまいりましたこの認定制度を、ぜひ質だけは保ちたいと思っております。二十年間ということにつきましては、実態に、業種、業態に応じて見直しをしてまいりたいと思っております。

○森本委員 伝統工芸士の基準の中でお尋ねしたいのですが、現在行われているかも知れませんが、例えば漆器等々をつくる場合に、塗る人、そこに至るまでの過程、その工程で名人と言われるような人たちがいろいろとおります。仕上げをやった人だけがとすれば輝くわけでございますけれども、下からつくっていく過程の人がいないとその仕上げもできないという状況でございまして。そういった名人芸的な人も対象にはなっていないのですか。伝統工芸士の表彰の対象者になっていきますか。ことはありましたが、三月にありました。

○堤政府委員 お答え申し上げます。おっしゃるとおり、伝統工芸品というのは多段階を通じてでき上がっていくというケースがございまして。したがって、その名前に輝くのは最終工程の方だけではなくて、漆器でいえば生地づくりの方あるいはその下塗りの方も含めまして絵づけその他まき絵とか、いろいろそれぞれの分野で伝統工芸士は現実に出ております。ことしやうたかどうかはちょっと今手元に資料がないものですから差し控えていただきます。

○森本委員 そういった方々、表に作者の名前も出てこないだけに、そういった舞台で活躍する人をさらにより顕彰していくようにこれから取り計らっていただきたいと思います。

それから、伝統工芸士というのは、指定を受けた産地の人だけが対象でしょうか。その指定を受けていないところで、優秀な技術をお持ちで、極端に申し上げますと、一人でこつこつとやってお

られる名人芸の方に對してはどうかでしようか。

○堤政府委員 現在の伝統工芸士認定制度におきましては指定品に限られております。ただ、現在やっております功労者表彰という中では、そういった伝統工芸士の方だけではなくて、小規模産地の方々の中で技術の保存に大變功のあった方、産地に対する貢献のあった方を表彰はさせていただいております。

○森本委員 産地の方々だけではなく、産地以外の地域でも頑張っている人たちにもそういう伝統工芸士という資格をぜひ与えるように大きく幅を持ってもらいたいと思います。

それから、活用計画のところでございますが、特定会社に対して産業基盤整備基金を出資するとされた。産業基盤整備基金で行うにはこの分野は今までも余りにもこういふことになれていない部分ではないかと思うのですが、ここが出資するとした理由についてお尋ねしたいと思います。

○堤政府委員 伝統工芸品等の活用事業につきましては、先ほど申し上げましたように、伝統技術を活用して新しい商品を生み出すという意味では、基本的には通常の伝統産業よりはやり易い部分の部分がございまして。それからさらに、それが持つております新しい産業を生み出すというふうな意味での、基盤性と我々言うておりますが、そういう芽がございまして、公益性の高さ、基盤性の高さということから見て、この産業基盤整備基金を活用するということが大変いいところを使わせていただいていると思っております。ただ、この基金がそういう意味での知見があるかどうか、お話でございまして、これは、当然のことながら、通産大臣がこの活用計画を認定する過程、これでもかなりの伝統工芸品への活用あるいはインパクト、いい影響があるかどうかというふうなことは十分チェックできると思っております。

それから具体的な計画の策定、産地との関係におきましては、伝統工芸品産業振興協会がかなり指導ができる、助言もできるという形になっておりまして、通産省、協会それから基金が三位一体

となつて全体を支えていきたいと思つておる次第でございます。

○森本委員 最後に大臣に、伝統工芸品のことについてもう一度お尋ねを申し上げたいと思ひます。

我が国には全国各地に、それぞれの地域の歴史、風土、文化に根差した特色のある伝統的工芸品が多数存在しています。その生産額から見れば確かにGNPに占めるウエートはごく小さいものでありますが、我が国の産業の中にこうした我が国固有のオリジナリティーを色濃く有する産業が存続していることは極めて重要な意義があると思ひます。したがって、産業政策の重要な対象としてこの伝統的工芸品産業の振興をとらえていくべきではないかと思ひますが、見解をお伺いします。

○渡部国務大臣 常日ごろ考へて、私どもの今回提案した法案の趣旨を大変御理解賜つての御意見でございます。

まさに我が国は今、歴史の大きな転換期に立っております。ハイテク産業で世界に目をみはるような発展を遂げてきたのでありますが、同時にまた我が国は、長い歴史を持ち、また、北は北海道から南は九州、沖縄まで、気候の変化の中にそれぞれの地域にそれぞれの文化、また伝統的な産業工芸、こういうものを持つておる特徴ある国であります。新しい時代の流れの中で、ただそろばん計算だけで長い歴史の中で養われてきた我々の誇りにする産業が消えてしまったのでは、これはもう再び取り戻すことができませんから、今この時期にしっかりと政策をやつて、これが子供や孫や、子々孫々に伝つていくようなことをしないと我々は歴史の中で役割を果たせない、そんな気持ちを持つてこの伝統産業の発展のために頑張つてまいりたいと思ひますので、御支援を賜りたいと存じます。

○森本委員 次に、特定中小企業集積の活性化に対する臨時措置法案についてお尋ねをさせていただきます。

中小企業支援策の充実強化ということが叫ばれて久しく、景気は急速に減速傾向を強めているだけに、我が国の全産業の九〇％を占める中小企業の中小企業庁を初めとする政策当局に対する期待も、今後極めて大きくなるものと思ひます。そういう意味で、今回のような中小企業関連の支援強化が実施されることは関係する多くの中小企業にとって非常に心強いことであらうかと思ひます。

そこで、今回の集積活性化に関する法律案でございますが、この特定中小企業集積という概念は、これまでになじみのないものであります。言うまでもなく中小企業集積は、これまでにな数多くの施策が行われてきました。このような新しい概念と従来の法律との違いはどのようになっているのか。従来、城下町法とか円高不況に対するいろいろな施策、後追い施策が行われてまいりましたが、今回は、そういう意味では、創造性のある施策を講じていこう、こういった積極的な姿勢に私は大変希望を抱いているものでございますが、大臣、その違いについてお伺いしたいと思います。

○渡部国務大臣 本法案は、産地、企業城下町等の中小企業集積の状況にかんがみ、これらの活性化を促進することにより、地域中小企業の自律的発展基盤の強化を図り、ひいては地域経済の発展に寄与するものであります。

企業城下町法等の不況地域対策は、急速な円高の進展などの中小企業者の事業活動への影響に対応するための緊急経済政策としての性格を有するものであるのに対して、本法案は、中小企業集積の活性化を通じて中小企業者の自律的発展基盤の強化を目指すより前向きな法律であり、先生から御理解賜つておりますように、我が国地域中小企業の中長期的発展に大きく資するものと考えております。

○森本委員 この対象となる地域はどのような地域を想定されるのか、また、全国にそういった地域がどれほどあるのかという点について伺ひます。

○南学政府委員 本法案の対象となります特定中小企業集積について具体的なイメージを申し上げますと、単一または複数の市町村においておおむね五十社以上の製造業を中心とする中小企業者が分業、共同受注等を行うことにより有機的に連携している場合でありまして、当該集積に係る工業出荷額の伸び率等から判断して活性化が特に必要と認められること等の要件を満たす集積を考慮しております。

全国ベースでおおむね中小企業の集積というのは四百地域程度と考えられております。この中から、今も申し上げましたような要件、例えば、とりわけ活性化を必要とするような集積がどの程度あるか、これからいろいろ意見を具などから聞いたりしながら決めていくということになるかと思ひます。

○森本委員 この法律は、国の策定する活性化指針、それから都道府県が作成する活性化計画、そして中小企業者及び組合が作成する進出計画、円滑化計画ということと三段階の法体系をとっているわけでございますが、国と地方公共団体が緊密な連携のもとに適切な支援措置を総合的、体系的、有機的に講じていかなければならないと思ひますが、国としての基本的な姿勢を伺ひます。

○南学政府委員 中小企業集積は、従来から国と地方公共団体が連携をとりながら実施してきていたところでありまして、本法は特に地域の実情を踏まえながら法の運用を行つていくことがとりわけ重要と考えております。したがって、法の解釈、運用、各種支援措置の実施等の面におきまして、国は地方公共団体と一丸となって、緊密な連携をとりながら推進をしていく考えであります。

○森本委員 この法案の目的を達成するには、国及び都道府県のみではなく地元中小企業者の積極的な参画が不可欠であるということは言うまでもありません。したがって、本法案の対策の展開に当たっては、自助努力を前提とした地域の自主性を最大に尊重するような体系はもちろんのこと、

いかに中小企業者が積極的に取り組んでいけるかが大きな課題であると思ひますが、この点についてはどのように考えておられるのでしょうか。

○桑原政府委員 この法案の趣旨は、やる気のある中小企業者がいるところの中小企業集積というものに集まるいは国が最大限に援助を差し上げて、そういう中小企業集積が活力を取り戻すということにあるわけでございます。したがって、中小企業者のやる気というのはいわば前提条件としてあるわけでございまして、我々としては、そのやる気のある中小企業者がそういう目標を実現するように御援助申し上げること、さらに言えばそのやる気を起こしてもらうこと、こういうようなことをやつていくのが我々の役目だろうと思つております。

中小企業庁といたしましては、そのやる気がある中小企業集積、ここで活性化計画ができればと、それを前提にいたしまして、中小企業者が適切な進出計画を作成し、その目標を実現することができるよう、都道府県あるいは公設試験研究所あるいは地場産業振興センターその他と一緒に進出するのを期待するものでございます。

○森本委員 やる気のある中小企業者、これが非常に大事なことであります。しかし、中小企業者が新たな発展の方向への情熱を抱いているものの、現実になると、今の法律の説明を聞いて、何を自分たちがどうすればいいのかというのがよくわからないのではないかとこのふうにも思ふので

それで、発展の方向性が的外れでありますと失敗してしまいますし、そのために国として、それぞれ地域によって事情は違ふのですが、個々のこういった地域はこういう発展の方向を示しましたよと、例えば融合化法案のときには、幾つかの融合化によってできた例を、船の例とかいろいろ挙げて情報を交換していくことが最初の段階からあ

りました。今回の場合も、非常に積極的な情報提供を国としていく必要があるのではないだろうか。それから、何分これは初めてのことでございませうから、融合化法案のときにはカタライザーというよき方向性を導く人がおったわけでございませうが、これはそれぞれ県の経営指導の中小企業指導者の方が当たられるのではないかと思ひますが、非常によきアドバイザーが必要ではないだろうかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○桑原政府委員 中小企業者に対して適切な情報提供を行うあるいはアドバイザーをするということは、大変重要なポイントであろうと我々も思っております。我々として持っている情報、すなわち、全国の中小企業者がこんな努力をしている、こんな新製品の開発をやっている等々の情報がございまして、これにつきましても、県等との情報交換をより一層密にし、その県を通じて中小企業者にもそういう情報がどんどん入っていくという努力はもうするわけでございませうし、また、先ほど申し上げましたところの都道府県の公設の試験研究機関が百七十二ございませうし、地場産業振興センターが三十九、それから中小企業の支援センターが十一ございませうが、こういうところが直接中小企業者の相談に應ずるというふうな体制にございまして、したがって、法律でも支援事業というものを書き込んでおるわけでございませう。

それから、中小企業者がいろいろな点で、経営そのほかでも相談に乗ってくれというふうな話がございませうれば、県あるいは場合によっては中小企業庁自身、それから中小企業事業団と、いろいろな中小企業を御支援する団体もありますので、そういうものが総合的に中小企業者の相談に乗っていきなさいというふうに思っております。

○森本委員 年度の活性化計画の策定主体は都道府県でありますけれども、地域によっては、ごくまれな例かも知れませんが、都道府県域を越えていくような産地もあるのではないかと。

のような場合に集積の取り扱いをどのようにされるのか、お伺いしたいと思ひます。

○桑原政府委員 本法案におきましては、活性化計画は都道府県がつくるということでございませうが、基本的には、その中小企業集積というのは、地域を越えるということはないという前提で考えておりますけれども、ごく例外的に、県域をまたがる中小企業集積というのは全然ないわけでもないと思ひます。したがって、もしそういうものが出てくる場合には、その隣り合う都道府県が相談をしていただきまして、我々もまたそういうふうにして申し上げますけれども、共同で活性化計画をつくって両県の名前で国に承認の申請を行っていただくというふうな形になりますと、我々はそれを認めるというふうな形で例外的な取り扱いも認めていきなさいというふうな形に思っております。

○森本委員 新しい分野の進出ですから、従来の持っている技術を生かしてそこから新しいものをつくっていくというところもございませう。これは先ほど申し上げましたが、以前に融合化法案が成りました。こういった異業種の人たちと連携をとっていくということも新しいものをつくっていく上において極めて大事ではないかと思ひますが、この融合化法案とこの法律との関係は極めて重要で、お互いがそういったものを生かして合っていくものでなければならぬのではないかと私は思っておりますが、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○桑原政府委員 御指摘のとおりでございませうが、この法案と融合化法案が有機的に組み合わせるということが非常に大事であるというふうな我々も考えております。融合化法につきましても、四年前に成立させていただきましたが、その後いろいろ努力があり、最近その成果が上がつてきているのは大変喜ばしいことであると思っております。

その融合化法と本法と違いはいろいろございませう。例えば融合化法につきましても個人、個人と

いいですか一つずつの中小企業が四以上集まればその一つの融合化法の対象になり得る、また地域も別に一方所に固まっている中小企業者でなくともいいんだというふうな形にございまして、本法案はそれとは逆に一定の地域に固まった特定の中小企業集積が対象になっておりますし、また異業種間の融合ということ自体はこの要件にはなっていないわけにございませう。

しかしながら、実際にいろいろ考えてみますと、特定中小企業集積の活性化のいわゆる特定分野、目的の中には新商品であるとか新技術の事業化というものがございませう。こういうものはいわば融合化というふうな形で生ずるいろいろな知恵というものが基盤になつてくるケースが非常に多いと思ひます。この融合化法と本法というものがどういう意味で十分組み合わせたいかということが考えられるわけでございませう。そういう意味で先生の御指摘のとおりでございまして、我々に組み合わせて大きな効果があらわれるように努力をしていきなさいと思っております。

○森本委員 これまで中小企業の高度化に大きく貢献してきた中小企業団体の役割というものがありますが、本法案においても同じように極めて重要になってくるのではないかと思ひます。中小企業事業団がこの法案にどのような役割を果たすのか、それが施策の円滑な推進につながると思ひますが、見解をお伺いします。

○南学政府委員 中小企業事業団はこれまで高度化融資等を通じて我が国中小企業の振興に大きな役割を果たしてきております。本法案におきましても、承認を受けました進出計画及び円滑化計画に基づいて実施される共同施設事業等の各種高度化事業につきましても通常の融資条件よりも一段と優遇された条件により貸し付けを行うこととしたしております。また、中小企業事業団は進出計画及び円滑化計画を作成する組合に對しまして所要の指導、情報提供等を行うこととしたしております。このように、本法を円滑に実施する上

で中小企業事業団は極めて重要な機関でありまして、中小企業庁といたしましては今後中小企業事業団の機能を最大限に活用しながら本法の施行に全力を挙げていきなさいと考えております。

○森本委員 では時間が参りましたので、最後に大臣にお伺いしたいと思ひます。

地域の経済力の向上、雇用の創出さらにコミュニティの発展、何といつても中小企業に負うところが多いものでございませう。そういう意味ではこの地域経済の核としての中小企業の集積には積極的に取り組まなければならないと考えるわけでありませう。中小企業庁、通産省の責任もまた大変重大なものになるかと思ひますが、その決意をお伺いいたします。

○渡部国務大臣 本法案は経済社会環境の変化に對して新しい地域の顔となるような産業の芽を中小企業集積の活性化を通じて育てていくための立法でございませう。将来の地域経済の浮沈にもかかわる極めて重要なものでございませう。ただいま先生から御指摘がありましたように、地域社会の繁栄とまた中小企業の発展、密な商工業の皆さん方の発展のために力いっぱいこの法案を有効に活用させていただきたいと存じます。

○森本委員 質問を終わります。

○武藤委員長 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 本日は、私は、伝統的工芸品産業振興法改正案についてのみお尋ねをいたしました。

この法改正は全体として衰退の傾向を強めております伝統的工芸品産業を振興するために新たに後継者育成や新商品開発を積極的に支援しようとするものでありまして、我が党としても賛成をいたします。その立場から幾つか質問をいたします。

まず、大臣にお尋ねをいたします。

私の地元福岡県は伝統的工芸品産業が盛んで、本法の対象になっているものだけでも六種類指定されております。指定されていないものは、この「プロダクツ・オブ・フクオカ」という福岡県発行

のパンフを見ますというは何百とまだあるのです。

そこで、勉強のため私も一番有名なもの一つであります博多織について知るために博多織工業組合に行ってみました。博多織は本院の壁の装飾にも使用されておりますし、有力な帯の産地として知られております。先ほど大臣に博多織のパンフを差し上げましたが、その表紙の絵に見えるものも実は博多織の織物の写真であります。しかし、こういうすばらしい歴史や技術を持っております博多織も、昭和五十五年百六十四億の生産額だったものが六十三年には八十億円と半減する状態になっております。組合役員の方にいろいろ伺ってみますと、その原因は日常生活で着物を着ることがなくなり、一般の人は自分で着ることもできなくなっていることだというふうに指摘をされております。長期的には、学校教育の中で小学校のころから着物が日本人の民族的伝統衣装であることを教え、それに親しませるようにすることがどうしても必要だと訴えられました。私は、これは非常に重要な指摘ではないかと思うのですが、文部省と相談して学校教育の中にそういうようなこともぜひ織り込んで、着物に親しませるというようなことを推進すべきではないかと考えますが、大臣いかがでしょうか。

○渡部国務大臣 次の世代を担う青少年の我が国の歴史と伝統を現代に伝える伝統工芸品に対する関心や理解を深めることは極めて重要であると考えまして、当省からも文部省に要請を行った結果、学習指導要領に基づき、小学校五年生の社会科の授業において取り上げられ、伝統的工芸品産業に対する理解が深められてきております。また、社会科見学などで産地見学を行う事例も大変ふえておるといことを聞いております。今、先生からこの法案に賛成してくださるということですが、また御意見もそれぞれ承りましたが、先生と私の考えが珍しく完全に一致しまして、大変喜んでおります。

○小沢(和)委員 その一致しているということ、ぜひ大臣の方から伝統的工芸品一般だけでなく、とりわけ私は着物を着るという習慣が急速に失われているということが和服関係の産業にとって致命的な事態になっている。これは、私は日本の民族的伝統を引き継いでいくという点でも非常に憂慮すべきことだと思ひますし、ぜひその点さらに力を入れていただくように要望しておきたいと思ひます。

次のお尋ねですが、その博多織の組合役員の方からもう一つ言われたことは、自分たちも洋装などの新商品開発に努力をしているが、本来の製品展示場などもデパートではだんだん狭められており、新商品の展示や宣伝はなかなか困難だと訴えられております。今回の法改正は、こういうことにも支援の道を開くのか、具体的にお答えいただけますか。

○堤政府委員 お答え申し上げます。

今回の法律改正では、従来の博多織、着尺だけに限定せずに、その着尺を使った、あるいはそれを活用した新商品について振興を深めようということでございます。

ただ、この際一っだけ申し上げておきたい点は、絹織物につきましてはこの伝統工芸品の振興の体系に加えて、現在絹織関係、特に絹の対策といたしまして絹振興対策が別途ございます。これもぜひ御活用していただくことが必要かと思っておりますが、通産省として、あるいは繊維工業構造改善事業協会等が絹の振興のための予算をいろいろ持っておりますので、そういう予算もぜひ御活用いただければと思っております次第でございます。

○小沢(和)委員 次に、これも私の地元の話になりますが、筑豊の旧産炭地に山田という市があります。この山田市が構想を打ち出しております工芸の里についてお尋ねをいたします。

ここはもととも焼き物、かじ、竹細工などが盛んだったところでありまして、豊かな自然を生かしてこのような歴史的遺産を復活させようと思ひ

込んでいるわけでありまして。具体的には、陶芸、かじ、木工、竹細工などの工芸家を近隣の山野、小石原など各地から招いた村をつくって、各種工芸教室を開催し、宿泊施設も整えて、滞在しながらつくる喜びを一般の人たちに味わってもらおうという企画であります。この法案の地域手作りビレッジというのにはまさにこういうものではないか。この法案の第九条経費の補助や第十條資金の確保などの援助は、第三セクターの形でなければという構想にも適用されるのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○堤政府委員 現在、この法律に関連いたしました地域手作りビレッジの構想というものを我々は持っております。これは、先生が今御指摘いただきましたような伝統的工芸品の共同工房、あるいは消費者が実際にその場で手づくりの体験ができる施設、あるいは展示即売ができる施設、そういうものを複合した施設として開発銀行等の融資制度の対象として助成をしてみたいと考えている次第でございます。したがって、この制度は必ずしも法律とリンクしている対策というわけではございません。

ただ、その施設をつくる過程で、振興計画ですとか伝統的工芸品を活用した計画ですとか支援計画ですとか、そういうものと絡んで支援の対象になるということはある得るというふうには思っております。ただ、基本的には法律上の位置づけがない金融助成制度というふうにお考えいただければと思っております。

○小沢(和)委員 次に、本法案そのものではありませんが、密接に関連する問題として、タイマイ等の輸入禁止とべっこう産業対策についてお尋ねをいたします。

長崎のべっこう産業は、四百年の歴史を持つ、まさに伝統的工芸品産業そのものであります。ただ、たまたまこれまでその指定を申請したことがなかったのが本法の対象には含まれておらないと聞いておりますが、今このべっこう産業が昨年三

月突然アメリカから輸入禁止要求を突きつけられ、文字どおり存立の危機に陥っております。まずお尋ねしたいのは、アメリカは、漁民保護法ベリ修正条項というアメリカの国内法で我が国のタイマイ等の輸入を自然保護に反するものとして一方的に認定し、輸入を禁止するよう要求してきたわけでありまして、私は、こんな乱暴な要求は国際的にも通用しないのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○堤政府委員 タイマイの輸入禁止に至った経過でございますが、通称ワシントン条約と言っております条約というのがございまして、この条約で一九七七年にタイマイは絶滅に瀕するおそれのある品種ということで、附属書一、簡単に言いますと通常の貿易取引をできない対象になっておったわけでございます。

日本は、一九八〇年にこの条約に加盟いたしましたときに、当然べっこう産業を抱える日本でございまして、このタイマイを留保という形で入ったわけでございます。一九八〇年に入ってから、実は九品目の留保条項を持っておりまして、これ自身スイスに次いで多い、特に取引の実際に行われておる品目数においては日本が一番多いのではないかと、ということで、アメリカのみならずECや、それからウミガメ生息国でありますメキシコ、ブラジル、エルサルバドルというような国から批判が出ていたわけでございます。

そういう意味で、経済大国としての日本、それから環境を守るべき日本という立場から、大変苦しい過程ではございましたけれども、昨年、おっしゃるとおりこれを輸入を一定期間後に禁止するということを決めたわけでございます。その過程でアメリカから、確かに国内法を理由に日本に申し入れがあったことは事実ですが、それ自身はある意味できっかけになった可能性はありますけれども、それ自身だけが問題というわけではなく、国際的世論を十分勘案した上での決断であったと思っております。

○小沢(和)委員 今局長からお話がありましたとおり、我が国はワシントン条約に加入しておりますけれども、タイマイ等についてはずっと保留をしておいたわけでありまして、べつこの産業の原材料を確保するために、私は当然の措置であったと思います。政府がアメリカのこういう要求にたいしても簡単に、もう極めて短い期間で応ずるという態度を決定したことを私は了解できないわけでありまして、アメリカが制裁措置を振りかざしてきただけということも承知をしておりますけれども、それはせいぜい日本からの野生生物製品の全面的輸入禁止という程度のことだと思っております。そうであるとするならば、それは日本にとって問題になるほどの打撃になるような措置とは言えなかったのではないかと思います、この点はどうでしょう。

要するに、当時も日米貿易摩擦問題が深刻だったので、その上こういうことで摩擦を激化させたくないという政治的な判断を優先させてべつこの産業を犠牲にしてしまったということではないんでしょうか。

○堤政府委員 アメリカとの関係では、これは貿易の交渉協議ということではなかったと思っております。アメリカ側がいろいろ事情を説明したことは事実でございます。それから、アメリカ側が場合による制裁をやるということと言ったことは事実でございますが、それ自身は先ほど申し上げましたとおり一つの国際世論の大きな流れの中の契機にはなつたとは思いません。決して制裁が怖くてやったということではございませんで、やはり国際世論、先ほど申し上げましたように現在京都でもワシントン条約の会議が行われておりますが、日本がこのような厳しい措置をとった後ですら、イギリスを初め多くの国が日本の留保撤回がまだ一年半もあること、七・五トンも輸入したこと自身に対して非難を浴びせているわけでございます。国際世論全体としての厳しさというところを総合的に判断した結果であるわけでございます。決してアメリカの貿易摩擦あるいは政治的判定というようなことは、我々の基本的な考え方

の中にはなかったと思っております。

○小沢(和)委員 私も、自然環境を保護し、絶滅の危機に瀕した野生動物を保護しなければならぬということはよく承知をしております。だから、科学的にタイマイ等が急激に減少しているという事実が明らかになればタイマイ等の輸入をあきらめなければならぬというところはあり得ることだと思えます。問題は、そういう調査もせずにアメリカの圧力に一方的に押し切られたということが問題ではないかと思うのです。だから、私は直ちにキューバなど関係国と一緒にタイマイ等の生態や資源量等について科学的調査を行うべきだと考えます。そして絶滅のおそれがないという根拠がはっきりしたら、タイマイ等をワシントン条約で商業目的の貿易を禁止される附属書Iから、貿易に輸出国の許可が必要というIIに移すように次期国際会議で主張すべきではないかと思っております。今回の京都会議はもうどうにもなりませんから、次の国際会議に間に合うように調査に全力を挙げるべきではないか。そしてタイマイの輸入を再び確保してべつこの産業を守り抜くべきだと思えますが、これまでの取り組みの経過、また、決意をお尋ねいたします。

○堤政府委員 先ほど経緯の中で申し上げましたが、一九七七年に日本が入る前にウミガメ、タイマイが絶滅に瀕しているという一応の国際的コンセンサスのもとに別表附属書の第一に掲げられたわけでございます。したがって、これを国際的に誤解を解き、世界にまでもっとタイマイは存在するということを証明する学証責任は日本側が負っているわけでございます。実は一九八〇年以來そういうことの調査を幾つかいたしてまいりました。タイマイの輸入禁止の措置をとるに際しまして、我々もいたしましたが、先ほど申し上げましたように補正予算で九・五億円の予算をいただきましたが、この中には国際的な調査、産出国との協力をしながらの調査ということも当然入

っているわけでございます。留保期間をあと三年という形にしておりますのは、次の環境会議を目指して、その間の三年間の間にどれだけのことができるか、従来の調査に加えて、その調査した結果に国際的に自信を持てたいたいためにいろいろ国際会議も開催しなければいけないということでございます。補正予算の九・五億円、来年度予算の三・一億円とを活用いたしましてこの調査をぜひ実行して、世界の人たちの世論を変えていくことができるかどうか、我々としては一生懸命努力をしたいと思います。そう次第でございます。

○小沢(和)委員 私は、そういう調査を努力をする間、留保という態度を続けていると思うのですよ。その点について、もう時間もなくなつてきましたから、ここであえていろいろ言おうと思いません。

最後にお尋ねをしたいと思います、長崎のべつこの産業関係者の人々に対する対策であります。私は、もうあつたという間にこういうような存立の危機に立たされた長崎のべつこの産業関係者のことを思うと胸が痛むわけでありまして、この輸入再開を期待しながらも、具体的には一つはそれまでの中核的な技術者を温存する対策を立てなければなりませんし、もう一つは転職せざるを得ない人々の生活対策をどうするかということが問題になるわけでありまして、それぞれどのように対策を講じているのか、明らかにしていただきたいと思つた。

○堤政府委員 べつこの産業、約千五百人の従業員がおります。その中には数多くの身障者も含まれております。この対策といたしましては、大きく分けまして二つございまして、一つは、再開をするための調査、さらに、その調査がうまくいかなかった場合でも人工的にこれをふ化放流してタイマイをふやすという考え方、さらに、べつこの代替材を探して少なくとも技能を保存したいという考え方、あるいはそれに時間がかかるかもしれないということを考えまして、その間技術者それから技術者をいかに温存するかというような考え方

もしております。一つは再開へ向けての対策をいろいろ打っているわけでございます。

ただ他方、残念ながらその中ではこの長い期間に耐えられないというケースも考えられますので、一方で事業転換、職業転換も含めた対策を講ぜざるを得ないというふうな考えております。平成三年度は補正予算で百四十億円、大変低利な融資を含めまして転換のための事業をあわせてやらざるを得ないと思っております。しかも、これは転換のお金だけ用意したわけではございませんで、実際にどういふ分野に転換ができるかというきめ細かい対策を講ずる必要がございますので、今回、長崎県等とも御相談いたしまして、指導事業という形で身障者を含めた一人一人にむしる親切な御指導あるいは助言をすべきではないかということ、そういう指導事業費もつておる次第でございます。

○小沢(和)委員 終わります。

○武藤委員長 川端達夫君。

○川端委員 本日は二法案の審議でございます。まず初めに、伝統工芸品の産業振興法案と言われるものの改正について御質問を申し上げたいと思つた。

昭和四十九年にこの伝統工芸品産業振興法が制定をされ、随分年月がたったわけですが、その間一時的に生産額が増加したものの、それ以降残念ながら先細り、そしてその従事する人たちの人数も減り、なおかつ高齢化が進んでいるということ、非常に残念なことであるというふうにも思つた。今回の改正を見ても、今までもこういう伝統産業、工芸品というものを考えるときに、どちらかというと、今までは物をつくるという立場でのその物を保護し継承するということにかなり焦点を絞っておられた。しかし、もう少し幅広くやった方がいいのではないかと、もう少し、それを売るという立場、あるいはもう少し新たに展開する立場というものに今度は随分配慮を払われたんだなというふうに思うのですが、もう一つ、つ

くる人という部分にも、教育、啓蒙というもののに
関しては相当踏み込んでいただいているんです
が、そういう意味で、今非常に厳しい環境に置
かれていますという意味で、幅広く今回諸施策を打
たれたということは我々も高く評価をいたします
し、この法案には賛成をしてみたいと思うので
すが、いろいろな厳しい環境の中で諸
施策をこれからいかにやっていただくかというこ
とが大事だと思いますので、冒頭大臣の方からそ
の決意のほどだけ簡単に述べをいただければあ
りがたいと思います。

○渡部国務大臣 ただいま先生から御指摘があり
ましたように、手づくり、本物志向、こういうも
のの中に伝統的工芸品産業の振興が今非常に重要
視されておる点がござります。ただ残念ながら、
時代の変化の中に、残念ではありますけれども、
若い後継者が積極的に出てこない。これを何とか
この辺で活性化をして、若者たちが未来に夢を
持って伝統産業に従事をしていく、こういう産業
にしたい、こういう思いを込めての今回の改正案
でありますから、この法案を通していただきまし
たら、これを最大限有効に生かして、古い長い歴
史の中で育てられてきたそれぞれの地域社会にお
ける伝統産業が、新しい時代に羽ばたいていくこ
とができるように努力をしてまいりたいと存じま
す。

○川端委員 そういふ中でお伺いをしたいんです
が、一つには、やはりこういう環境になってきた
という部分では、先ほど来の御質問にありました
が、一般の消費者の生活としてその物を使わな
くなってきたということは非常に大きな要素
として、要するに需要がもうなくなってきたとい
うのですか、先ほど着物のお話がありました
けれどもまさにそういう環境はある。しかし、日
本の歴史を象徴するものですから残していかな
ければならない。なかなか若い人が来ない、今大臣
おっしゃったように。

そこで、若い人にとってそこは働く場所である
わけですから、現在、そういう伝統工芸品産業の

従事者のいわゆる平均的な所得の水準、それと労
働時間というものの、いわゆる労働条件、この部分
が、例えば一般の仕事に比べて非常にハンディが
あれば、幾ら伝統的で意義があることだといつて
も、働く場所としてはやはり条件が悪いというこ
とになるんじゃないか。特に所得水準、労働時間
の状況というものをどのように把握をしておられ
るのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○建設府委員 お答えを申し上げます。
まず、所得でございますが、最近行いましたア
ンケート調査によりますと、伝統工芸士の年間所
得というのは、四百万円以下というところに約半
数の人がおります。必ずしも高くないという感じ
がしております。

労働時間につきましては、残念ながら統計がご
ざいませぬけれども、いろいろ実態を聞いてみま
すと、土、日を含めて出勤をして作業をするとい
うようなこともあるようでございます。あるいは
特定期間仕事ができない期間というものもあるよ
うでございますが、いずれにいたしましても、他の
産業に比べて長い労働時間になっている産地が多
いのではないかとこのように考えておる次第であ
ります。

○川端委員 統計によりまして、いわゆる伝統
工芸品の生産の高というものを従事者の数で割り
ますと、一人当たりの生産額が年間約二百三十万
円というふうな数字が出てまいります。今おっ
しゃいましたように、半数以下が年収四百万円以
下である、まあ兼業しておられるという部分もあ
るのかというふうに思います、二百三十万の売上
高で生活しろといつてもできないわけですから。
そういう部分では、しかも労働時間はあつてなき
がごとき状態になる。こういう状況にメスを入れ
ないと、幾ら歴史と伝統があるものだから教えて
あげる機会をつくりましょう、トレーニングもし
てあげましょうということであっても、それで生
活できない、しかも非常に長時間働かなくては
いけないという、職場として見れば、それでなくて

もういゆる、余りいい言葉ではないと思いますが
三K職場云々というふうなことを言われる中で、
果たしてこういうところに本当に人が来るのだろ
うか。ここに關してはいろいろな施策、今回提案
されるのと少し次元が違ふのかもしれないが、
どういふふうにお考えになっているのかというこ
とをお聞かせいただきたいと思います。

○建設府委員 基本的にはその分野は大変我々
しても心を痛めているところでございます。今回
の施策が販売の需要開拓という点に重点を置きま
したのも、少しでも売り上げを上げ、その収益を
高くしたいという意気込みでございます。それか
らもう一つ、若者の流れがござりますが、最近の
統計を見ますと、毎年三千人ぐらゐ減つておるわ
けでございますが、実は六千人減つて三千人の人
は入つてきているということもござります。この
入つてくる若い人たちの気持ちを聞きますと、必
ずしも収入だけではない、若者としてあるいは人
間として生きがいというようなそういう部分もあ
るわけでございます。

それから、需要につきましても、考えてみます
と最近の民芸ブームあるいは本物志向、文化志向
という中で一縷の望みも出てきておるわけでござ
いますので、そういうものをうまく引き出して
いく、実際に百七十四産地の中で、そういう中で
まくやっている産地を徹底的に勉強いたしまし
て、その中で今回の施策を出してきたわけでござ
いますので、これらの施策が総合してうまく成功
すればかなりの効果があるのではないかと期待し
ている次第でございます。

（委員長退席、和田（貞）委員長代理着席）
○川端委員 確かに最近、今までのパブルに象徴
される、とにかくお金優先という社会風潮が、こ
れではいけないのではないかとこの中で、特に、
今おっしゃったように若い人も含めて、いわゆる
生きがいというのですか、そういう新たな価値観
を求めていくことの傾向が出てきたというの
は、私は非常に喜ばしいことだと思います。た
だ、そうしてその道に飛び込んだときに、頑張

て生産額二百三十万円と言われると、若くて一人
で頑張っている間もつかもれませんが、やは
り生活という部分は根本的にあると思いますの
で、いろいろな形でまた御検討もいただきたい
し、もう一つは労働時間という問題ですね。ほ
ぼ芸術の世界に接する領域だといふふうに思いま
すから、とにかく、そんなものは労働ではないとい
うふうにいえばそうかもしれないが、やはり新
しい人に魅力あるという部分では考えていかな
ければいけない。

そこで、今回も後継者の育成保護についてい
ろんな教育研修等々の施策、あるいはそういう部
分へのバックアップをお考えいただいているので
すが、業界によつても違ふと思ひますけれども、
いわゆる一般的には昔の徒弟制度というのです
か、でつち奉公して徒弟制度で勉強していくとい
うふうな、あるいは作業の環境、手法も、それが
伝統的ということでしょうが、そういう昔からの
環境の中でのいうのが多いといふふうに思いま
す。ただ、これからやっていくという時代に合
せるというときには、技術とか手法の継承はま
さに伝統的でなければいけない、しかし、その教育
をし継承していく手段までが果たして伝統的とい
いのだろうか。やはりそれは、新しい時代は新し
い時代に合わせた継承の方法、親方のもとに徒弟
制度みたいな中でやっていくということではもう
もたないのではないかな。同時に、職場環境にし
てもそういう近代化というのが望まれるのではな
いか。ですから、後継者の育成という部分を見ま
すと、今まで、法制定後去年の四月までで一千百
七十一億で後継者の確保、育成に約三・三％ぐら
いしか使われていない、いろいろな計算があると
思ひますけれども、こういう部分で親方を教育す
るというのですか、新しい時代の人材育成として
若者の考え方を含めて、やはりそういう観点で人
材育成というものを考えていただきたいというふう
にお願いいたしますし、御所見があればお伺いを
したいと思います。

○堤政府委員 伝統工芸品の技術は、おっしゃるのとおり引き継がないといかぬわけでございますが、その教え方は必ずしも非合理的な部分を残した伝統をそのまま引き継ぐ必要はないというお話は全くそのとおりだと思っております。ただ勢い、この技術の伝承というのが手づくりの部分が多いため、どうしても入門してから一人前になるまでの期間が非常に長いということがございます。例えば今回、支援計画というように形で合理的な体系的なカリキュラムのもとに後継者育成のための研修を行うと申し上げましたのも、これはやはり、この期間を少しでも短くし、かつ徒弟制度的な意味での非合理的な部分をなくしていくということを目指したいということでございます。俗に言う親方という言葉も最近ではだんだん少なくなってきたと思いますが、こういう方々の考え方もこの人手不足の中で少しずつは変わってきているというふうにも聞いております。そういうことを、いろいろな意味を総合的に考えて後継者育成の実を上げていきたいと考えている次第であります。

○川端委員 ぜひともよろしく願いたいと思います。

今回、いわゆる伝統工芸士の認定というのを協会の法的業務として広く周知をしていくということにおいては、その従事する人には非常に励みになることだと思いますし、その産業自体あるいは工芸品自体のPRになるというところは非常にいいことをやっていたらいいなというふうにも思うわけですが、今のマークがございまして、そしてそれがそういう産品には張ってあるというところでございまして、一般的に言うところのまだ浸透度が低いのではないかな。いろいろな物品が売ってあるときに、消費者サイドから見たときに、ああこのマークが張ってあるからそういうものだという認識の差別の意識は残念ながら余りないのではないかな。そういう部分では、これからその部分のPRというのですか、広げていくというところをもっと積極的にやっていただきたいなと思っております。

思いますし、同時に、この伝統工芸士というものを、せっかく、協会がある意味で法的な権威づけも含めて通産省の御指導のもとでやるのだということ、その励みも含めてあるいは技術のレベルも含めて認定をしていただくということであらば、そのマークと同時に、例えばこの製品は伝統工芸士の何の何がしが作成したとか、そういうことで差別化していくというか、消費者のニーズも喚起をしていくというふうな、これは非常にいい制度であり、もっとも積極的に活用されるべきではないかというふうにも思うわけですが、どのようにお考えでしょうか。

〔和田(真)委員長代理退席、委員長着席〕

○堤政府委員 伝産マークあるいは伝統工芸士のPRにつきましては、従来、ポスターですとか伝統的工芸品月間事業というように各種の事業を通じて一生懸命PRをやってきましたと思っております。

ただ、結果といたしましては、先生御指摘のよう、まだ十分という域に達していないことはおっしゃるのとおりでございます。今後とも特にこの法律の改正を機会にもう一段とPRについては努めてまいりたいと考えております。

○川端委員 次に、材料の問題でございますが、日本の伝統的工芸品の産業の中には古くから用いている原材料というものがあつた。そういうものが、時代の変遷あるいは先ほど来議論になりました、いわゆるワシントン条約等と自然保護、そういうような観点で入手がでなくなってきたり、あるいはあるいは入手がでなくなってきたり、あるいは最近非常にふえてきているというふうな材料を求め、やっていくというときに、その材料がかわれば伝統的でなくなるといふことにもなりかねないということでありまして、いろいろな皆さんの伝統工芸品があるわけですが、そういう部分で現時点それから将来にわたっての原材料の安定的な確保というものが、幾ら技術者を確保し教育をして売れるようにしても、手落ちがあると

そのもの自体のものがなくなってしまうというところもかなり予想されることでございます。事態としてどういふふうな把握をしておられ、どう対処されようとしているのかということをお伺いしたいと思っております。

先ほど来、タイマイ、いわゆるべっこう、これは材料がなくなったらべっこう細工というのはいはれど終わりというところでございまして、あるいはこれはどうも伝産品に余りないようですが、そういう産業という意味では象牙ですね。主には印章、彫刻等々であると思っております。それから筆ですね。一般的には、いい筆はタヌキの毛を使っているようですけれども、最近タヌキの毛が余りないというところで、筆の産業のためにタヌキを養殖するというわけにもなかなかまいらないというふうにも思われます。それで、何か最近ではミンクで代用しているというふうなところも多いようですが、ミンクで代用ということになれば、またミンクが今度はいろいろな規制されるというか、ミンクのコートを着ているなどというのとはとんでもないやうな、こういう風潮でもございまして、あるいは和ろうそくはハゼという木を原料にしているようですが、そういう木がだんだんなくなってきたり、あるいは漆であるとか焼き物、陶土等も、最近では現地で焼き物の陶土がとれるというのとはとんだいような状況で、幸か不幸か信楽の土というののは全国に非常に買っていたらいいとおもうのが現状なわけですが、そういう部分で原材料に対してきめ細かく、こういう伝産品を保護育成していくという観点という切り口からだけでも大変重要な役割、まさに死命を制するということだというふうにも思われます。どのような御認識とどのような対策をとろうとおられるかということをお答えできる範囲でお願いしたいと思います。

○堤政府委員 おっしゃるような意味で、伝統工芸品は自然に育つ、自然にある原材料を活用してその上に存立する産業であるわけでございます。原材料がなければ確かに根こそぎ産業として存立基盤を失うという点では、原材料確保とい

うのは極めて重要な要素であります。四十九年の新しい法律以来、原材料確保というのが振興計画の中の一つの項目として挙げられております。それを反映しておると思っております。

これまでも原材料確保、それが再生できるものであればなるべく再生をすること、あるいは品質が同等で風合いを変えずに済むような代替材があればそういう代替材を見つけていくということ、それから現在ある陶土あるいはそういうものの賦存状況を調査し、さらにその製品化ができるかどうかを研究していくというふうなことで、振興計画の中でかなりこれに対するウエートをかけて施策をしてまいりました。最近の環境的な意識の高まり、そういう中で問題にぶつかるケースもあらうかと思っております。今後ともこの施策につきましても十分努力をしてまいりたいと考えている次第であります。

○川端委員 先ほどのタイマイの議論がありましたが、後手に回るといふようなこと、しかも急に状況が変化するということが現実には起こっているわけですが、そういう意味では、こういう機会に、今までもいろいろやっていただいていると思いますが、そういう、特に自然界を原料とするものに関しては一度抜本的に見直しをしていただく中で、長期的な展望というのですか、国際的な環境問題、自然保護の流れも含めて手を打っていただきたい。問題が顕在化してといるときには、一挙に動いてしまおうということになると後手になる可能性があるというところで、御要望申し上げておきたいというふうにも思っています。

また、こういう伝統産業、工芸品という部分で私が経験いたしましたのは、昨年不幸にして列車事故を起こしましたけれども、あのときにやっておりましたイベントが、信楽の世界陶芸祭というものをやっておりました。そのときに外国のいろいろな芸術家、特に焼き物というところであのとき一番たくさん来られ、関心と呼んだのは、その焼き物の、陶器の源流であらうというインドネシア

の人たちでありましたが、そういう方をお招きし、その現地で現在も続いているのですがいろいろな形で交流をしていこう、そういう中で日本の伝統工芸品へのまた新しい刺激も与えられ、お互いの文化交流ということも含めて非常に意義があることじゃないかな、そういう意味で、人材の活用にもなるということもあると思います。

そういう意味で、こういうものと、いわゆる国際交流というものの、人的なことを中心として国際交流というのがこれから非常に大事なことじゃないかなと思うのですが、何かそういうことにしましては、これからの方策とかお考えのことがあったら教えていただきたいと思っています。

○提政府委員 このたび伝統工芸品産業を改正いたしました一つの背景の中では、国際化というのは欧米のまねをするだけではなくて、やはり我々が日本文化を持って外国の人と交流することであるというふうに感じましたし、さらにそれを伝統工芸品が日本の産業の、日本の顔になるというふうなことも政策の意義の一つとして考えておった次第でございます。したがって、伝統工芸品産業をめぐりまして国際化、国際交流というのはぜひ進めてまいりたいと思っておる次第でございます。

ただ、この施策をいたす場合には、従来海外からの類似品という問題がございまして、この新しい法律が四十九年にできるときに、外国から来る大島つむぎの問題が大変問題になった経緯がございまして、そういう意味で、交流ということはもちろん大事なことでございまして、進めさせていただきますたいと思っております。一方で産地によりましては、そういう問題に非常にセンシティブな、神経をとがらせている産地もございまして、産地の意向等も踏まえながらやらせていただければと思っております。

○川端委員 この法案の最後の質問にしたいのですが、二十五条で、振興計画の認定にかかわる通産大臣権限に属する事務については政令で通産産業局長または都道府県知事に委任することができ

る、こういうふうな規定をされておるわけですが、こういう地域に密着をした伝統工芸品でございまして、そういう部分では、権限は都道府県知事にしてお任せをした方がいいのではないかな。そして、通産省はもう少し高い立場で全国のいろいろな情報を提供するというのですか、そういうふうな立場でおられた方がより実務的であり、機能的ではないかなというふうに思いますが、この部分にしましてはいいかがでしょうか。

○提政府委員 各産地の声を聞きますと、やはり都道府県で指定を受けるよりは全国をベースとした通産大臣に認定を受けて、それを一つの目標としてやりたいというふうな声もあるわけでございます。確かにそういう意味の必要性というものは私にはあるのではないかなと思っております。

ただ、今回新しく通産局長あるいは都道府県知事に委任ができる規定を設けましたのは、やはり十八年にわたる実績の中で都道府県におきましてこういう問題についての認識が非常に高まってきたというところがございますので、そういう地元の見解も活用しながら委任をしていくということも考えた次第でございます。

○川端委員 ありがとうございます。それで、今度は、もう時間がわずかですが、特定中小企業集積の活用に関する臨時措置法案についてお尋ねをしたいと思います。思いま

す。この法案、もともとはいわゆる企業城下町あるいは特産地ということ、その地域において特定の産業が非常に発達を遂げてきた地域を構成してきた。その地域が産業構造の変化で少し沈滞化してきた、あるいは全く振るわなくなったというものを何とか支援をしようというところでございます。今まで、いわゆる中小企業、特定の構造不況になつてきたからこういう支援をしよう、あるいはこの地域自体が非常に沈滞したから、この地域の活性化を図りましょう、いろいろな施策をきめ細かくやってきていただきました。そこで、その部分に

バーラップするような形の中でこの法案を出してきたその最大の特徴というんですか、メリットというんですか、その分についてお教えいただきたいと思っております。

○南学政府委員 私ども、過去にいろいろな中小企業政策を展開してまいりました。例えば、昭和六十一年には円高に伴う対策をいたしまして、特定地域法というような法律をつくって、その中小企業の困難に対処してきたわけですが、今回の法律は従来の視点と異なりまして、中小企業集積がその機能を低下させている、その機能の低下をいかにして活性化していくかという視点に立っているという考えのわけでありまして、

昨年に、中小企業近代化審議会におきましていろいろ議論をしていただきました。昨年の十二月に答申をいただいたわけでありまして、その答申におきまして、中小企業集積がその発展の方向を明確にし、中小企業者がその方向性に沿って分野開拓、高付加価値化を行うことを支援する集積対策を総合的、体系的に講じていくべきこと、そして、そのために中小企業集積の発展のための立法措置を講じていくべきこと等が指摘されたわけでありまして、この法律案は、この審議会の答申を踏まえまして立案されたものでありまして、中小企業集積の活性化を総合的、体系的、有機的に支援するための抜本的な措置を講じていくものでありまして、ぜひこのような法律がこれからの中小企業集積活性化のために必要と考えられたからであります。

○川端委員 今までのいろいろな施策にちようど重複するところがある、その両方にかかわるという部分でこういう法案を出してこられたということでは、我々は非常に歓迎をし賛成をしたいと思います。というふうな思っているのですが、この中でいわれるような施策は、今までもどちらかというと国としてバックアップをしていこうというふうなスキームが割に多かったように思います。中心は、そのや

る人たちに中心があることはもちろんでございます。しかし今回は、一番具体的な根幹になる部分というのか大枠の考え方は、通産省が大臣の指針というのを示しになるわけですが、具体的なものは都道府県がその承認をしないといけないかなというふうな思っています。

ちょっと法案は違いますが、国でやるのとその現場でやるのとどちらがいいかということをお示し上げましたけれども、本当に地域振興というものを地域住民とともに考えて責任を持つ地方の都道府県がその部分にまきに関与していく、そして認めていくということは私は大変評価をしております。でございますが、特にこれからの中小企業に対するいろいろな施策というのは、私は基本的に、今までの国が主としてやるということから、国は非常に緩やかに大枠を決めながらやっていく、そしてあとは、実際は都道府県が見ていくというふうな流れにこれからなっていくべきだと思っております。いろいろな考え方の中で、基本的にはそういう認識というふうに理解をしております。

○南学政府委員 御指摘のとおり、本法案の体系では、国が対象となる集積とか特定分野の設定方式など一般的な方針を定める、そして都道府県が具体的な集積の状況、コンセンサスの形成状況等を踏まえて地域を選定していく、あるいは特定分野の明確化を図っていくというふうな体系になっておりますが、これからの中小企業政策全体としてどのようになっていくかという御指摘がありますが、内容がいかによろうかと思っております。そうした流れは一つの流れだと私も考えております。

○川端委員 いわゆる地方分権というのですか、これは責任も伴うわけですが、そこに当事者の人たちと地方自治体というものが思い切って自由にやれると言ったら語弊があるかもしれませんが、そういう枠組みという流れをぜひとも大事にしていただきたいと思います。お願い申し

上げたいと思います。

そういう承認をいただく申請の中で、都道府県が策定するときの目標の設定というのがありま
すね。この目標の設定というのは具体的にどうい
うものを求めているのか、評価をされるのか、この
目標の設定についてお聞かせをいただきたいと思
います。

○桑原政府委員 今先生が目標の設定とおっしゃ
られましたけれども、本法案では、活性化計画に
おける特定分野の設定ということで用語を使っ
ております。この特定分野の設定でございませ
ども、中小企業の集積が今後発展し得る、その方
向に向かって新商品の開発であるとかあるいは新
しい技術を用いた商品の開発であるとか、そうい
うことが目標になるわけでございまして、これは
かなり明確なおかつ実現可能な目標ということ
になるわけでございます。

実際問題として、各中小企業の集積においてそ
うした適切な目標をつくるというのは簡単なもの
ではないかもしれません。しかし、従来中小企業
はいろいろな困難を工夫と英知で乗り越えてやっ
てまいりましたし、その中小企業の集積の皆様が
いろいろお考えをめぐらせれば、私どもは必ずい
知恵が出てくるものと思っております。また、そ
の知恵づくりに当たりましては、国、県あるいは
いろいろな支援機関が情報提供とか相談に応ず
るというようなことによりまして、そういういい目
標が出てくるように支援申し上げたいと思ってい
るわけでございます。

○川端委員 ということは、具体的な事業内容と
目標の設定というのはパラレルに書いてあるわけ
でございませう。その目標の設定というのは、こ
ういふ分野の例えばこういう仕事とか製品、あ
る製品のイメージという部分でこれぐらいの生産
高あるいはこれぐらいの売上高、これぐらいの利
益というふうなものを求めることになるのでしょ
うか。

○桑原政府委員 具体的には、一定期間後にその
特定分野にかかりましてこのぐらいの売上高を
ひとつ実現しようじゃないかというふうなもの、
こういうものが入ることを我々は期待してい
るわけでございます。

○川端委員 くだりますが、この件に関して
もう一つだけ。

そういうものを自分でどういう尺度で評価をされ
るのかということ、それに対しての後のフォ
ローアップ、拘束力というのですね、言ってい
たけれども全然話が違ふとかいうことはあり得
る。逆に、先ほど言われましたようにこれは非常
に難しいですね。その新しい分野に今までの実
績がある部分もありますし、その先の見込みとい
う部分もある。この部分に関するウェイトとい
うのはどのくらいなのか。余り厳しくしますと何
かにいかたもただけが書類上流れていって、実際
は何も関係がないということにもなるでし
ょうし、極端に言えば、どうでもいいというふうな
ということと何でもいいということになるという部分
でこれは非常にセンシティブな問題であります
で、実際の運用としては当事者間の連携というの
を本当によくやっていただくということしかない
と思っておりますが、そういう部分のことをお願いを
しておきたいというふうに思っています。

最後に、いろいろな地域で本場に中小企業の皆
さん、そういう構造転換を迫られるという部分で
は非常に悩みも多い中で何とか生き残って新しい
地域をつくっていくという御努力をおののし
ておられると思っております。今回のおののし
ておられる部分は、そういう中で少しその芽が出てき
たという、少し助走し出したところの部分でござ
います。現実にはいろいろバックアップをしていただ
くことだというふうに思っています。しかし、それに
至らないでいろいろ悩んでいるところが非常に多
いという中では、いろいろな地域のモデル的な実
例とか情報というものが当事者の業界、組合ある
いは地方自治体に広範に、便利に、簡単に、迅速に
提供できるというサービス、仕組みというものを

ぜひともしていただきたいというふうに思うの
ですけれども、この件に関してどうでしょうか。
○南学政府委員 先生御指摘のとおり、特定分野
の決定などに当たりましては情報提供というのが
極めて重要であらうと認識をいたしております。
中小企業庁といたしましても最大限その面で努力
をいたしますし、また中小企業事業団なども積極
的にこの面で活用をしていきたいと考えておりま
す。

○川端委員 終わります。ありがとうございます。

○武蔵委員長 以上で、内閣提出、伝統的工芸品
産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案
に対する質疑は終了いたしました。

○武蔵委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
に入ります。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を
改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○武蔵委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会
報告書の作成につきましては、委員長に御一任願
いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○武蔵委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○武蔵委員長 次に、内閣提出、金属鉱業等鉱害
対策特別措置法の一部を改正する法律案を議題と

いたします。
これより趣旨の説明を聴取いたします。渡部通
商産業大臣。

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正す
る法律案
〔本号末尾に掲載〕

○渡部通商大臣 金属鉱業等鉱害対策特別措置法
の一部を改正する法律案につきまして、その提案
理由及び要旨を御説明申し上げます。

金属鉱山等においては、閉山後におけるカドミ
ウム、砒素等の有害物質を含む坑廃水が半永久的
に流出する場合があり、このため、鉱山保安法
は、閉山後においても鉱業権者にその処理を義務
づけております。

さらに、昭和四十八年には、金属鉱業等鉱害対
策特別措置法が制定され、閉山後の坑道及び捨て
石等の集積場の使用終了後における鉱害防止事業
について、鉱山保安法と相まってその確実な実施
を図るため、鉱害防止積立金制度の創設等所要の
措置が講じられております。

しかしながら、金属鉱山等の閉山が進んだ結
果、鉱山活動に伴う事業収入を持たない鉱業権者
に鉱害防止事業の継続を期待することが困難とな
ってきており、鉱害防止事業の確実かつ永続的
な実施を図る上で、資金及び実施体制の確保につ
き大きな問題を抱える状況になってきておりま
す。

このため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法を改
正し、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全
という観点から、汚染者負担の原則にのっとり、
確実かつ永続的な鉱害防止事業に必要な資金を確
保するとともに、所要の実施体制の整備を図るた
め、基金制度及び指定鉱害防止事業機関制度の創
設等所要の措置を講じる必要があります。
本法律案は、このような観点から提出した次第

であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、鉱害防止事業に関する基本方針の策定内容の拡充及び鉱害防止事業計画の届け出対象の拡大であります。特定施設、すなわち坑道及び捨て石等の集積場の使用終了後における鉱害防止事業全般について通商産業大臣が基本方針を定め、鉱業権者は、これに沿って使用済み特定施設ごとに鉱害防止事業計画を作成し、鉱山保安監督局長に届け出ることとしております。

第二は、鉱害防止事業基金制度の創設であります。汚染者負担の原則にのっとり、指定特定施設ごとに、鉱害防止事業を確実にかつ永続的に実施するために必要な費用の拠出を、鉱業権者に義務づけることとしております。

第三は、指定鉱害防止事業機関制度の創設であります。指定特定施設については、通商産業大臣が指定する指定鉱害防止事業機関が、基金の運用益の交付を受けてその施設の鉱害防止業務を実施することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同を賜るようお願い申し上げます。

○武藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律

金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

第一章 総則(第一条―第三条)	第二章 基本方針及び鉱害防止事業計画(第四条―第六条)
第三章 鉱害防止積立金(第七条―第十一条)	第四章 鉱害防止事業基金等
第一節 鉱害防止事業基金(第十二条―第十五条)	第二節 指定鉱害防止事業機関(第十六条―第三十二条)
第五章 監督(第三十三条―第三十四条)	第六章 雑則(第三十五条―第三十九条)
第七章 罰則(第四十条―第四十五条)	附則
第一章 総則	第一条中「確実な」を「確実かつ永続的な」に、「鉱害防止積立金」を「使用中のこれらの施設について鉱害防止積立金」に改め、「について」の下に「鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関の制度を設けて」を加える。
第二条に次の二項を加える。	5 この法律において「使用済み特定施設」とは、特定施設のうち、その使用を終了したものを用いる。
6 この法律において「指定特定施設」とは、探掘権者又は租鉱権者(鉱山保安法第二十六条第二項の規定により探掘権者又は租鉱権者とみなされる者を含む。第七条第一項、第十条第一項、第三十三条第一項及び第三十四条を除き、以下同じ。)が同法第四条の規定により措置を講じなければならぬものとされる使用済み特定施設のうち、次に掲げるものとして、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣が指定するものをいう。	一 当該使用済み特定施設について、第五条第一項に規定する鉱害防止事業計画(同項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。)に基づいて鉱害防止事業を実施した後においても、当該使用済み特定施設に係る坑水又は廃水の汚染の状態、量その他の状況

が通商産業省令で定める基準に適合せず、当該使用済み特定施設に係る鉱害防止事業を確実にかつ永続的に実施することが必要であると見込まれること。

二 前号に掲げるもののほか、自然的及び社会的条件に照らし、当該使用済み特定施設に係る鉱害防止事業を確実にかつ永続的に実施することが特に必要であると認められること。

第三条の次に次の章名を付する。

第二章 基本方針及び鉱害防止事業計画

第四条の見出し中「使用済み特定施設に係る鉱害防止事業」を「鉱害防止事業の実施」に改め、同条第一項中「この法律の施行前に使用を終了している特定施設(以下「使用済み特定施設」という。))を「特定施設」に改め、同条第二項中「使用済み特定施設」を「特定施設」に改め、同条第五項中「であつて当該鉱物が金属鉱物等となつた日前に使用を終了しているもの」を削る。

第五条の見出しを「(鉱害防止事業計画の届出等)」に改め、同条第一項中「(前条第五項に規定する特定施設を含む。以下同じ。))」を削り、「使用済み特定施設(以下「事業計画」という。))を「事業計画」に改め、同条第二項中「事業計画」を「鉱害防止事業計画」に、「添付」を「添付し」に改め、同条第三項中「事業計画」を「鉱害防止事業計画」に、「添付」を「添付し」に改め、同条第四項中「事業計画」を「鉱害防止事業計画」に、「九十日」を「六月」に改め、同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、第二条第六項の規定による指定が行われた場合において、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業を確実にかつ永続的に実施するため必要があると認めるときは、その指定の日から一年以内に限り、当該探掘権者又は租鉱権者に対し、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画の変更を命ずることが出来る。

5 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、天災その他通商産業省令で定めるやむを得ない事由により当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づいて鉱害防止事業を実施することができなくなつたときは、その事由が生じたことを知つた日から一年以内に限り、当該探掘権者又は租鉱権者に対し、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画の変更を命ずることが出来る。

第六条中「前条第一項の規定による届出に係る事業計画に従つて」を「探掘権者又は租鉱権者が鉱害防止事業計画に基づいて」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第三章 鉱害防止積立金

第七条第一項中「第十四条第一項を除き、以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

第十九条中「前三条」を「第四十条、第四十一条又は第四十三条」に改め、同条を第四十五条とする。

第十八条中「第十四条第一項」を「第三十六条第一項」に、「五万円」を「三十万円」に改め、同条を第四十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十四条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定鉱害防止事業機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條の許可を受けずに鉱害防止業務の全部を廃止したとき。

二 第二十九條第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第三十六條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第十七条中「二十万円」を「百万円」に改め、同条第二号中「第五条第三項」の下に「から第五項まで」を加え、同条を第四十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十二条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定鉱害防止事業機関の役員

又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十四条第四項において準用する第五条第五項の規定による命令に違反したとき。

三 第二十八条の規定による鉱害防止業務の停止の命令に違反したとき。

第十六条の前の見出しを削り、同条中「第十二条第一項」を「第三十三条第一項」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条を第四十条とする。

第十五条を削る。

第十四条第一項中「租鉱権者」の下に「（鉱山保安法第二十六条第二項の規定により採掘権者若しくは租鉱権者とみなされる者を含む。）」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

二 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定鉱害防止事業機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、指定鉱害防止事業機関の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第十四条を第三十六条とし、同条の次に次の三条及び章名を加える。

（聴聞）

第三十七条 通商産業大臣又は通商産業局長は、第二十五条、第二十八条又は第三十四条の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

二 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

三 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（経過措置）

第三十八条 この法律の規定に基づき通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、その通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（権限の委任）

第三十九条 この法律に規定する通商産業大臣の権限は、通商産業省令で定めるところにより、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に委任することができる。

第七章 罰則

第十三条第二項を削り、同条を第三十四条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第六章 雑則

（準用）

第三十五条 金属鉱業事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）第二十条の九の規定は、第十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により鉱害防止事業基金に拠出しなければならない金銭について準用する。この場合において、同法第二十条の九第一項中「前条」とあるのは、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）と、同条第一項から第三項までの規定中「納付義務者」とあるのは、採掘権者又は租鉱権者（鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二十六条第二項の規定により採掘権者又は租鉱権者とみなされる者を含む。）と読み替えるものとする。

二 鉱業法第七十一条から第七十七条までの規定は前条の規定による通商産業局長の処分についての審査請求について、同法第八十条の規定はその処分の取消しの訴えについて準用する。

第十二条第一項第二号中「第五条第三項」の下に「から第五項まで」を加え、同条を第三十三条とする。

第十一条の次に次の一章及び章名を加える。

第四章 鉱害防止事業基金等

第一節 鉱害防止事業基金

（鉱害防止事業基金）

第十二条 採掘権者又は租鉱権者は、第二条第六項の規定による指定の日の属する年度（その指定が当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に行われた場合にあっては、その指定の日の属する年度の翌年度の）の初日から起算して六年を超えない範囲内で次項に規定する必要な費用の額を勘案して通商産業省令で定める期間が終了する日の属する年度まで毎年度、その指定特定施設ごとに、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長が同項の規定により通知する額の金銭を、金属鉱業事業団に設けられた鉱害防止事業基金に拠出しなければならない。

二 鉱害防止事業基金に拠出する金銭の額は、当該指定特定施設に係る次条第一項に規定する鉱害防止業務を永続的に実施するために必要な費用の財源をその運用によつて得ることができる額及びその拠出する期間を基礎とし、通商産業省令で定める算定基準に従い、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長が算定して通知する額とする。

三 第一項の規定は、天災その他通商産業省令で定めるやむを得ない事由により当該指定特定施設に係る次条第一項に規定する鉱害防止業務を永続的に実施するために必要な費用の財源をその運用によつて得ることができなくなつた場合について準用する。この場合において、第一項中「第二條第六項の規定による指定の日の属する年度（その指定が当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に行われた場合にあっては、その指定の日の属する年度の翌年度の）の初日から起算して六年」とあるのは、「その事由が生じた日の属する年度の初日から起算して三年」と読み替えるものとする。

第十条第一項の規定は、鉱害防止事業基金について準用する。この場合において、同項中「採掘権者又は租鉱権者」とあるのは「採掘権者又は租鉱権者（鉱山保安法第二十六条第二項の規定により採掘権者又は租鉱権者とみなされる者を含む。）」と、「積み立てた」とあるのは「拠出した」と読み替えるものとする。

（鉱害防止業務の実施）

第十三条 前条第一項の規定による鉱害防止事業基金への拠出を終了した採掘権者又は租鉱権者がその鉱害防止事業計画に基づいて実施する当該指定特定施設に係る鉱害防止業務その他当該指定特定施設について鉱山保安法の規定により講じなければならない措置（以下「鉱害防止業務」という。）は、通商産業大臣が指定する者（以下「指定鉱害防止事業機関」という。）が行う。

二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四十条及び第六十六条から第八十条まで並びに鉱山保安法第三十一条の二の規定は、前項の規定により指定鉱害防止業務を実施する指定鉱害防止事業機関について準用する。

三 金属鉱業事業団は、第一項の規定により鉱害防止業務を実施する指定鉱害防止事業機関から支払の請求を受けたときは、通商産業省令で定めるところにより、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業基金の運用により生ずる収入の範囲内で、当該指定鉱害防止業務を実施するために必要な費用を支払うものとする。

四 鉱山保安法の規定は、第一項に規定する採掘権者又は租鉱権者の指定特定施設について同項の規定により指定鉱害防止事業機関が鉱害防止業務を実施しているときは、その実施している鉱害防止業務の範囲において、その指定特定施設については、適用しない。

（採掘権者又は租鉱権者の不存在）

第十四条 前条第一項に規定する採掘権者又は租鉱権者が存しなくなつたときは、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業は、その指定特定施設を実施していた指定鉱害防止事業機関が当該指

定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づいて行うものとする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する場合における鉱害防止事業の実施について準用する。

3 第一項の規定により鉱害防止事業を実施する指定鉱害防止事業機関は、第五条第五項に規定する事由により当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づいて鉱害防止事業を実施することができなくなつたとき、その他特に必要があると認めるときは、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画を変更することができる。この場合において、当該指定鉱害防止事業機関は、通商産業省令で定めるところにより、これを鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に届け出なければならない。

4 第五条第二項の規定は前項の規定による届出について、同条第五項の規定は当該届出に係る鉱害防止事業計画について準用する。

5 採掘権者又は租鉱権者が存しなくなつた場合であつて、当該採掘権者又は租鉱権者が第十二条第一項の規定による鉱害防止事業基金への拠出を終了していないときは、当該採掘権者又は租鉱権者の鉱害防止事業基金への拠出は、当該採掘権者又は租鉱権者が存しなくなつたときに終了したものとなし、前条第一項から第三項まで及び前各項の規定を適用する。この場合において、第一項中「その鉱害防止事業を実施していた指定鉱害防止事業機関」とあるのは、「通商産業省令で定めるところにより、指定鉱害防止事業機関」とする。

(通商産業省令への委任)
第十五条 この節に規定するもののほか、鉱害防止事業基金への拠出並びに鉱害防止業務及び鉱害防止事業の実施に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第二節 指定鉱害防止事業機関
(指定)
第十六条 第十三条第一項の指定は、通商産業省

令で定めるところにより、鉱害防止業務を行う者とする者の申請により行う。

(欠格条項)
第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第十三条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律、鉱山保安法若しくは鉱業法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十八条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者
イ 第一号に該当する者
ロ 第二十五条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)
第十八条 通商産業大臣は、第十六条の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 鉱害防止業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員の構成が鉱害防止業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 鉱害防止業務以外の業務を行つてるときは、その業務を行うことによつて鉱害防止業務が不公平になるおそれがないものであること。
四 その指定をすることによつて鉱害防止業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(鉱害防止業務の実施義務)
第十九条 指定鉱害防止事業機関は、通商産業大

臣から鉱害防止業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その鉱害防止業務を行わなければならない。

(変更の届出)
第二十条 指定鉱害防止事業機関は、その名称又は鉱害防止業務を行う事務所若しくは事業場の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)
第二十一条 指定鉱害防止事業機関は、鉱害防止業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が鉱害防止業務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)
第二十二条 指定鉱害防止事業機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、鉱害防止業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)
第二十三条 指定鉱害防止事業機関は、毎事業年度開始前に(第十三条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定鉱害防止事業機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなけ

ればならない。

(役員の選任及び解任)
第二十四条 指定鉱害防止事業機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解任命令)
第二十五条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関の役員が、この法律、鉱山保安法若しくは鉱業法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定鉱害防止事業機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員(地位))
第二十六条 鉱害防止業務に従事する指定鉱害防止事業機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)
第二十七条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関が第十八条第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定鉱害防止事業機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対し、鉱害防止業務に関し監督上必要な命令をすることができ

る。

(指定の取消し等)
第二十八条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 この節の規定に違反したとき。
二 第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第二十一条第一項の認可を受けた業務規程によらないで鉱害防止業務を行つたとき。

四 第二十一条第三項、第二十五条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。
(帳簿の記載)

第二十九条 指定鉱害防止事業機関は、帳簿を備え、鉱害防止業務に關し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(金屬鉱業事業団等による鉱害防止業務)
第三十条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関が第二十一条の許可を受けて鉱害防止業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したとき、第二十八条の規定により指定鉱害防止事業機関の指定を取り消したとき、同条の規定により指定鉱害防止事業機関に対し鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定鉱害防止事業機関が天災その他の事由により鉱害防止業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該鉱害防止業務の全部又は一部を金屬鉱業事業団、他の指定鉱害防止事業機関その他の通商産業省令で定める者のうち、その指定するもの(以下「金屬鉱業事業団等」という。)に行わせるものとする。

2 第十三条第二項から第四項まで及び第十四条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により鉱害防止業務を実施する金屬鉱業事業団等について準用する。

3 金屬鉱業事業団等が第一項の規定により鉱害防止業務の全部又は一部を行う場合における鉱害防止業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

(公示)
第三十一条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十三条第一項又は前条第一項の指定をし

たとき。

二 第二十条の規定による届出があつたとき。

三 第二十一条の許可をしたとき。

四 第二十八条の規定により指定を取り消し、又は鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により金屬鉱業事業団等が鉱害防止業務の全部若しくは一部を行うこととするとき、又は金屬鉱業事業団等が行つていた鉱害防止業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(通商産業省令への委任)
第三十二条 この節に規定するもののほか、指定鉱害防止事業機関及び金屬鉱業事業団等の行う鉱害防止業務に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 監督
附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行前に改正前の金屬鉱業等鉱害対策特別措置法(以下「旧法」という。)第五

条第一項の規定による届出をした者は、改正後の金屬鉱業等鉱害対策特別措置法(以下「新法」という。)第五条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現にその使用を終了している特定施設(旧法の施行前にその使用を終了しているものを除く。)に係る採掘権者若しくは租鉱権者又は採掘権者若しくは租鉱権者であつた者は、旧法第七条第一項の規定により積み立てなければならない金銭であつてこの法律の施行の日以前までに積み立てていないものがあるときは、通商産業省令で定めるところにより、その額に相当する額の金銭を新法第七条第一項の鉱害防止積立金として積み立てなければ

ならない。

2 新法第三十三条、第三十四条及び第三十七条の規定は、前項の規定により金銭を積み立てなければならぬ者について準用する。

3 前項において準用する新法第三十三条第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

第四条 この法律の施行前に行われた旧法第十二条の規定による命令及び旧法第十三条の規定による取消しについては、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(金屬鉱業事業団法の一部改正)
第六条 金屬鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 金屬鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により拠出される金銭の徴収及びその運用並びに同法第十三条第三項(同法第十四条第二項及び第三十條第二項において準用する場合を含む。)の規定による必要な費用の支払

第十八条第三項中「第一項第十七号」を「第一項第十八号」に改める。

第二十三条の二中「に係る經理の下に」、第十八条第一項第十四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に係る經理及び同項第十五号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)

以下「第十五号業務」という。)に係る經理)を加え、「特別の勘定」を「それぞれ、特別の勘定(以下「特別勘定」という。))に改める。

第二十四条第一項及び第二項中「事業団はの下に」、特別勘定以外の一般の勘定において「を加え、同条に次の三項を加える。

4 前三項の規定は、精密調査に係る特別勘定に準用する。

5 第一項及び第二項の規定は、精密調査に係る特別勘定以外の特別勘定に準用する。この場合において、第一項中「その残余の額を国庫に納付しなければならない」とあるのは、その残余の額第十五号業務に係る特別勘定にあつては、その残余の額に通商産業省令で定める率を乗じて得た額以上の額を積立金として積み立てなければならない」と、第二項中「これを」とあるのは「前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は」と読み替へるものとする。

6 事業団は、第十五号業務に係る特別勘定において、前項において準用する第一項の規定による積立てを行つた後、なお残余があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その残余の額を第二十六条の二第一項の鉱害防止事業基金に組み入れることができる。

第二十六条の二に次の一条を加える。

(鉱害防止事業基金)
第二十六条の二 事業団は、第十五号業務に關して、鉱害防止事業基金を設け、金屬鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により拠出された金額と第二十四条第六項の規定により組み入れられた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前条の規定は、鉱害防止事業基金を運用する場合に準用する。この場合において、同条第四号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約のあるもの」と読み替へるものとする。

第三十四条第四号中「余裕金」の下に「を運用し、又は第二十六条の二第二項において準用する第二十六条の規定に違反して鉱害防止事業基金」を加える。

理由

最近における金属鉱業等をめぐる経済的社会的諸事情にかんがみ、金属鉱業等の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場の使用の終了後において鉱害を防止するための事業の確実かつ永続的な実施を図るため、鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関制度を新設して鉱害防止事業の実施体制を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成四年三月二十三日印刷

平成四年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局